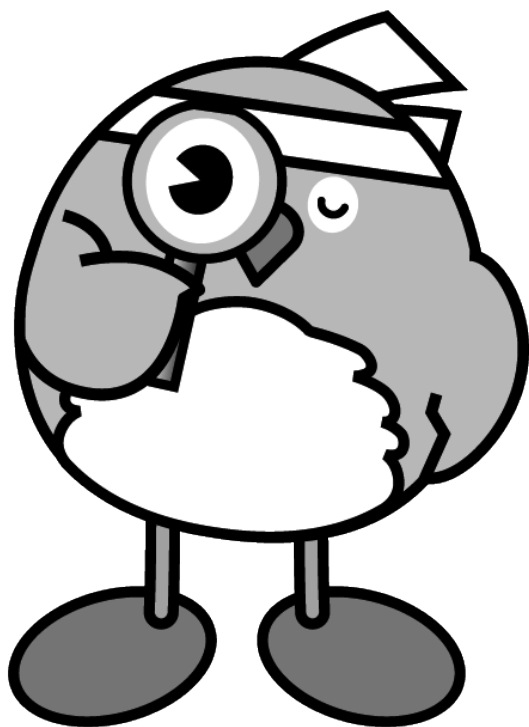


令和 8 年度

税務ハンドブック



大分県

この小冊子は、税務事務の参考とするため、
県税をはじめ、国税、市町村税についての
あらましをまとめたものです。

表紙の絵：大分県応援団“鳥”「めじろん」

目次

* 令和8年度大分県一般会計予算	1
* 税金の種類	2
* 県税ミニ知識	3

* 県税

● 県民税（個人）	4
● 県民税（利子割）	16
● 県民税（配当割）	18
● 県民税（株式等譲渡所得割）	18
● 森林環境税（国税）	20
● 県民税（法人）	22
● 事業税（個人）	26
● 事業税（法人）	28
● 特別法人事業税（国税）（法人）	34
● 地方法人特別税（国税）（法人）	34
● 地方消費税	36
● 不動産取得税	38
● 県たばこ税	44
● ゴルフ場利用税	46
● 軽油引取税	48
● 自動車税	50
● 鉱区税	60
● 県固定資産税	60
● 狩猟税	62
● 産業廃棄物税	64

* 市町村税

● 市町村民税（個人）	66
● 市町村民税（法人）	68
● 固定資産税	70
● 市町村たばこ税	78
● 軽自動車税	78
● 鉱産税	82
● 特別土地保有税	82
● 入湯税	82
● 事業所税	84
● 都市計画税	84

* 国税

● 所得税	86
● 復興特別所得税	96
● 法人税	98
● 地方法人税	98
● 防衛特別法人税	98
● 相続税	100
● 贈与税	100

● 消費税	104
● 印紙税	106
● 登録免許税	106
● たばこ税	106
● たばこ特別税	106

* 官公庁案内

● 県税事務所	108
● 市役所	108
● 町村役場	108
● 税務署	108
● 法務局・支局	109
● 裁判所	109

* 県税の申告と納税の期限一覧

* 市町村税の市町村別納期一覧

* 県税事務所の所在地及び管轄区域

* 電子申告の受付及び電子納税について

	110
	111
	112
	113

凡例

このパンフレットで使用している法令等の略称は次のとおりです。略称のないものは、地方税法です。

旧法-改正前の地方税法

令-地方税法施行令

所-所得税法

法-法人税法

相-相続税法

消-消費税法

印-印紙税法

登-登録免許税法

措-租税特別措置法

たばこ法-たばこ税法

暫定法-地方法人特別税等に関する暫定措置法

条例-大分県税条例

条例規則-大分県税条例施行規則

産廃条例-大分県産業廃棄物税条例

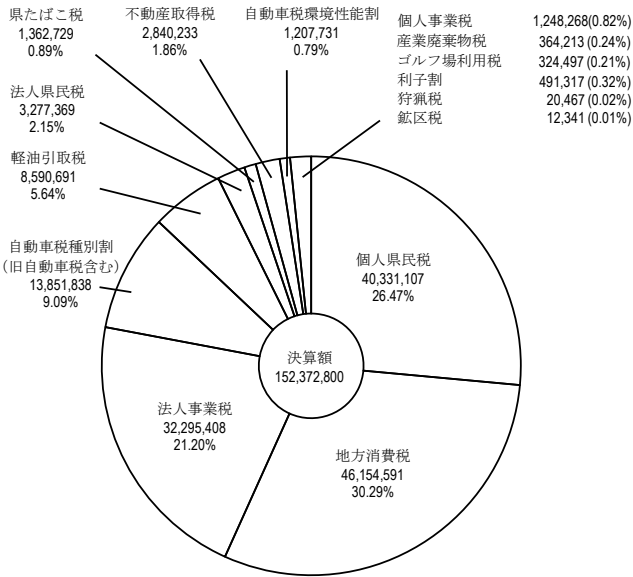
産廃規則-大分県産業廃棄物税条例施行規則

復法-東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源確保に関する特別措置法

この冊子は、原則として令和8年3月31日現在の地方税法等の成立状況等に基づいて作成しています。

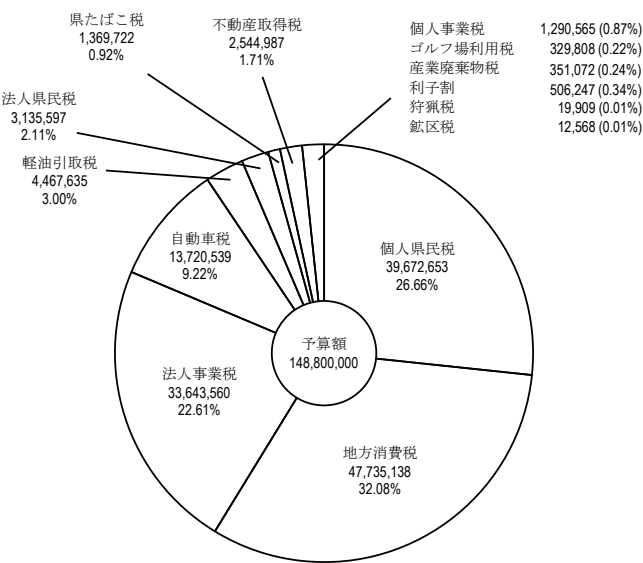
令和 7 年度県税決算額構成比

(単位：千円)



令和 8 年度県税当初予算額構成比

(単位：千円)



税金の種類

地方税

県税	普通税	県民税(個人・法人・利子割・配当割・株式等譲渡所得割)	(直)
		事業税(個人・法人)	(直)
		地方消費税	(間)
		不動産取得税	(直)
		県たばこ税	(間)
		ゴルフ場利用税	(間)
		軽油引取税	(間)
		自動車税	(直)
		鉾区税	(直)
		県固定資産税	(直)
	目的税	狩猟税	(直)
		産業廃棄物税	(間)
		●水利地益税	(直)
市町村税	普通税	市町村民税(個人・法人)	(直)
		固定資産税	(直)
		軽自動車税	(直)
		市町村たばこ税	(間)
		鉾産税	(直)
		特別土地保有税	(直)
	目的税	入湯税	(間)
		事業所税	(直)
		都市計画税	(直)
		国民健康保険税	(直)
		●水利地益税	(直)
		●共同施設税	(直)
		●宅地開発税	(直)

〈注〉

- は県内での該当はない。
- (直)は直接税
- (間)は間接税
- 間接税には、直接税と間接税に正確に分類できないものも含まれている。

国税

直接税	所得税
	復興特別所得税
	法人税
	地方法人税
	防衛特別法人税
	相続税
	贈与税
	森林環境税
間接税等	消費税
	酒税
	たばこ税
	揮発油税
	石油ガス税
	航空機燃料税
	石油石炭税
	自動車重量税
	関税
	とん税
	特別とん税
	印紙税
	登録免許税
	電源開発促進税
	国際観光旅客税

〈注〉

- 「間接税等」の中には、直接税と間接税に正確に分類できないものも含まれている。

県税ミニ知識

税率の種類（1 条等）

- (1) 標準税率…地方団体が課税する場合に通常よるべき税率。財政上、特別の必要がある場合には、これと異なる税率を定めることができる。
- (2) 制限税率…地方団体が税率を定める場合に、それを超えることができない税率
- (3) 一定税率…地方団体がそれ以外の税率を定めることができない税率
- (4) 任意税率…地方団体が法定外普通税率等で、独自に定めることができる税率

納税方法の種類（1 条）

- (1) 普通徴収…納税通知書を納税者に交付し、それによって納税する方法
- (2) 申告納付…納税者が課税標準額、税額を申告し、申告した税金を納付する方法
- (3) 特別徴収…徴収について便宜を有する者（特別徴収義務者）が税金を徴収し、その者が納入（申告納入）する方法
- (4) 証紙徴収…納税通知書を交付せずに、地方団体発行の証紙をもって納税する方法

不均一課税（6 条、7 条）

特定の事由がある場合に、一定の範囲に限って、一般の税率と異なる税率で課税するなど不均一に課税する方法

納税義務の承継（9 条～9 条の 3）

相続の場合は被相続人分について相続人が、法人の合併の場合は被合併法人分について合併後、存続又は設立された法人が納税義務を承継する。

連帯納税義務（10 条、10 条の 2）

共有物、共同使用物、共同事業、共同行為等に対する税金等は、納税者等が連帯して納税の義務を負う。連帯納税義務については、民法「連帯債務」の規定を準用する。

第二次納税義務（11 条～11 条の 9、12 条の 2）

本来の納税者、特別徴収義務者の徴収金につき、その者の財産を滞納処分しても、なお、その徴収すべき額に不足すると認められる場合に限り、その者と特定の関係にある者は納税の義務を負う。

徴収金のうち優先順位（14 条の 5）

地方税（本税）は延滞金、各種加算金に先だって徴収する。

徴収猶予（15 条、16 条）

納税者又は特別徴収義務者等が、次の理由により、一時に納税が困難な場合は、申請に基づき 1 年の範囲内（やむを得ない理由と認められるときは 2 年の範囲内）で徴収猶予できる。ただし、原則として担保が必要。

- (1) 震災、風水害、火災等の災害を受けたり盗難にあったとき
- (2) 本人又は生計を一にする親族が病気や負傷したとき
- (3) 事業を休・廃止したとき
- (4) 事業に著しい損失を受けたとき
- (5) (1)～(4)に類する事実があったとき

過誤納金の還付（17 条～17 条の 4）

過誤納金がある場合は還付。ただし、他に納付・納入すべき徴収金があるときはそれに充当。還付・充当にあたっては一定の割合の還付加算金がつく。

更正・決定等の期間制限（17 条の 5）

更正・決定は、法定納期限の翌日から 5 年まで。賦課決定は法定納期限の翌日から 3 年まで。ただし、課税標準、税額を減額する賦課決定や不動産取得税等に係る賦課決定については 5 年まで。偽りその他不正の行為による更正・決定等は法定納期限の翌日から起算して 7 年まで。

課税標準額・税額等の端数計算（20 条の 4 の 2）

原則として、課税標準額は 1,000 円未満切り捨て、税額は 100 円未満切り捨て（ゴルフ場利用税等は 1 円未満切り捨て）

期間計算、期間の特例（20 条の 5）

期間計算は民法の例による。期限が休日及び土曜日等に該当するときは、原則としてこれらの日の翌日を期限とみなす。

県 税

県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等																																	
県 民 税 (個人) ＜総合課税＞	納税義務者（24 条） (1) 県内に住所を有する個人…均等割額と所得割額の合計額 (2) 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、その事務所等を有する市町村内に住所を有しない者…均等割額のみ 非課税（24 条の 5、附則 3 条の 3） (1) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者 (2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が 135 万円以下の者 (3) 均等割のみ非課税…前年の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下の者 (4) 所得割のみ非課税…総所得金額等の合計額が、35 万円×（同一生計配偶者及び扶養親族の合計数＋1）＋10 万円＋32 万円（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合に加算）以下の者。 所得割の課税標準（32 条） 前年の所得について、原則として所得税法その他の所得税に関する法令の規定によって算定した所得金額と同じ金額 〈所得の種類〉 総合課税される所得…87、88 ページ参照 分離課税される所得…89 ページ参照 〈所得割の課税標準〉 <table><tr><td>利 子</td><td>配 当</td><td>不 動 産</td><td>事 業</td><td>給 与</td><td>短 期 譲 渡</td><td>長 期 譲 渡</td><td>雑 所 得</td><td>一 時 所 得</td><td>所 得 控 除</td><td>課 税 総 所 得 金 額</td></tr><tr><td>+</td><td>+</td><td>+</td><td>+</td><td>+</td><td>+</td><td>× ½</td><td>+</td><td>× ½</td><td>-</td><td>=</td></tr><tr><td>所 得</td><td>所 得</td><td>所 得</td><td>所 得</td><td>所 得</td><td>所 得</td><td>所 得</td><td>所 得</td><td>所 得</td><td>所 得</td><td>所 得</td></tr></table> 〈注〉分離課税される所得割の課税標準は 12～19 ページ参照	利 子	配 当	不 動 産	事 業	給 与	短 期 譲 渡	長 期 譲 渡	雑 所 得	一 時 所 得	所 得 控 除	課 税 総 所 得 金 額	+	+	+	+	+	+	× ½	+	× ½	-	=	所 得	所 得	所 得	所 得	所 得	所 得	所 得	所 得	所 得	所 得	所 得
利 子	配 当	不 動 産	事 業	給 与	短 期 譲 渡	長 期 譲 渡	雑 所 得	一 時 所 得	所 得 控 除	課 税 総 所 得 金 額																								
+	+	+	+	+	+	× ½	+	× ½	-	=																								
所 得	所 得	所 得	所 得	所 得	所 得	所 得	所 得	所 得	所 得	所 得																								

税 率 等	納 期 等															
所得控除…項目と控除額 (34 条) (1) 雑損控除 (①と②のうち多い額) ① 損失額－総所得金額等×10% ② 災害関連支出額－5 万円 (2) 医療費控除 (①と②のうち選択した方の額) ① 医療費支出額－保険等補填金額－10 万円 (総所得金額等が 200 万円未満の場合はその 5%相当額) (限度額 200 万円) ② 対象スイッチ OTC 医薬品の購入金額－保険等補填金額－1 万 2 千円 (限度額 8 万 8 千円) (3) 社会保険料控除 …………… 支払った額 (4) 小規模企業共済等掛金控除… 支払った額 (5) 生命保険料控除 (注 1) 平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約の場合 ① 生命保険料 …………… 最高 3 万 5 千円 ② 個人年金保険料 …………… 最高 3 万 5 千円 平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約の場合 ① 生命保険料 …………… 最高 2 万 8 千円 ② 個人年金保険料 …………… 最高 2 万 8 千円 ③ 介護医療保険料 …………… 最高 2 万 8 千円 (限度額 7 万円) (6) 地震保険料控除 (注 2) …… 最高 2 万 5 千円 (7) 障害者控除…………… 26 万円 (特別障害者…………… 30 万円) (同居特別障害者…………… 53 万円) (8) 寡婦控除…………… 26 万円 (9) ひとり親控除…………… 30 万円 (10) 勤労学生控除…………… 26 万円 (11) 配偶者控除 (注 3) …… 最高 33 万円 70 歳以上の配偶者…………… 最高 38 万円 (12) 配偶者特別控除 (注 4) …… 最高 33 万円 (13) 扶養控除 16 歳未満…………… 控除なし 16 歳以上 19 歳未満 又は 23 歳以上 70 歳未満 …… 33 万円 19 歳以上 23 歳未満の扶養親族… 45 万円 70 歳以上の扶養親族…………… 38 万円 70 歳以上の同居老親等…………… 45 万円 (14) 特定親族特別控除 (注 5) …… 45 万円 (15) 基礎控除 (注 6) …………… 43 万円	賦課期日 (39 条) ……1 月 1 日 賦課徴収 (41 条、319 条) 1 月 1 日現在の住所地の市町村が市町村民税と併せて賦課徴収する。 申告期限 (45 条の 2) ……3 月 15 日 納期 市町村民税と同じ (1) 普通徴収 (42 条、320 条) (110～111 ページ参照) (2) 特別徴収 (42 条、321 条の 3、321 条の 5、321 条の 7 の 2、321 条の 7 の 4、321 条の 7 の 6、321 条の 7 の 8) 給与所得者の住民税は、給与の支払者 (特別徴収義務者) が、6 月から翌年の 5 月までの給与から徴収し、翌月 10 日までに市町村に納入する。 ●年の途中で退職するとき 給与所得者の住民税は、給与から特別徴収されているが、退職により特別徴収することができなくなった残りの住民税は次のように取り扱う。(42 条、321 条の 5) ① 6 月 1 日～12 月 31 日の退職者 本人の選択により、退職時までに支払われる給与、退職金から一括特別徴収するか、普通徴収により本人が納付する。 ② 1 月 1 日～4 月 30 日の退職者 一括特別徴収 ③ 退職金が残税額以下のとき 普通徴収により本人が納付する。 また、65 歳以上の公的年金受給者の住民税は、年金保険者 (特別徴収義務者) が、4 月から翌年 2 月までの年金から徴収し、その徴収した日の属する月の翌月 10 日までに市町村に納入する。															
〈注 1〉 生命保険料控除 (平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約に係る控除) <table><tr><th>保険料の区分</th><th>支払った保険料</th><th>生命保険料控除額</th></tr><tr><td rowspan="5">一般の生命保険料 (個人年金保険料 も同じ)</td><td>15,000 円以下の場合</td><td>支払った保険料</td></tr><tr><td>15,000 円を超え</td><td rowspan="2">支払った保険料×1/2+7,500 円</td></tr><tr><td>40,000 円以下の場合</td></tr><tr><td>40,000 円を超え</td><td rowspan="2">支払った保険料×1/4+17,500 円</td></tr><tr><td>70,000 円以下の場合</td></tr><tr><td></td><td>70,000 円を超える場合</td><td>35,000 円</td></tr></table> ※一般の生命保険料と個人年金保険料の両方がある場合は、それぞれ算定した控除額を合算する。(7 ページへ続く)		保険料の区分	支払った保険料	生命保険料控除額	一般の生命保険料 (個人年金保険料 も同じ)	15,000 円以下の場合	支払った保険料	15,000 円を超え	支払った保険料×1/2+7,500 円	40,000 円以下の場合	40,000 円を超え	支払った保険料×1/4+17,500 円	70,000 円以下の場合		70,000 円を超える場合	35,000 円
保険料の区分	支払った保険料	生命保険料控除額														
一般の生命保険料 (個人年金保険料 も同じ)	15,000 円以下の場合	支払った保険料														
	15,000 円を超え	支払った保険料×1/2+7,500 円														
	40,000 円以下の場合															
	40,000 円を超え	支払った保険料×1/4+17,500 円														
	70,000 円以下の場合															
	70,000 円を超える場合	35,000 円														

県 税

県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等																										
県 民 税 (個人) ＜総合課税＞	（税額（所得割額）の計算方法） <table><tr><td>①課税総所得金額に対する税額</td><td rowspan="9">－</td><td>調 整 控 除</td><td>配 当 控 除</td><td>寄 附 金 税 額 控 除</td><td>外 国 税 額 控 除</td><td>配 当 割 額 等 控 除</td><td>住 宅 借 入 金 等 控 除</td><td rowspan="9">＝</td><td>所 得 割 額</td></tr><tr><td>②土地等に係る課税事業所得等に対する税額</td></tr><tr><td>③課税短期譲渡所得に対する税額</td></tr><tr><td>④課税長期譲渡所得に対する税額</td></tr><tr><td>⑤上場株式等に係る課税配当所得に対する税額</td></tr><tr><td>⑥株式等に係る課税譲渡所得等に対する税額</td></tr><tr><td>⑦商品先物取引に係る課税雑所得等に対する税額</td></tr><tr><td>⑧課税山林所得に対する税額</td></tr><tr><td>⑨課税退職所得に対する税額</td></tr></table> 〔注1〕 ②についての譲渡益に係る課税の特例（分離課税）は、平成10年1月1日から令和11年3月31日までの間に行われた土地の譲渡等については適用されない。（附則33条の3④） 〔注2〕 ⑨の退職所得は分離課税に係るものを除く。（50条の2）	①課税総所得金額に対する税額	－	調 整 控 除	配 当 控 除	寄 附 金 税 額 控 除	外 国 税 額 控 除	配 当 割 額 等 控 除	住 宅 借 入 金 等 控 除	＝	所 得 割 額	②土地等に係る課税事業所得等に対する税額	③課税短期譲渡所得に対する税額	④課税長期譲渡所得に対する税額	⑤上場株式等に係る課税配当所得に対する税額	⑥株式等に係る課税譲渡所得等に対する税額	⑦商品先物取引に係る課税雑所得等に対する税額	⑧課税山林所得に対する税額	⑨課税退職所得に対する税額								
①課税総所得金額に対する税額	－	調 整 控 除		配 当 控 除	寄 附 金 税 額 控 除	外 国 税 額 控 除	配 当 割 額 等 控 除	住 宅 借 入 金 等 控 除	＝		所 得 割 額																
②土地等に係る課税事業所得等に対する税額																											
③課税短期譲渡所得に対する税額																											
④課税長期譲渡所得に対する税額																											
⑤上場株式等に係る課税配当所得に対する税額																											
⑥株式等に係る課税譲渡所得等に対する税額																											
⑦商品先物取引に係る課税雑所得等に対する税額																											
⑧課税山林所得に対する税額																											
⑨課税退職所得に対する税額																											
税額控除 (1) 調整控除（37条） 所得税から住民税への税源移譲に伴う調整措置として、所得税と住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、所得割額から次の額を控除する。 ①合計課税所得金額が200万円以下の者 アとイのいずれか小さい額の2%（3%） ア 人的控除額の差の合計額 イ 合計課税所得金額 ②合計課税所得金額が200万円超の者 {人的控除額の差の合計額－（合計課税所得金額－200万円）} ×2%（3%） この額が1,000円(1,500円)未満の場合は1,000円(1,500円)となる。 〔注〕（ ）内は市町村民税の割合等 合計課税所得金額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額である。																											
(2) 配当控除（附則5条） (単位：％) <table><tr><th>配当の種類</th><th>県民税</th><th>市町村民税</th></tr><tr><td>利益の配当</td><td>1.2</td><td>1.6</td></tr><tr><td>剰余金の分配・配当</td><td>(0.6)</td><td>(0.8)</td></tr><tr><td>特定株式投資信託又は特定投資信託の収益の分配</td><td></td><td></td></tr><tr><td>私募証券投資信託の収益の分配</td><td>0.6 (0.3)</td><td>0.8 (0.4)</td></tr><tr><td>一般外貨建等証券投資信託の収益の分配</td><td>0.3 (0.15)</td><td>0.4 (0.2)</td></tr></table> 〔注〕（ ）内の数字は課税総所得金額等が1,000万円を超える部分に含まれる配当所得の金額										配当の種類	県民税	市町村民税	利益の配当	1.2	1.6	剰余金の分配・配当	(0.6)	(0.8)	特定株式投資信託又は特定投資信託の収益の分配			私募証券投資信託の収益の分配	0.6 (0.3)	0.8 (0.4)	一般外貨建等証券投資信託の収益の分配	0.3 (0.15)	0.4 (0.2)
配当の種類	県民税	市町村民税																									
利益の配当	1.2	1.6																									
剰余金の分配・配当	(0.6)	(0.8)																									
特定株式投資信託又は特定投資信託の収益の分配																											
私募証券投資信託の収益の分配	0.6 (0.3)	0.8 (0.4)																									
一般外貨建等証券投資信託の収益の分配	0.3 (0.15)	0.4 (0.2)																									

税 率 等		納 期 等			
〈注 1〉 生命保険料控除（平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約に係る控除）					
保険料の区分	支払った保険料	生命保険料控除額			
一般の生命保険料 （個人年金保険料 と介護医療保険料 も同じ）	12,000 円以下の場合	支払った保険料			
	12,000 円を超え 32,000 円以下の場合	支払った保険料×1/2+6,000 円			
	32,000 円を超え 56,000 円以下の場合	支払った保険料×1/4+14,000 円			
	56,000 円を超える場合	28,000 円			
※一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の全てがある場合は、それぞれ算定した控除額を合算する。（限度額 7 万円）					
〈注 2〉 地震保険料控除					
保険料の区分	支払った保険料	地震保険料控除額			
①地震保険契約のみ		支払った保険料×1/2 （限度額 25,000 円）			
②長期損害保険契約のみ （平成 18 年 12 月 31 日まで に契約締結したもの）	5,000 円以下の場合	支払った保険料			
	5,000 円を超え 15,000 円以下の場合	支払った保険料×1/2+2,500 円			
	15,000 円を超える場合	10,000 円			
③ ①と②の両方		①により求められた金額+②により求められた金額 （限度額 25,000 円）			
〈注 3〉 配偶者控除					
配偶者の 合計所得金額		納税義務者の合計所得金額			
		900 万円 以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下	1,000 万円 超
58 万円 以下	70 歳未満	33 万円	22 万円	11 万円	対象外
	70 歳以上	38 万円	26 万円	13 万円	

県 税

県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
県 民 税 (個人) <総合課税>	(3) 寄附金税額控除 (37 条の 2) (県民税控除対象寄附金の合計額－2,000 円) × 4%＋特例控除額の 5 分の 2 (市町村民税の場合… (市町村民税控除対象寄附金の合計額－2,000 円) × 6%＋特例控除額の 5 分の 3) ※令和元年 6 月 1 日以降、特例控除額が加算される地方公共団体への寄附 (ふるさと納税) については、総務大臣が指定した団体のみが対象。 ※特例控除額の計算方法 (地方公共団体に対する寄附金－2,000 円) × (90%－所得税の限界税率) ＝特例控除額 (所得割額の 2 割を限度) なお、平成 25 年から復興特別所得税が課税されたことに伴い、所得税において寄附金控除の適用を受けた場合は、所得税の限界税率に 1.021 を乗じて特例控除額を算定する。 ※控除対象寄附金の限度額は、総所得金額等の 30% ※ふるさと納税ワンストップ特例制度 (附則 7 条) 平成 27 年 4 月 1 日以後に行われる地方公共団体に対する寄付金 (ふるさと納税) について、一定の条件 (ふるさと納税の寄付金控除を受ける目的以外で所得税や住民税の申告を行う必要のない者、その年にふるさと納税する自治体の数が 5 以下である者等) に該当する場合、控除に必要な確定申告が不要とされた。この特例適用時、寄付金が 2,000 円を超える場合、その超える部分について、個人住民税所得割額の概ね 2 割を限度として個人住民税から全額が控除される。 (4) 外国税額控除 (37 条の 3) <pre> graph LR A[外国税額] -- "引ききれなければ" --> B[所得税から控除] B -- "引ききれなければ" --> C[県民税で控除] C -- "引ききれなければ" --> D[市町村民税で控除] B --- E["控除限度額 (a) その年分の所得税額 / その年分の国外所得総額 × その年分の所得総額"] C --- F["控除限度額 (a) × 12%"] D --- G["控除限度額 (a) × 18%"] </pre> 〈注〉住民税の外国税額控除は、所得税で控除しきれない場合に行われます。その際、県民税から先に控除されます。 (5) 配当割額株式等譲渡所得割額の控除 (37 条の 4) 配当割・株式等譲渡所得割の 18、19 ページ参照 (6) 住宅借入金等特別税額控除 (附則 5 条の 4) 所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用がある者 (平成 21 年から令和 12 年 12 月 31 日までの間に居住の用に供した場合に限る。) のうち、当該年分の住宅借入金等特別税額控除から当該年分の所得税の額 (住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の額) を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人県民税において、次のいずれか小さい額を所得割の額から控除する。

税 率 等		納 期 等		
〈注 4〉配偶者特別控除				
配偶者の 合計所得金額	納税義務者の合計所得金額			1,000 万円 超
	900 万円 以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下	
58 万円超 100 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円	対象外
100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円	
105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円	
110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円	
115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円	
120 万円超 125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円	
125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円	
130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円	
133 万円超	対象外			
※配偶者特別控除は、生計を一にする控除対象配偶者以外の配偶者（他の納税義務者の扶養親族又は事業専従者を除く）で前年の合計所得金額が 58 万円超 133 万円以下であるものを有する納税義務者で、前年の合計所得金額が 1,000 万円以下の者に限り適用される。				
〈注 5〉特定親族特別控除				
特定親族の 合計所得金額	控除額			
58 万円超 95 万円以下	45 万円			
95 万円超 100 万円以下	41 万円			
100 万円超 105 万円以下	31 万円			
105 万円超 110 万円以下	21 万円			
110 万円超 115 万円以下	11 万円			
115 万円超 120 万円以下	6 万円			
120 万円超 123 万円以下	3 万円			
※特定親族特別控除は、生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族及び児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定によって里親に委託された児童（自己の配偶者、青色事業専従者に該当するもので青色事業専従給与の支払いを受ける者及び事業専従者に該当する者を除く。）のうち、前年の合計所得金額が 123 万円以下で控除対象親族に該当しない者に適用される。				
〈注 6〉基礎控除				
合計所得金額				
2,400 万円 以下	2,400 万円超 2,450 万円以下	2,450 万円超 2,500 万円以下	2,500 万円 超	
43 万円	29 万円	15 万円	対象外	

県 税

県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等																								
県 民 税 (個人) ＜総合課税＞	＜居住年が平成 26 年 3 月 31 日以前の場合＞ ①所得税において控除しきれなかった額×5 分の 2 (5 分の 3) ②所得税の課税総所得金額等の合計額×100 分の 2 (100 分の 3) ※②が 39,000 円 (58,500 円) を超える場合には、39,000 円 (58,500 円) を限度とする。																								
	＜居住年が平成 26 年 4 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日の場合＞ ※一定の要件を満たした場合には、令和 4 年 12 月 31 日まで ①所得税において控除しきれなかった額×5 分の 2 (5 分の 3) ②所得税の課税総所得金額等の合計額×100 分の 2.8 (100 分の 4.2) ※②が 54,600 円 (81,900 円) を超える場合には、54,600 円 (81,900 円) を限度とする。 ※②については、平成 26 年 4 月の消費税率の引上げ後に住宅を取得した場合に限る。消費税率の引上げ前に住宅を取得した場合は、 ＜居住年が平成 26 年 3 月 31 日以前の場合＞の②が適用される。 ※令和元年 10 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までの間に入居した者は、控除期間は 13 年とし、11 年目以降の 3 年間は建物購入価額の 2%の範囲で翌年度の個人住民税から控除される。																								
	＜居住年が令和 4 年 1 月 1 日以後の場合＞ ①所得税において控除しきれなかった額×5 分の 2 (5 分の 3) ②所得税の課税総所得金額等の合計額×100 分の 2 (100 分の 3) ※②が 39,000 円 (58,500 円) を超える場合には、39,000 円 (58,500 円) を限度とする。 () 内は、市町村民税の割合 ※控除期間																								
	<table><tr><td></td><td colspan="3">居住年</td></tr><tr><td></td><td>令和 4・5 年</td><td>令和 6・7 年</td><td>令和 8～12 年</td></tr><tr><td>新築(認定住宅等)</td><td>13 年</td><td>13 年</td><td>13 年</td></tr><tr><td>新築(その他の住宅)</td><td>13 年</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>既存住宅(認定住宅等)</td><td>10 年</td><td>10 年</td><td>13 年</td></tr><tr><td>既存住宅(その他の住宅)</td><td>10 年</td><td>10 年</td><td>10 年</td></tr></table>		居住年				令和 4・5 年	令和 6・7 年	令和 8～12 年	新築(認定住宅等)	13 年	13 年	13 年	新築(その他の住宅)	13 年	—	—	既存住宅(認定住宅等)	10 年	10 年	13 年	既存住宅(その他の住宅)	10 年	10 年	10 年
		居住年																							
		令和 4・5 年	令和 6・7 年	令和 8～12 年																					
	新築(認定住宅等)	13 年	13 年	13 年																					
	新築(その他の住宅)	13 年	—	—																					
	既存住宅(認定住宅等)	10 年	10 年	13 年																					
	既存住宅(その他の住宅)	10 年	10 年	10 年																					
(注 1) 認定住宅等は、認定長期優良住宅・認定低炭素住宅、ZEH 水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅のことを指す。																									
(注 2) その他の住宅は、省エネ基準を満たさない住宅のことを指す。																									
(注 3) 新築 (その他の住宅) に令和 6 年・7 年入居の場合、建築確認等の時期によっては控除対象となる場合がある。																									
(注 4) 新築 (省エネ基準適合住宅) は、令和 10 年以降適用対象外 (令和 9 年 12 月 31 日以前に建築確認を受けた場合又は令和 10 年 6 月 30 日以前に建築された場合は、控除期間 10 年)																									
(注 5) 令和 10 年以降、土砂災害などの災害レッドゾーンの新築 (建替え除く) は適用対象外 (既存住宅等は適用対象)																									
(6) 特別税額控除 (定額減税) (附則 5 条の 8) 令和 6 年度に限り、個人住民税所得割の額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族一人につき 1 万円が控除される。 ※納税者の合計所得金額が 1,805 万円 (給与収入 2,000 万円) 以下である場合に限る ※控除対象配偶者以外の同一生計配偶者分については、令和 7 年度分の個人住民税所得割の額から控除される。																									

税 率 等	納 期 等
税 率 均等割 1,500 円（38 条）（超過課税を含む） 〈注〉「森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例（おおいた森づくり税）」の施行に伴い、平成 18 年度から令和 12 年度までは、500 円が加算されている。 〈注〉「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行に伴い、平成 26 年度から令和 5 年度までは 500 円が加算されていた。 所得割 4%（35 条、50 条の 4）	

県 税

県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等												
県 民 税 (個人) <分離課税>	土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例（附則 33 条の 3） $A \quad \text{土地等に係る課税事業所得等} = \text{収入金額} - \text{取得費・改良費・販売費等}$ 譲渡した年の 1 月 1 日現在で、所有期間が 5 年以下の土地等で事業所得又は雑所得の基因となるものを譲渡したことによる所得。 この譲渡益に係る課税の特例は、平成 10 年 1 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの間に行われた土地の譲渡等については、適用されない（附則 33 条の 3④）。 土地建物等の譲渡に係る譲渡所得の課税の特例（附則 34 条、35 条） $B \quad \text{課税長期（短期）譲渡所得} = \text{譲渡価額} - \text{取得費} - \text{譲渡費用}$ (1) 長期譲渡所得（譲渡した年の 1 月 1 日現在で、5 年を超えて所有している土地・建物等を譲渡したとき） ア 一般の長期譲渡所得（一般所得分）（附則 34 条） イ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の特例（附則 34 条の 2） ウ 居住用財産を譲渡した場合の特例（附則 34 条の 3） 所有期間が 10 年を超える居住用家屋及びその敷地を譲渡した場合に軽減税率を適用 (2) 短期譲渡所得（譲渡した年の 1 月 1 日現在で、所有期間が 5 年以下の土地・建物等を譲渡したとき） ア 一般の短期譲渡所得（一般所得分）（附則 35 条 1 項） イ 国又は地方公共団体等への譲渡又は収用交換等による場合の特例（附則 35 条 3 項） 〈注〉長期譲渡所得（居住用財産の買換え等を除く）及び短期譲渡所得の損失の金額は、平成 16 年 1 月 1 日以後損益通算及び繰越控除ができない。（附則 34 条 1 項、35 条 1 項） ■特別控除 <table> <tr> <td>(1) 収用等（措 33 条の 4）</td> <td>5,000 万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 特定土地区画整理等（措 34 条）</td> <td>2,000 万円</td> </tr> <tr> <td>(3) 特定住宅地造成等（措 34 条の 2）</td> <td>1,500 万円</td> </tr> <tr> <td>(4) 農地保有の合理化等（措 34 条の 3）</td> <td>800 万円</td> </tr> <tr> <td>(5) 居住用財産（措 35 条）</td> <td>3,000 万円</td> </tr> <tr> <td>(6) 特定土地等（措 35 条の 2）</td> <td>1,000 万円</td> </tr> </table> 〈注〉重複して適用する場合は 5,000 万円が限度	(1) 収用等（措 33 条の 4）	5,000 万円	(2) 特定土地区画整理等（措 34 条）	2,000 万円	(3) 特定住宅地造成等（措 34 条の 2）	1,500 万円	(4) 農地保有の合理化等（措 34 条の 3）	800 万円	(5) 居住用財産（措 35 条）	3,000 万円	(6) 特定土地等（措 35 条の 2）	1,000 万円
(1) 収用等（措 33 条の 4）	5,000 万円												
(2) 特定土地区画整理等（措 34 条）	2,000 万円												
(3) 特定住宅地造成等（措 34 条の 2）	1,500 万円												
(4) 農地保有の合理化等（措 34 条の 3）	800 万円												
(5) 居住用財産（措 35 条）	3,000 万円												
(6) 特定土地等（措 35 条の 2）	1,000 万円												

税 率 等	納 期 等
①か②のいずれか多い金額 ① $A \times 4.8\%$ (7.2%) ② $\{(A + \text{課税総所得金額}) \times \text{通常税率※} - \text{課税総所得金額} \times \text{通常税率※}\} \times 110\%$ (注) ()内は、市町村民税の税率、通常税率※は 11、71 ページの所得割税率	
(1) 長期譲渡所得 ※は所得税の税率 ア 一般の長期譲渡所得 (平成 18 年 1 月 1 日以後の譲渡)(附則 34①④) $B \times 2\%$ (3%) ※所 15% イ 優良住宅地の造成等に係る長期譲渡所得 (平成 18 年 1 月 1 日～令和 10 年 12 月 31 日までの譲渡)(附則 34 の 2①④) ① B が 2,000 万円以下の場合 $B \times 1.6\%$ (2.4%) ※所 10% ② B が 2,000 万円超の場合 $32(48) \text{ 万円} + (B - 2,000 \text{ 万円}) \times 2\%$ (3%) ※所 15% (注) 特別控除及びその他の特例制度との併用はできない(附則 34 の 2③)。 ウ 居住用財産に係る長期譲渡所得 (平成 18 年 1 月 1 日以後の譲渡)(附則 34 条の 3①③) ① B が 6,000 万円以下の場合 $B \times 1.6\%$ (2.4%) ※所 10% ② B が 6,000 万円超の場合 $96(144) \text{ 万円} + (B - 6,000 \text{ 万円}) \times 2\%$ (3%) ※所 15%	譲渡所得の特例 (1) 特定の居住用財産の買換(措 36 条の 2) 10 年を超えて所有し、令和 9 年 12 月 31 日までの譲渡で次の条件を満たす場合、買換資産の価格が譲渡資産の価格以上のときは課税されない。 下回るときはその差額部分だけ課税される。 ア 譲渡する日現在で居住期間 10 年以上 イ 購入する家屋の床面積は 50 ㎡以上 ウ 購入する土地は 500 ㎡以下 エ 購入する住宅が既存住宅で耐火建築物である場合は、新築後経過年数が 25 年以内 オ 譲渡した年の前年から翌年までの 3 年間に買換える住宅を購入すること (2) 居住用財産の買換えの場合の譲渡損失の損益通算・繰越控除(措 41 条の 5) 居住用財産の買換えで生じた譲渡損失の金額のうち損益通算で控除しきれない部分の金額を、一定の条件の下で、譲渡した年の翌年以降 3 年内の各年分の総所得金額から控除できる。 主な条件は次のとおり ア 譲渡資産が譲渡する年の 1 月 1 日現在で所有期間が 5 年を超える個人の居住用資産であること。 イ 買換資産の取得に当たって住宅ローンを利用していること。 ウ 令和 9 年 12 月 31 日までに居住用財産を譲渡し、その譲渡した年の前年 1 月 1 日から翌年 12 月 31 日までに、新たに居住用財産を取得のうえ、当該取得の年の翌年 12 月 31 日までの間に納税義務者の居住の用に供し又は供する見込であること。 エ 合計所得金額が 3,000 万円以下であること。 オ 譲渡先が親族等ではないこと。

県 税

県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
県 民 税 (個人) ＜分離課税＞	株式等の譲渡所得等（附則 35 条の 2） ○株式等を譲渡したことによる所得 <u>上場株式等</u> ① 申告分離課税 ② 譲渡損失の繰越控除制度（翌年以降 3 年間）（附則 35 条の 2 の 6） <u>非上場株式等</u> 申告分離課税 〈注〉「特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除（翌年以降 3 年間）及び譲渡所得等（2 分の 1）の課税の特例」（附則 35 の 3）

税 率 等	納 期 等				
(2) 短期譲渡所得 ※は所得税の税率 ア 一般の短期譲渡所得 <table><tr><td>(平成 18 年 1 月 1 日以後の譲渡)(附則 35①⑤)</td></tr><tr><td>B × 3.6% (5.4%) ※所 30%</td></tr></table> イ 国又は地方公共団体等に係る短期譲渡所得 <table><tr><td>(平成 18 年 1 月 1 日以後の譲渡)(附則 35③⑦)</td></tr><tr><td>B × 2% (3%) ※所 15%</td></tr></table>	(平成 18 年 1 月 1 日以後の譲渡)(附則 35①⑤)	B × 3.6% (5.4%) ※所 30%	(平成 18 年 1 月 1 日以後の譲渡)(附則 35③⑦)	B × 2% (3%) ※所 15%	(3) 特定の居住用財産の譲渡損失の繰越控除 (措 41 条の 5 の 2) 居住用財産を譲渡し、買換えを前提としない場合の譲渡損失の金額を、一定の条件の下で譲渡資産に係る一定の借入金等の金額からその資産の譲渡価格を控除した残額を限度として、翌年以後 3 年以内の各年分の総所得金額等 (合計所得金額が 3,000 万円以下である年分に限る。)から控除できる。 ア 譲渡資産が譲渡する年の 1 月 1 日現在で所有期間が 5 年を超える個人の居住用財産であること。 イ 譲渡契約締結日の前日にその資産に係る一定の住宅借入金を有すること。 ウ 令和 9 年 12 月 31 日までに居住用財産を譲渡したものであること。 エ 親族等に対する譲渡ではないこと。
(平成 18 年 1 月 1 日以後の譲渡)(附則 35①⑤)					
B × 3.6% (5.4%) ※所 30%					
(平成 18 年 1 月 1 日以後の譲渡)(附則 35③⑦)					
B × 2% (3%) ※所 15%					
税率 上場株式等 申告分離課税 (附則 35 条の 2 の 2) 平成 18 年 1 月 1 日以後 平成 25 年 12 月 31 日まで 1.2% (1.8%) 平成 26 年 1 月 1 日以後 2% (3%) 非上場株式等 申告分離課税 (附則 35 条の 2) 平成 18 年 1 月 1 日以後 2% (3%)					

県 税

県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
県 民 税 (個人) <分離課税>	先物取引に係る雑所得等(附則 35 条の 4) ●商品先物取引等による所得で一定のもの ●繰越控除(附則 35 条の 4 の 2) 商品先物取引等に係る差金等決済により生じた損失は、3 年間繰越控除できる。 退職所得(50 条の 2~50 条の 10) 課税退職所得 = (収入金額－退職所得控除額) × 1/2 退職所得控除額(所 30 条) ①勤続年数が 20 年以下の場合 40 万円 × 勤続年数(最低 80 万円) ②勤続年数が 20 年を超える場合 70 万円 × (勤続年数－20 年) + 800 万円 ③障害者になったことに直接起因して退職した場合 ①又は②の額に 100 万円加算
県 民 税 (利子割) <分離課税>	納税義務者(24 条) 県内の金融機関等から利子等の支払を受ける個人。平成 28 年 1 月 1 日以降、法人に対して支払われた利子等については、利子割課税の対象外。 課税標準(71 条の 5) 支払を受けるべき利子等の額 利子等の額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によって算定されたもの 非課税 ●身体障害者等が支払を受ける少額預金、少額公債の各元本 350 万円までの利子等 ●財産形成住宅貯蓄、財産形成年金貯蓄の元本合計 550 万円までの利子等 ●非居住者が支払を受ける利子等 ●その他、所得税の取扱上非課税とされる利子等 清算(71 条の 25) 個人に係る所得金額を基準とした各都道府県ごとの「利子割清算基準額」に基づき都道府県間で清算。 利子割交付金 県は、納入された利子割額に相当する額に政令で定める率を乗じて得た額に都道府県間の清算により支払を受けた金額に相当する額を加算し、支払をした金額に相当する額を減額した額の 3/5 に相当する額を、個人県民税全体に占める当該市町村の割合の 3 年平均であつた額を、県内の市町村に交付する。 (71 条の 26、令 9 条の 15)

税 率 等	納 期 等
税率 平成 18 年 1 月 1 日以後 2% (3%) ※所 15%	
〈計算方法の概略は次のとおり〉 課税退職所得×税率 (50 条の 4) (税率は 11、67 ページの所得割の税率)	退職所得の特例 (50 条の 2、328 条の 5) 他の所得と区分して、退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の 1 月 1 日現在のその者の住所地の市町村に、支払者が特別徴収して申告納入する。 納期限…徴収の日の翌月 10 日 退職所得申告書 (50 条の 7、328 条の 7) 退職手当を受ける者は、支払いを受ける時までに支払者を經由して申告する。
税率 (71 条の 6) ……………5%	特別徴収 (71 条の 9) 利子等の支払時に金融機関等が特別徴収する。 申告納入 (71 条の 10) 金融機関等の特別徴収義務者は、徴収の日の属する月の翌月 10 日までに申告納入する。

県 税

県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
県 民 税 (配当割) <分離課税>	納税義務者 (24 条) 特定配当等（一定の上場株式等の配当割）の支払を受ける個人で、県内に住所を有するもの 課税標準 (71 条の 27) 支払を受けるべき特定配当等の額 特定配当等の額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によって算定されたもの ＊平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき特定公社債（国債・地方債・公募公社債等）の利子等及び特定口座外の割引債の償還差益が課税対象に加えられた。 配当割交付金 県は、納入された配当割の 59.4/100 に相当する額を、個人県民税全体に占める当該市町村の割合の 3 年平均であん分し、県内の市町村に交付する。 (71 条の 47、令 9 条の 18)
県 民 税 (株式等譲渡所得割) <分離課税>	納税義務者 (24 条) 所得税において源泉徴収を選択した特定口座（源泉徴収口座）における株式等の譲渡の対価又は源泉徴収口座における信用取引の差金決済の差益の支払を受ける個人で、支払を受けるべき日の属する年の 1 月 1 日現在において県内に住所を有するもの 課税標準 (71 条の 48) 特定株式等譲渡所得金額 特定株式等譲渡所得金額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によって算定されたもの ＊平成 28 年 1 月 1 日以降、特定口座内における特定公社債等の譲渡所得及び割引債の償還差益が課税対象に加えられた。 株式等譲渡所得割交付金 県は、納入された株式等譲渡所得割の 59.4/100 に相当する額を、個人県民税全体に占める当該市町村の割合の 3 年平均であん分し、県内の市町村に交付する。（71 条の 67、令 9 条の 22）

税 率 等	納 期 等
税率（71 条の 28） 5% 総合課税・申告分離課税の選択ができる 個人住民税の申告は不要だが、申告することにより総合課税、申告分離課税のどちらかを選択できるようになり、申告分離課税を選択した場合には、配当控除は適用されないが、上場株式等の譲渡損失との間で損益通算を行うことができる。 ＊平成 28 年 1 月 1 日以降、上記損益通算の対象に、特定公社債等の利子等及び譲渡所得を含む。	特別徴収（71 条の 30） 特定配当等の支払時に特定配当等の支払をする者が特別徴収する。 申告納入（71 条の 31） 特定配当等の支払をする特別徴収義務者は、徴収の日の属する月の翌月 10 日までに申告納入する。
税率（71 条の 49） 5% 申告分離課税の選択ができる 納税義務者が確定申告をした場合には、所得割額から株式等譲渡所得割相当額を控除する。 （32 条、37 条の 4、313 条、314 条の 9）	特別徴収（71 条の 50） 源泉徴収口座における株式等の譲渡の対価等の支払をする者が特別徴収する。 申告納入（71 条の 51） 特別徴収義務者は、徴収の日の属する年の翌年 1 月 10 日までに申告納入する。

県 税

県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
森 林 環 境 税 (国税)	納税義務者（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律 3 条） 国内に住所を有する個人 非課税（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律 4 条、 施行令 1 条） (1) 生活保護法の規定による生活扶助その他これに準ずるものとして政令で定める扶助を受けている者 (2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が 135 万円以下の者 (3) 前年の合計所得金額が政令で定める金額以下である者

税 率 等	納 期 等
税 率 （森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律 5 条） 1,000 円 賦課徴収 （森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律 7 条） 個人の市町村民税の均等割の賦課徴収の例により、県市町村民税の均等割の賦課徴収と併せて行う。	

県 税

県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
県 民 税 (法人)	納税義務者 (24 条) (1) 県内に事務所又は事業所を有する法人 均等割額と法人税割額の合算額 (2) 県内に寮、宿泊所、クラブ、その他これらに類する施設を有する法人で、県内に事務所、事業所を有しないもの 均等割額 (3) 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で県内に事務所又は事業所を有するもの 法人税割額 〈注 1〉 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものは法人とみなされる。 〈注 2〉 公益社団法人及び公益財団法人、地方自治法第 260 条の 2 第 7 項に規定する認可地縁団体、特定非営利活動法人は、収益事業を行うものを除き、申請により、県民税の均等割の免除を受けることができる場合がある。(条例 34 条の 2) 課税標準 (23 条) 法人税割額 法人税割の課税標準は、法人税法その他の法人税に関する法令の規定によって計算した法人税額で、「所得税額」「外国税額」「仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除」「一般試験研究費に係る法人税額の特別控除 (措 42 条の 4 第 4 項に規定する中小企業者等を除く)」「特別試験研究費に係る法人税額の特別控除 (措 42 条の 12 の 5 第 2 項に規定する中小企業者等を除く)」等の諸控除の控除前のものをいい、法人税に係る延滞税等の額は含まない。 課税標準の分割 (57 条) 法人税割額 二以上の都道府県に事務所等を有する法人は、課税標準を従業員数で按分する。(予定申告を除く) 非課税 (25 条) (1) 国、非課税独立行政法人、地方公共団体、土地改良区等 (2) 収益事業を行う場合を除いて…日本赤十字社、社会福祉法人、宗教法人、学校法人、労働組合、漁船保険組合、信用保証協会、農業共済組合、都道府県農業会議、中小企業団体中央会、国民健康保険組合、公務員共済組合等 均等割の課税区分の基準 (23 条、52 条) 資本金等の額 (1) 資本金等の額とは次のものをいう。 ① 保険業法に規定する相互会社…地方税法施行令に基づき算定した純資産額 ② 上記①以外の法人…法人税法に規定する資本金等の額から無償減資・資本準備金の取崩し額 (欠損填補等) を控除するとともに、無償増資の額を加算した額 (2) 算定期間の末日において「資本金等の額」(A) が「資本金の額と資本準備金の額の合計額」(B) を下回る場合は、(B) が税率区分の基準となる。

税 率 等	納 期 等																								
法人税割 (51 条、条例附則 17 条、条例附則 18 条) ※令和元年 9 月 30 日以前に開始する事業年度についてはカッコ書きの税率を適用 法人税額の 1.8% (4.0%) ただし、法人税割の課税標準となる法人税額が年 1 千万円以下の次のものについては、 1.0% (3.2%) ・資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの (保険業法に規定する相互会社を除く。) ・法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人 ・法人でない団体又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うもの (注) 事業年度が 1 年未満の場合は、月割りで算定する。月数は暦に従い計算し、1 月に満たない端数が生じたときは、1 月とする。 均等割 (52 条、森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例 3 条) <table border="1"> <thead> <tr> <th>法人の区分</th><th>税率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次に掲げる法人</td><td></td></tr> <tr> <td>イ 公共法人及び公益法人等のうち、均等割が課されないもの以外のもの (法人税別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く)</td><td></td></tr> <tr> <td>ロ 人格のない社団等</td><td></td></tr> <tr> <td>ハ 一般社団法人 (非営利型法人を除く) 及び一般財団法人 (非営利型法人を除く)</td><td>年額 21,000 円 (20,000 円)</td></tr> <tr> <td>ニ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの</td><td></td></tr> <tr> <td>ホ 資本金等の額を有する法人 (法人税別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)</td><td></td></tr> <tr> <td>で資本金等の額が 1 千万円以下の法人</td><td></td></tr> <tr> <td>資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人</td><td>年額 52,500 円 (50,000 円)</td></tr> <tr> <td>資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人</td><td>年額 136,500 円 (130,000 円)</td></tr> <tr> <td>資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人</td><td>年額 567,000 円 (540,000 円)</td></tr> <tr> <td>資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 50 億円を超える法人</td><td>年額 840,000 円 (800,000 円)</td></tr> </tbody> </table>	法人の区分	税率	次に掲げる法人		イ 公共法人及び公益法人等のうち、均等割が課されないもの以外のもの (法人税別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く)		ロ 人格のない社団等		ハ 一般社団法人 (非営利型法人を除く) 及び一般財団法人 (非営利型法人を除く)	年額 21,000 円 (20,000 円)	ニ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの		ホ 資本金等の額を有する法人 (法人税別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)		で資本金等の額が 1 千万円以下の法人		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人	年額 52,500 円 (50,000 円)	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人	年額 136,500 円 (130,000 円)	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人	年額 567,000 円 (540,000 円)	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 50 億円を超える法人	年額 840,000 円 (800,000 円)	確定申告納付 (53 条) 事業年度終了の日の翌日から 2 か月以内 中間申告納付 (53 条) 事業年度が 6 か月を超える法人は当該事業年度開始の日以後 6 か月を経過した日から 2 か月以内。 ただし、前事業年度の法人税の額の 6 か月相当分の額が、10 万円以下の場合等は中間申告を要しない。 清算中の法人 (旧法 53 条) (1) 事業年度終了の日の翌日から 2 か月以内 (2) 残余財産の一部分配の日の前日まで (3) 残余財産確定の日の翌日から 1 か月以内 〈注 1〉 清算所得に対する法人税額に係る法人税割の税率は 5.8% 〈注 2〉 平成 22 年 10 月 1 日以後に解散する法人については、清算所得課税を廃止し、通常の所得課税に移行 公共法人等で均等割のみが課されるもの (53 条) 毎年 4 月 30 日までに申告納付 〈注〉 定款等の定めにより、各事業年度終了の日から 2 月以内に定時総会が招集されない常況にある場合等は、法人税 (国税) の申告期限の延長の承認を受け、提出期限が 1 か月 (通算法人の場合は 2 か月、会計監査人を置いている一定の場合は最大 4 か月) 延長された場合は、法人県民税の申告についても同様に取り扱われる。 なお、この場合には、法人税の申告期限の延長がされた旨を届け出なければならない。 (53 条)
法人の区分	税率																								
次に掲げる法人																									
イ 公共法人及び公益法人等のうち、均等割が課されないもの以外のもの (法人税別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く)																									
ロ 人格のない社団等																									
ハ 一般社団法人 (非営利型法人を除く) 及び一般財団法人 (非営利型法人を除く)	年額 21,000 円 (20,000 円)																								
ニ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの																									
ホ 資本金等の額を有する法人 (法人税別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)																									
で資本金等の額が 1 千万円以下の法人																									
資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人	年額 52,500 円 (50,000 円)																								
資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人	年額 136,500 円 (130,000 円)																								
資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人	年額 567,000 円 (540,000 円)																								
資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 50 億円を超える法人	年額 840,000 円 (800,000 円)																								

県 税

県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
県 民 税 (法人)	グループ通算制度を適用する法人 令和4年4月1日以後開始する事業年度から、連結納税制度はグループ通算制度に移行。 グループ通算制度では、これまでの連結法人を通算法人、連結親法人を通算親法人、連結子法人を通算子法人、連結完全支配関係を通算完全支配関係とする。連結納税制度の承認を受けていた法人は、グループ通算制度に移行しない旨の届出書を提出しなければ、自動的にグループ通算制度の適用を受ける。 課税標準 (23条①四イ、53条) 法人税割の課税標準額＝法人税額＋加算調整額－減算調整額

税 率 等	納 期 等
〈注 1〉 税率はおおいた森づくり税相当額分を含む。 ※おおいた森づくり税（森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例）：森林環境を保全するなどの施策に充てる財源を確保するため、県内に事務所等を有し、均等割の納税義務がある法人は、平成 18 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から、均等割額の 5%相当額が加算される。 〈注 2〉 均等割額は、その算定期間中において事務所・事業所又は寮等を有していた月数に応じ、月割りで算定する。月数は暦に従い計算し、1 月に満たないときは 1 月とし、1 月に満たない端数が生じたときは切り捨てる。 税率（51 条・52 条） 法人税割・均等割ともグループ通算制度を適用しない法人に同じ	確定申告納付（53 条①） 通算法人は、通算法人以外の法人と同様、確定申告納付を行う。申告納付期限は通算親法人の法人税（国税）の申告納付期限と同じ。 中間申告納付（53 条①②） 通算法人は、通算親法人事業年度の期間を基準にして、通算法人以外の法人と同様、中間申告納付を行う。

県 税

県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
事 業 税 (個人)	納税義務者 (72 条の 2) 県内に事務所、事業所を設けて第 1 種～第 3 種の事業 (法定業種という) を行う個人 非課税事業等 (72 条の 4 等) 下欄の法人の事業税を参照 課税標準 (72 条の 49 の 11) 前年中の法定業種による事業所得・不動産所得 (年途中で事業を廃止した場合は、1 月 1 日から廃止した日までの分) 課税標準の計算 (72 条の 49 の 12、72 条の 49 の 14) 課 税 標 準 = 総 収 入 金 額 - 必 要 経 費 - 繰 越 控 除 等 - 事 業 主 控 除

税 率 等	納 期 等
法定業種と税率（72 条の 2、72 条の 49 の 17） 〈第 1 種事業〉……………5% 物品販売業、保険業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、運送業、倉庫業、駐車場業、請負業、印刷業、出版業、写真業、旅館業、料理店業、飲食店業、周旋業、代理業、公衆浴場業（温泉・サウナ等）、演劇興行業、不動産売買業、広告業等 〈第 2 種事業〉……………4% 畜産業、水産業、薪炭製造業（主として自家労力を用いて行うものは除く。） 〈第 3 種事業〉 医業、薬剤師業、獣医業、弁護士業、司法書士業、弁理士業、税理士業、公認会計士業、社会保険労務士業、不動産鑑定業、デザイン業、諸芸師匠業、理容業、美容業、クリーニング業、公衆浴場業（銭湯）等……………5% あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう業等……………3%	申告期間（72 条の 55） 3 月 15 日まで（年途中で事業を廃止した場合は、事業廃止の日から 1 か月以内。ただし、死亡による廃止の場合は 4 か月以内。） 納期（72 条の 51、条例 35 条の 7） (1) 第 1 期 8 月 16 日～ 8 月 31 日 第 2 期 11 月 1 日～11 月 15 日 ※年税額が 1 万円以下の場合は 8 月のみ (2) 年途中で事業を廃止した場合等……………納税通知書に定める納期 減免（72 条の 62）……………災害等の場合 ■個人事業税の申告は、所得税・住民税の申告をすれば不要 事業専従者控除や事業用資産の譲渡損失控除など個人事業税に特有なものは、所得税又は住民税申告書の「事業税に関する事項」欄に記載することが必要。 ただし、年途中で事業を廃止した場合は、個人事業税の申告が必要となる。

県 税

県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
事 業 税 (法人)	納税義務者 (72 条の 2) 県内に事務所又は事業所を設けて事業を行っている法人 ※法人課税信託の引受けを行う個人及び法人でない社团又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなされる。 非課税事業等 (72 条の 4 等) (1) 林業、鉱物掘採業、一定の農事組合法人が行う農業 (72 条の 4) (2) 医療法人等の社会保険診療等に係る所得 (72 条の 23) (3) 非課税法人等 (72 条の 4、72 条の 5) ①国、地方公共団体等 ②収益事業を行う場合を除いて …日本赤十字社、社会福祉法人等 課税標準 (72 条の 2 72 条の 12) (1) 下記以外の法人 原則として法人税と同じ方法により計算した「所得」又は「清算所得」〈注〉 なお、外形標準課税対象法人は 32 ページ参照 (2) 電気供給業(下記 (3) を除く)、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人 …収入金額 (3) 電気供給業のうち、小売電気事業、発電事業及び特定卸供給事業を行う法人 …収入金額、所得 〈注〉平成 22 年 10 月 1 日以後に解散する法人については、清算所得課税を廃止し、通常の所得課税に移行 欠損金の繰越控除 (1) 控除期間 損金として 7 年間(平成 20 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度において生じた欠損金については 9 年間、平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において生じた欠損金については 10 年間)繰越控除できる。 (2) 控除限度額 繰越控除前の所得金額の 100 分の 65 (平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度については 100 分の 60、平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度については 100 分の 55、平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度については 100 分の 50) 相当額 (中小法人等については、100 分の 100)

税 率 等				納 期 等	
標準税率（72 条 24 の 7） (1) 下記 (2) (3) 以外の法人					
①資本金又は出資金の額が 1 億円超の法人 (下記②③を除く)					
事業税の区分		R4. 4. 1 以後 開始する 事業年度	R 元. 10. 1 以後開始する 事業年度		
付加価値割		1. 2%			
資本割		0. 5%			
所得 割	年 400 万円以下の所得	1%		0. 4%	
	年 400 万円を超え 年 800 万円以下 の所得			0. 7%	
	年 800 万円を超える 所得			1%	
	軽減税率不適用法人 ※注 1			1%	
②公益法人等、人格のない社団等、みなし課税法人、投資法人、特定目的会社、一般社団法人、一般財団法人、 これら以外の法人 （下記③を除く）で、 資本金又は出資金の額が 1 億円以下のもの					
事業税の区分		R 元. 10. 1 以後 開始する事業年度			
所得 割	年 400 万円以下の所得	3. 5%			
	年 400 万円を超え 年 800 万円以下 の所得	5. 3%			
	年 800 万円を超える 所得	7%			
	軽減税率不適用法人 ※注 1	7%			
確定申告納付 (72 条 の 25、 72 条 の 28) (1) 事業年度終了の日から 2 か月以内 (2) 災害その他やむを得ない理由により決算が確定しない場合は、申請により、指定された日まで (3) 会計監査人による監査のため、決算が確定せず期限までに提出できない常況にある場合等は、申請により、事業年度終了の日から原則として 3 か月以内（通算申告法人の場合は 4 か月以内）					
中間申告納付（72 条 の 26） 事業年度が 6 か月を超える法人について、事業年度開始の日から 6 か月経過した日から 2 か月以内 ただし、所得割のみが課される法人で法人税の中間申告を要しない場合及び特別法人等は、中間申告を要しない。					
清算中の法人 (72 条 の 29、旧法 72 条 の 29) (1) 事業年度終了の日から 2 か月以内 (2) 残余財産の一部分配の日の前日まで (3) 残余財産確定の日から 1 か月以内 〈注〉平成 22 年 10 月 1 日前に解散した法人に限る。					
〈注 1〉「軽減税率不適用法人」とは、3 以上の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人で、資本金又は出資金の額が 1 千万円以上のものをいう。					

県 税

県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
事 業 税 (法人)	課税標準の分割（72条の48） 二以上の都道府県に事務所又は事業所（以下、事業所等）がある場合は、事業の種類により、次の方法で課税標準を分割する。 (1) 下記(2)～(5)以外の事業 課税標準の1/2：事業所等の数 課税標準の1/2：従業者数 であん分 (2) 電気供給業 ①小売電気事業 課税標準の1/2：事業所等の数 課税標準の1/2：従業者数 であん分 ②一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業 課税標準の3/4：発電所に接続する電線路の電力容量 課税標準の1/4：事業所等の固定資産の価額 （発電所に接続する電線路がない場合：事業所等の固定資産の価額） であん分 ③発電事業、特定卸供給事業 課税標準の3/4：発電所の用に供する固定資産の価額 課税標準の1/4：事業所等の固定資産の価額 （発電所の用に供する固定資産を有しない場合：事業所等の固定資産の価額） であん分 (3) ガス供給業、倉庫業 事務所等の固定資産の価額であん分 (4) 鉄道事業、軌道事業 事業所等の所在する都道府県内の軌道の延長キロメートル数であん分 (5) 製造業 従業者数であん分 〈注〉ただし、資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の工場の従業者数は1.5倍で計算 法人事業税交付金 県は納入された法人事業税から還付額等を減額した額の7.7/100（令和2年度は3.4/100）に相当する額を県内の市町村に交付する。交付基準は各市町村の従業者数。

税 率 等		納 期 等	
③特別法人※2			
事業税の区分		R 元. 10. 1 以後 開始する事業年度	
所得 割	年 400 万円以下の所得	3. 5%	
	年 400 万円を超える 所得	4. 9%	
	軽減税率不適用法人 ※注 1	4. 9%	
〈注 2〉「特別法人」とは、72 条の 24 の 7 第 7 項に 掲げる法人（農業協同組合、漁業協同組合、信用金庫、 労働金庫、医療法人等）をいう。			
(2)電気供給業（下記（3）を除く）、導管ガス 供給業※3、保険業及び貿易保険業を行う法 人			
事業税の区分		R 元. 10. 1 以後開始する事業年度	
収入割		1%	
〈注 3〉ガス供給業のうち、一般ガス供給業を行う法 人については、令和 4 年 4 月 1 日以後に開始する事業 年度から上記（1）①②又は③を適用。			
(3)電気供給業のうち小売電気事業等、発電事 業等及び特定卸供給事業※4 を行う法人			
①上記（1）①に掲げる法人			
事業税の区分	R2. 4. 1 以後開始 する事業年度	R 元. 10. 1 以後開始 する事業年度	
収入割	0. 75%	1%	
付加価値割	0. 37%	—	
資本割	0. 15%	—	
②上記（1）②③に掲げる法人			
事業税の区分	R2. 4. 1 以後開始 する事業年度	R 元. 10. 1 以後開始 する事業年度	
収入割	0. 75%	1%	
所得割	1. 85%	—	
〈注 4〉特定卸供給事業に係る税率は令和 4 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度から適用			

県 税

県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
事 業 税 (法人)	外形標準課税 納税義務者 (72 条の 2) 資本金の額又は出資金の額が 1 億円超の法人 (公共法人・公益法人等・収入金課税法人・特別法人その他一定の法人を除く。) 税額＝付加価値割額＋資本割額＋所得割額 課税標準 (72 条の 12) (1) 付加価値割 各事業年度の付加価値額 付加価値額＝収益配分額 (報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料) ± 単年度損益 ※報酬給与額のうち収益配分額の 7 割を超える部分については、課税標準から控除 (雇用安定控除) (2) 資本割 各事業年度の資本金等の額 ※無償減資等の金額は課税標準から控除し、無償増資等の金額は課税標準に加算する。 ※一定の持株会社については、総資産に占める子会社株式の帳簿価格の割合に相当する額を課税標準から控除 ※資本金等の額のうち 1 千億円を超える部分については、割落とし、1 兆円を超える部分は課税標準に算入しない。 〈注〉平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について、資本金等の額 (無償減資及び無償増資等を行った場合は、その調整後の金額) が資本金の額と資本準備金の額の合計額を下回る場合は、当該合計額を課税標準とする。 (3) 所得割 各事業年度の所得及び清算所得〈注〉で、原則として法人税の計算の例による。 〈注〉清算所得課税廃止については 28 ページ参照 適用期日：平成 16 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用 確定申告及び中間申告納付 29 ページ参照 なお、中間申告納付について、事業年度開始の日から 6 か月の期間の末日において、外形標準課税を適用する法人は、法人税の中間申告を要しない場合であっても中間申告を要する。(72 条の 26⑧)

税 率 等	納 期 等
令和4年4月1日以後に開始する事業年度から、ガス供給業を行う法人のうち、特定ガス供給業を行う法人については、収入割0.48%、付加価値割0.77%、資本割0.32%となる。 外形標準課税の適用対象法人の見直しについて (令和6年度税制改正) ○減資への対応 外形標準課税の対象法人について、現行基準(資本金1億円超)を維持した上で、当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。 ※令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用 ※令和6年3月30日前に外形標準課税の対象であった法人が、「駆け込み」で減資を行った場合で、上記基準に該当するときは、外形標準課税の対象とする等の所要の措置が講じられている。 ○100%子法人等への対応 資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。 ※令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用	(賃上げ促進税制に係る経過措置等) 賃上げの促進に係る課税標準の特例 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度において、要件を満たす場合、法人事業税付加価値割の課税標準より一定の金額を控除する。 ※雇用安定控除との重複控除の調整措置あり ※適用を受ける事業年度によって要件等が異なる。以下は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度における要件。 ○大企業(令和8年3月31日までの間に開始する事業年度をもって廃止) 継続雇用者の給与総額が前年度比3%以上増加した場合 ○中堅企業(常時使用する従業員数2,000人以下の法人) 継続雇用者の給与総額が前年度比4%以上増加した場合(令和8年3月31日までの間に開始する事業年度は3%以上) ○中小企業(資本金1億円以下の法人、協同組合等) 雇用者全体の給与総額が前年度比1.5%以上

県 税

県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
特 別 法 人 事 業 税 (国税) (法人) (令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用)	納税義務者 (特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第 4 条等) 県内に事務所又は事業所を設けて事業を行っている法人 ※法人課税信託の引受けを行う個人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなされる。 課税標準 (特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第 6 条) (1) 基準法人所得割額 ※地方税法の規定（課税免除及び不均一課税等に関する規定を除き、税率については標準税率による）によって計算した所得割額 (2) 基準法人収入割額 ※地方税法の規定（基準法人所得割額と同じ）によって計算した収入割額
地 方 法 人 特 別 税 (国税) (法人) (平成 20 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までの間に開始する事業年度について適用)	納税義務者（旧暫定法 5 条等） 県内に事務所又は事業所を設けて事業を行っている法人 ※法人課税信託の引受けを行う個人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなされる。 課税標準（旧暫定法 8 条等） (1) 基準法人所得割額 ※地方税法の規定（課税免除及び不均一課税等に関する規定を除き、税率については標準税率による）によって計算した所得割額 (2) 基準法人収入割額 ※地方税法の規定（基準法人所得割額と同じ）によって計算した収入割額

税 率 等		納 期 等	
税率 (特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第7条)		賦課徴収 (特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条) 都道府県が、法人事業税の賦課徴収の例により、法人事業税の賦課徴収と併せて行う。	
法人の区分	税率	申告納付 (特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第9～10条) 法人事業税と併せて申告納付。	
所得割額により法人事業税を課される 普通法人 (外形準課税対象法人を除く。)	基準法人 所得割額 37.0%		
所得割額により法人事業税を課される 特別法人 (外形準課税対象法人を除く。)	基準法人 所得割額 34.5%		
収入割額により法人事業税を課される法人(電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を行う法人を除く)	基準法人 収入割額 30.0%		
収入割額により法人事業税を課される法人(電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を行う法人)	基準法人 収入割額 40.0%		
所得割額により法人事業税を課される法人 (外形標準課税対象法人)	基準法人 所得割額 260.0%		
※令和2年4月1日以後に開始する事業年度の税率を記載 〈注〉特定卸供給事業に係る税率は令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用 〈注〉特定ガス供給業に係る税率は令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用、基準法人収入割額の62.5%			
税率(旧暫定法9条)		賦課徴収(旧暫定法10条) 都道府県が、法人事業税の賦課徴収の例により、法人事業税の賦課徴収と併せて行う。	
法人の区分	税率	申告納付(旧暫定法11～12条) 法人事業税と併せて申告納付。	
所得割額により法人事業税を課される 普通法人 (外形準課税対象法人を除く。)	基準法人 所得割額 43.2%		
所得割額により法人事業税を課される 特別法人 (外形準課税対象法人を除く。)	基準法人 所得割額 43.2%		
収入割額によって法人事業税を課される法人	基準法人 収入割額 43.2%		
所得割額によって法人事業税を課される法人 (外形標準課税対象法人)	基準法人 所得割額 414.2%		
※平成28年4月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度の税率を記載			

県 税

県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
地 方 消 費 税	納税義務者（72 条の 78、条例 35 条の 11） (1) 国内取引において、課税資産の譲渡等を行った事業者 (2) 輸入取引において、課税貨物を保税地域から引き取る者 課税標準（72 条の 77、条例 35 条の 11） 消費税額 清算（72 条の 114） 最終的に消費された都道府県の収入になるよう「消費に関連する指標」に基づき都道府県間で清算 ※清算に使われる「消費に関連する指標」 ・小売年間販売額（経済センサス活動調査） ・サービス業対個人事業収入額（経済センサス活動調査） ・人口（国勢調査） 地方消費税交付金 県は、都道府県間で清算された額の1/2に相当する額を、市町村に対し、人口・従業員数によりあん分して交付する。 なお、引上げ分の地方消費税に係る地方消費税交付金は全額人口によりあん分して交付する（72条の115）

税 率 等	納 期 等
税率（72条の83、条例35条の12） 令和元年10月から、消費税額の22/78 （消費税率7.8%に換算すると2.2%） なお、税率引上げ分の税収（市町村交付金を含む。）については、全て社会保障経費（年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対応するための施策に要する経費等）に充てることとされた。	申告納付等 国内取引については、当分の間は税務署に、消費税と併せて申告納付。 輸入取引については、税関に消費税と併せて申告納付。

県 税

県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
不動産取得税	納税義務者（73 条の 2） 土地や家屋を取得（購入、建築、贈与、交換等）した者 非課税（73 条の 3～73 条の 7） (1) 国、都道府県等による不動産の取得 (2) 宗教法人、学校法人等が本来の用に供するための不動産の取得 (3) 相続、法人の合併など形式的な所有権の移転等による不動産の取得 (4) 土地改良事業の施行に伴う換地の取得等 課税標準（73 条の 13、73 条の 21、附則 11 条の 5） 取得時の不動産（土地及び家屋）の価格。実際の取得価額や流通時価でなく、適正な時価をいうが、具体的には固定資産評価基準によって評価、決定した価格（新增築家屋等を除き、原則として固定資産課税台帳の登録価格）となる。 なお、宅地評価土地の取得に係る課税標準は、その取得が平成 18 年 1 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日の間に行われた場合は価格の 1/2。 住宅の軽減（73 条の 14、令 37 条の 16、令 37 条の 18、73 条の 27 の 2） 次の(1)～(2)に該当する住宅を取得した場合は、価格から一定額を控除、(3)に該当する場合は、税額から一定額を減額する。 (1) 新築住宅（特例適用住宅） 床面積が 40 ㎡以上 240 ㎡以下 ※取得日が令和 8 年 3 月 31 日までの場合は、50 ㎡以上（共同住宅等で貸家の用に供されるものは 40 ㎡以上）240 ㎡以下 [控除額] 1 戸につき 1,200 万円 ※「認定長期優良住宅」を令和 13 年 3 月 31 日までに取得した場合には、1,300 万円（「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の施行日（平成 21 年 6 月 4 日）から適用） (2) 中古住宅（耐震基準適合既存住宅） 新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の住宅で、次の 3 つの条件を満たす住宅 ① 自己の居住の用に供する ② 床面積が 40 ㎡以上 240 ㎡以下(※) ③ 次のいずれかの要件に該当していること ア 昭和 57 年 1 月 1 日以後に新築されたもの イ 上記アに該当しない住宅で、建築士等が行う耐震診断によって新耐震基準に適合していることの証明がなされたもの（ただし、取得の前日 2 年以内に証明に係る調査が終了したものに限る。） (※) 取得日が令和 8 年 3 月 31 日までの場合は、50 ㎡以上 240 ㎡以下 [控除額] 新築された日により異なる

税 率 等	納 期 等
税率（73 条の 15） ……………4% ただし、平成 20 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日の間の取得に係る税率は以下のとおり。（附則 11 条の 2） ・土地……………3% ・家屋（住宅）……………3% ・家屋（住宅以外）……………4% 免税点（73 条の 15 の 2）（※） (1) 土地 16 万円未満 (2) 家屋の建築の場合 1 戸につき 66 万円未満 (3) その他の家屋の場合 1 戸につき 34 万円未満 （※）取得日が令和 8 年 3 月 31 日までの場合は、以下のとおり。 (1) 土地 10 万円未満 (2) 家屋の建築の場合 1 戸につき 23 万円未満 (3) その他の家屋の場合 1 戸につき 12 万円未満 不動産の取得日 契約内容その他から総合的に判断して現実に所有権を取得したと認められる日が取得日となり、所有権の取得に関する登記の有無は問わない。	取得の申告（73 条の 18、条例 36 条の 6） 不動産を取得した日から 60 日以内に申告が必要 ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合、この限りでない。 軽減の申告（73 条の 18、条例 36 条の 9 の 2 等） 住宅、土地の軽減を受けるには、取得日から原則として 60 日以内に申告が必要 納期（73 条の 16、条例 36 条の 4） 納税通知書に定める納期

県 税

県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等																														
不動産取得税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>新築された日</th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 9. 4. 1 以降</td><td>1, 200 万円</td></tr> <tr> <td>平成元. 4. 1～平成 9. 3. 31</td><td>1, 000 万円</td></tr> <tr> <td>昭和 60. 7. 1～平成元. 3. 31</td><td>450 万円</td></tr> <tr> <td>昭和 56. 7. 1～昭和 60. 6. 30</td><td>420 万円</td></tr> <tr> <td>昭和 51. 1. 1～昭和 56. 6. 30</td><td>350 万円</td></tr> <tr> <td>昭和 48. 1. 1～昭和 50. 12. 31</td><td>230 万円</td></tr> <tr> <td>昭和 39. 1. 1～昭和 47. 12. 31</td><td>150 万円</td></tr> <tr> <td>昭和 29. 7. 1～昭和 38. 12. 31</td><td>100 万円</td></tr> </tbody> </table> (3) 中古住宅（耐震基準不適合既存住宅） 平成 26 年 4 月 1 日以後、耐震基準に適合しない中古住宅を取得した場合で、以下の要件を満たす住宅 ①個人の取得であること ②床面積が 40 ㎡以上 240 ㎡以下であること（※） （※）取得日が令和 8 年 3 月 31 日までの場合は、50 ㎡以上 240 ㎡以下 ③取得した日から 6 月以内に次の全ての条件を満たすこと ア 当該住宅に耐震改修工事を行うこと イ 耐震改修工事後に、耐震診断によって耐震基準に適合していることの証明がなされていること ウ 耐震改修工事後、取得者が当該住宅に居住すること [減額額] 新築された日により異なる <table border="1"> <thead> <tr> <th>新築された日</th><th>減額額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和 56. 7. 1～昭和 56. 12. 31</td><td>126, 000 円</td></tr> <tr> <td>昭和 51. 1. 1～昭和 56. 6. 30</td><td>105, 000 円</td></tr> <tr> <td>昭和 48. 1. 1～昭和 50. 12. 31</td><td>69, 000 円</td></tr> <tr> <td>昭和 39. 1. 1～昭和 47. 12. 31</td><td>45, 000 円</td></tr> <tr> <td>昭和 29. 7. 1～昭和 38. 12. 31</td><td>30, 000 円</td></tr> </tbody> </table>	新築された日	控除額	平成 9. 4. 1 以降	1, 200 万円	平成元. 4. 1～平成 9. 3. 31	1, 000 万円	昭和 60. 7. 1～平成元. 3. 31	450 万円	昭和 56. 7. 1～昭和 60. 6. 30	420 万円	昭和 51. 1. 1～昭和 56. 6. 30	350 万円	昭和 48. 1. 1～昭和 50. 12. 31	230 万円	昭和 39. 1. 1～昭和 47. 12. 31	150 万円	昭和 29. 7. 1～昭和 38. 12. 31	100 万円	新築された日	減額額	昭和 56. 7. 1～昭和 56. 12. 31	126, 000 円	昭和 51. 1. 1～昭和 56. 6. 30	105, 000 円	昭和 48. 1. 1～昭和 50. 12. 31	69, 000 円	昭和 39. 1. 1～昭和 47. 12. 31	45, 000 円	昭和 29. 7. 1～昭和 38. 12. 31	30, 000 円
新築された日	控除額																														
平成 9. 4. 1 以降	1, 200 万円																														
平成元. 4. 1～平成 9. 3. 31	1, 000 万円																														
昭和 60. 7. 1～平成元. 3. 31	450 万円																														
昭和 56. 7. 1～昭和 60. 6. 30	420 万円																														
昭和 51. 1. 1～昭和 56. 6. 30	350 万円																														
昭和 48. 1. 1～昭和 50. 12. 31	230 万円																														
昭和 39. 1. 1～昭和 47. 12. 31	150 万円																														
昭和 29. 7. 1～昭和 38. 12. 31	100 万円																														
新築された日	減額額																														
昭和 56. 7. 1～昭和 56. 12. 31	126, 000 円																														
昭和 51. 1. 1～昭和 56. 6. 30	105, 000 円																														
昭和 48. 1. 1～昭和 50. 12. 31	69, 000 円																														
昭和 39. 1. 1～昭和 47. 12. 31	45, 000 円																														
昭和 29. 7. 1～昭和 38. 12. 31	30, 000 円																														

税 率 等	納 期 等
	徴収猶予（73 条の 25 等） (1) 土地の軽減措置 (1)、(4)に該当する予定がある場合、その期間を限度として、土地の不動産取得税を徴収猶予する。この場合、次の書類の提出が必要。 ① 建築基準法に規定する確認の申請書の写し又は工事届出書の写 ② 建築請負契約書の写 ③ 住宅を新築することを証明する権威ある書類 ④ 上記①～③の書類がない場合は、住宅新築計画書 ⑤ 耐震基準適合既存住宅等を取得することが確認できる書類 (2) 土地の軽減措置 (6)に該当する予定がある場合、1 年 6 月、(7)に該当する予定がある場合（土地の取得が、住宅の軽減措置 (3)の規定に該当することとなった日前に行われたものに限る）、6 月を限度として、土地の不動産取得税を徴収猶予する。この場合、申告が必要。 (3) 住宅の軽減措置 (3)に該当する予定がある場合、6 月を限度として、当該住宅の不動産取得税を徴収猶予する。この場合、申告が必要。 (4) 農地等の一括贈与による取得に係るもの（附則 12 条） 農業経営を継続するために、推定相続人の 1 人がすべての農地等を贈与により取得した場合、贈与者の死亡の日まで徴収猶予する。 この場合、当該取得の日の翌年 3 月 15 日（既に不動産取得税の納税通知書が交付されているときは、納税通知書に記載された納期限）までに、徴収猶予申請書を提出。

県 税

県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
不動産取得税	土地の軽減（73条の24等） 次の(1)～(7)に該当する場合は、その土地の取得に係る税額から①又は②のいずれか多い額を減額する。 ① 45,000 円 ② $\boxed{\text{1㎡当たりの土地の価格※}} \times \boxed{\text{住宅の延床面積の2倍<200㎡が上限>}} \times 3\%$ ※ 当該宅地評価土地の取得が平成18年1月1日～令和9年3月31日の間に行われた場合は「1㎡当たりの土地の価格×1/2」とする。 (1) 土地を取得して2年（平成11年4月1日～令和13年3月31日までの取得は3年※注1）以内に「特例適用住宅」が新築されたとき（土地を取得した者が当該土地を「特例適用住宅」の新築の時まで引き続き所有している場合、又は「特例適用住宅」の新築が当該土地取得者から土地を取得した者により行われた場合に限る） (2) 土地を取得した者が、その取得の日前1年以内に「特例適用住宅」を新築していたとき (3) 新築後1年以内に未使用の「特例適用住宅」と土地を取得したとき (4) 土地を取得して1年以内に自己居住の「耐震基準適合既存住宅等※注2」を取得したとき (5) 自己居住の「耐震基準適合既存住宅等」を取得して1年以内に土地を取得したとき (6) 土地を取得して1年以内に自己居住の「耐震基準不適合既存住宅」を取得したとき（平成30年4月1日以降の取得に限る） (7) 自己居住の「耐震基準不適合既存住宅」を取得して1年以内に土地を取得したとき（平成30年4月1日以降の取得に限る） 注1 平成16年4月1日以後の取得で1棟につき100戸以上の共同住宅用土地の場合は4年 注2 「耐震基準適合既存住宅等」とは耐震基準適合既存住宅及び新築後1年超の未使用の特例適用住宅をいう

税 率 等	納 期 等

県 税

県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等														
県たばこ税	納税義務者（74条の2） (1) 日本たばこ産業株式会社 (2) 特定販売業者…外国たばこの輸入業者 (3) 卸売販売業者…日本たばこ産業株式会社、特定販売業者からたばこを買って小売業者に販売する業者 課税標準（74条の4） 卸売販売業者等が売り渡した製造たばこの本数 (1) 製造たばこの本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、下表の各区分における本数はその重量をもって紙巻たばこ1本に換算する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>重 量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 喫煙用の製造たばこ</td><td></td></tr> <tr> <td>イ パイプたばこ</td><td>1 グラム</td></tr> <tr> <td>ロ 葉巻たばこ</td><td>1 グラム</td></tr> <tr> <td>ハ 刻みたばこ</td><td>2 グラム</td></tr> <tr> <td>2 かみ用の製造たばこ</td><td>2 グラム</td></tr> <tr> <td>3 かぎ用の製造たばこ</td><td>2 グラム</td></tr> </tbody> </table> (2) 加熱式たばこは、重量を基に、紙巻たばこの本数に換算する方式とする。（令和8年4月と10月の2段階で課税方式の見直しを実施している。） たばこは県内で買いましょう たばこ税は、たばこを買われたお店のある県と市町村の収入となります。	区 分	重 量	1 喫煙用の製造たばこ		イ パイプたばこ	1 グラム	ロ 葉巻たばこ	1 グラム	ハ 刻みたばこ	2 グラム	2 かみ用の製造たばこ	2 グラム	3 かぎ用の製造たばこ	2 グラム
区 分	重 量														
1 喫煙用の製造たばこ															
イ パイプたばこ	1 グラム														
ロ 葉巻たばこ	1 グラム														
ハ 刻みたばこ	2 グラム														
2 かみ用の製造たばこ	2 グラム														
3 かぎ用の製造たばこ	2 グラム														

税 率 等	納 期 等								
税率(74条の5) 平成30年度税制改正により、国、県及び市町村たばこ税の税率の引上げが講じられ、平成30年10月1日から3段階に分けて実施される。 <table> <tr> <th>期間</th><th>県たばこ税税率 (1,000本当たり)</th></tr> <tr> <td>平成30年10月1日から 令和2年9月30日まで</td><td>930円</td></tr> <tr> <td>令和2年10月1日から 令和3年9月30日まで</td><td>1,000円</td></tr> <tr> <td>令和3年10月1日から</td><td>1,070円</td></tr> </table>	期間	県たばこ税税率 (1,000本当たり)	平成30年10月1日から 令和2年9月30日まで	930円	令和2年10月1日から 令和3年9月30日まで	1,000円	令和3年10月1日から	1,070円	申告納付(74条の10) 前月分を毎月末日まで
期間	県たばこ税税率 (1,000本当たり)								
平成30年10月1日から 令和2年9月30日まで	930円								
令和2年10月1日から 令和3年9月30日まで	1,000円								
令和3年10月1日から	1,070円								

県 税

県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
ゴルフ場利用税	納税義務者（75 条） ゴルフ場の利用者 非課税（75 条の 2、75 条の 3） (1) 年齢 18 歳未満の者、年齢 70 歳以上の者及び障がいのある方のゴルフ場の利用 (2) 国民スポーツ大会のゴルフ競技に参加する選手が当該ゴルフ競技又はその公式練習として行うゴルフ場の利用 (3) 学生、生徒若しくは児童又はこれらの者を引率する教員が学校の教育活動として行うゴルフ場の利用 (4) 国際競技大会のゴルフ競技に参加する選手が当該ゴルフ競技又はその公式練習として行うゴルフ場の利用 不均一の課税（条例 38 条の 3） 次の利用の場合は、税率を 2 分の 1 とする。 (1) 早朝利用等でその利用する時間又はホール数に制約があるゴルフ場の利用で、利用料金を 5 割以上軽減した場合 (2) （公財）日本ゴルフ協会又は同協会に加盟する地区連盟が主催する競技会に参加するプロゴルファー以外の選手の利用で、利用料金を 2 割以上軽減した場合 ゴルフ場利用税交付金（103 条、条例 38 条の 12） 県は、納入されたゴルフ場利用税の 7/10 に相当する額を市町村に対して交付する。

税 率 等			納 期 等
税率（76 条、条例 38 条の 4）			申告納入（83 条、条例 38 条の 8） 特別徴収義務者であるゴルフ場の経営者等が前月分を毎月 15 日まで
ゴルフ場の区分	利用料金の額 (1 人／1 日)	税率	
18 ホール未満	2,500 円未満	400 円	
	2,500 円以上	500 円	
18 ホール以上	2,500 円未満	500 円	
	2,500～ 3,000 円未満	600 円	
	3,000～ 4,000 円未満	700 円	
	4,000～ 5,000 円未満	800 円	
	5,000～ 6,000 円未満	900 円	
	6,000～ 7,000 円未満	1,000 円	
	7,000～ 10,000 円未満	1,100 円	
	10,000 円以上	1,200 円	
○ 利用料金とは、利用者の意思にかかわらず徴収される平日の非会員の料金をいう。			
○ 新設又は増設に係るゴルフ場の税率は、当該新設又は増設に係るゴルフ場の利用を開始した日以後 1 年間に限り、100 円を減じた金額とする。			
○ パブリックコースのゴルフ場及びセルフプレー以外のプレーを認めていないメンバーコースのゴルフ場については、100 円を減じた金額とする。			

県 税

県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
軽 油 引 取 税	納税義務者（144条の2） 特約業者又は元売業者から軽油を現実に引き取る者等 課税標準（144条の2、144条の3） (1) 特約業者又は元売業者から引き取る軽油の数量（特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く） (2) 特約業者又は元売業者が自動車燃料として販売した燃料炭化水素油の販売量（課税済軽油、揮発油を除く） (3) 特約業者又は元売業者以外の石油製品販売業者が販売した混和軽油又は自動車燃料として販売した燃料炭化水素油の販売量（課税済軽油、揮発油を除く） (4) 自動車の保有者が自動車燃料として消費した炭化水素油の消費量（課税済軽油、揮発油を除く） (5) 特別徴収の義務が消滅した時に所有している軽油の数量（課税済軽油を除く） (6) 特約業者又は元売業者が自己消費する場合等の軽油の数量（重油等を製造する場合に使用する軽油を除く） (7) 免税軽油を譲渡する場合の譲渡数量 (8) 免税軽油の用途外消費数量 (9) 特約業者又は元売業者以外の者が軽油の製造をして、消費・譲渡する数量 (10) 特約業者又は元売業者以外の者が軽油を輸入する場合の輸入数量 課税免除（144条の5、144条の6、附則12条の2の7、令43条の6、令附則10条の2の2） (1) 輸出及び課税済軽油の引取り (2) 免税軽油の引取り ア 石油化学製品製造業でエチレン等を製造するための原料等として使用する場合 イ 船舶・鉄道・軌道用車両の動力源に使用する場合 ウ 自衛隊の通信用機械等の電源又は動力源に使用する場合 エ 農林業用機械の動力源等に使用する場合 オ セメント製品製造業・生コンクリート製造業・鉱物掘採事業・とび土工工事業・鋳さいバラス製造業・港湾運送業・倉庫業・鉄道貨物利用運送事業等・航空運送サービス業・廃棄物処理事業・木材加工業・木材市場業・たい肥製造業・索道事業で使用する機械、装置の動力源等に使用する場合

税 率 等	納 期 等								
税率（144 条の 10、附則 12 条の 2 の 8） 軽油 1 klにつき……………15,000 円 免税の手続き（144 条の 21、144 条の 27） 都道府県知事に使用者証、免税証を申請し、交付を受け、免税証に記載された販売業者に提出して免税軽油を引き取る。 免税軽油の引取り及び使用については報告書の提出が必要 ■軽油とは（144 条、令 43 条） 次に掲げる規格を有する炭化水素油をいう。 <table border="1" data-bbox="146 688 627 859"> <tr> <td>比重（温度15度）</td><td>0.8017超0.8762以下</td></tr> <tr> <td>分留性状90%留出温度</td><td>267度超400度以下</td></tr> <tr> <td>残留炭素分</td><td>0.2%以下</td></tr> <tr> <td>引火点</td><td>130度以下</td></tr> </table>	比重（温度15度）	0.8017超0.8762以下	分留性状90%留出温度	267度超400度以下	残留炭素分	0.2%以下	引火点	130度以下	特別徴収（144 条の 13、144 条の 14） 元売業者又は特約業者等が特別徴収する（申告納付分等を除く） 申告納入・納付（144 条の 13、144 条の 14、144 条の 18） 前月分を毎月末日までに申告納入又は申告納付 特約業者又は元売業者以外の者が軽油を輸入する場合には、輸入の時（輸入許可の時）までに申告納付 免税軽油使用者が免税軽油を免税用途以外に消費し、又は譲渡した場合には、その日から 30 日以内に申告納付
比重（温度15度）	0.8017超0.8762以下								
分留性状90%留出温度	267度超400度以下								
残留炭素分	0.2%以下								
引火点	130度以下								
■元売業者とは（144 条、144 条の 7） 軽油を製造、輸入又は販売することを業とする者で、総務大臣の指定を受けた者 ■特約業者とは（144 条、144 条の 8、144 条の 9） 元売業者と契約して軽油の供給を受け、販売することを業とする者で、都道府県知事の指定を受けた者									

県 税

県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
自 動 車 税	納税義務者（146 条、条例 53 条、条例 54 条） (1) 自動車（軽自動車、小型二輪、特殊自動車を除く）の所有者 (2) 割賦販売による場合のように、自動車の売買にあたり売主がその所有権を留保している場合は、買主がその自動車の所有者とみなされて課税される。 非課税（148 条、条例 55 条） (1) 国、都道府県、市町村等が所有している自動車 (2) 日本赤十字社が所有している自動車のうち、直接その本来の事業の用に供する救急自動車等 課税免除及び減免（164 条、条例 60 条の 13、条例 60 条の 14、条例 60 条の 15、条例 60 条の 16、条例 60 条の 17、条例 60 条の 18） (1) 公益のため直接専用する自動車 (2) 社会福祉法人等が所有し、本来の事業の用に供する自動車等 (3) 学校法人等が所有する児童・生徒の通学用バス (4) 生活交通路線を運行する一般乗合用バス (5) 中古自動車販売業者が商品として所有する自動車 (6) 身体障がい者等が所有し、もっぱら身体障がい者等のために使用する自動車 ア 身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者又は精神障がい者が所有する自動車で、もっぱら障がい者本人が運転するもの イ 身体障がい者及び戦傷病者、又は知的障がい者及び精神障がい者で自ら運転しないものが所有する自動車で、もっぱらこれらの障がい者の通学、通院、通所、生業のためにこれらの障がい者と生計を一にする者が運転するもの ウ 18 歳未満の身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者と生計を一にする者が所有する自動車で、もっぱらこれらの障がい者の通学、通院、通所、生業のためにこれらの障がい者と生計を一にする者が運転するもの エ 身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者又は精神障がい者のみで構成される世帯のこれらの障がい者が所有する自動車で、もっぱらこれらの障がい者の通学、通院、通所、生業のためにこれらの障がい者を常時介護する者が運転するもの オ 身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者又は精神障がい者のみで構成される世帯の 18 歳未満の身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者と生計を一にする者が所有する自動車で、もっぱらこれらの障がい者の通学、通院、通所、生業のためにこれらの障がい者を常時介護する者が運転するもの

税 率 等	納 期 等
	賦課期日（155 条、条例 60 条の 7） 4 月 1 日 納期（156 条、条例 60 条の 8） 5 月 1 日～5 月 31 日 申告（160 条、条例 60 条の 11） 自動車の取得、譲渡等について 7 日以内に申告が必要 なお、運輸支局に新規・変更・移転登録の申請を行うときは、その申請の際に申告が必要

県 税

県 税

税 目		納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等		
自 動 車 税		減免となる身体障がい者等の範囲 (1) 身体障がい者		
		障がいの区分	障がいの程度	
			身体障害者手帳の交付を受けている身体障がい者が自動車を所有し、自ら当該自動車を運転する場合	身体障がい者が所有する自動車を当該身体障がい者と生計を一にする者又は当該身体障がい者(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転する場合
		視覚障害	1級から3級までの各級及び4級の1	1級から3級までの各級及び4級の1
		聴覚障害	2級及び3級	2級及び3級
		平衡機能障害	3級	3級
		音声機能障害 (喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)	(言語機能及びそしやく機能の障害は除く)	(言語機能及びそしやく機能の障害は除く)
		上肢不自由	1級及び2級	1級及び2級
		下肢不自由	1級から6級までの各級	1級から3級までの各級及び4級から6級までの各級で他の障がい重複する場合は、身体障害者手帳の等級が1級又は2級
		体幹不自由	1級から3級までの各級及び5級	1級から3級までの各級
		乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級
			移動機能	1級から3級までの各級及び4級から6級までの各級で他の障がい重複する場合は、身体障害者手帳の等級が1級又は2級
		心臓機能障害	1級及び3級	1級及び3級
		じん臓機能障害		
		呼吸器機能障害		
		ぼうこう又は直腸の機能障害		
		小腸の機能障害		
		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級	1級から3級までの各級
		肝臓機能障害		

税 率 等	納 期 等
-------	-------

税率（154 条、附則 12 条の 4、条例 60 条の 6、条例附則 22 条の 7 の 2）

乗用車

区 分	営業用	自家用	
		令和元年 9 月 3 0 日以前に 新規登録したもの	
総排気量 10以下	7,500円	25,000円	[29,500円]
〃 10超 1.50以下	8,500円	30,500円	[34,500円]
〃 1.50 〃 20 〃	9,500円	36,000円	[39,500円]
〃 20 〃 2.50 〃	13,800円	43,500円	[45,000円]
〃 2.50 〃 30 〃	15,700円	50,000円	[51,000円]
〃 30 〃 3.50 〃	17,900円	57,000円	[58,000円]
〃 3.50 〃 40 〃	20,500円	65,500円	[66,500円]
〃 40 〃 4.50 〃	23,600円	75,500円	[76,500円]
〃 4.50 〃 60 〃	27,200円	87,000円	[88,000円]
〃 60超	40,700円	110,000円	[111,000円]

貨物車

区 分			営 業 用	自 家 用
トラック	最大積載量 1 t 以下		6,500円	8,000円
	〃 1 t 超 2 t 以下		9,000円	11,500円
	〃 2 〃 3 〃		12,000円	16,000円
	〃 3 〃 4 〃		15,000円	20,500円
	〃 4 〃 5 〃		18,500円	25,500円
	〃 5 〃 6 〃		22,000円	30,000円
	〃 6 〃 7 〃		25,500円	35,000円
	〃 7 〃 8 〃		29,500円	40,500円
貨客 兼容車	総排気量 1 0以下		3,700円	5,200円
	〃 1 0超1.50以下		4,700円	6,300円
	〃 1.50超		6,300円	8,000円
けん引車	※トラックの年税額 に右記の額を加算し た額			
	小型自動車		7,500円	10,200円
	普通自動車		15,100円	20,600円
被 けん引車	小型自動車		3,900円	5,300円
	普通 自動車	最大積載量8 t 以下	7,500円	10,200円
		〃 8 t 超	7,500円に8 t を超える部 分1 t までごとに3,800円 を加算した額	10,200円に8 t を超える部 分1 t までごとに5,100円 を加算した額
三輪車	小型自動車		4,500円	6,000円
バス	乗車定員 30人以下		26,500円	33,000円
	〃 30人超 40人以下		32,000円	41,000円
	〃 40 〃 50 〃		38,000円	49,000円
	〃 50 〃 60 〃		44,000円	57,000円
	〃 60 〃 70 〃		50,500円	65,500円
	〃 70 〃 80 〃		57,000円	74,000円
	〃 80人超		64,000円	83,000円
	一 般 乗 合 用 バ ス	乗車定員 30人以下	12,000円	
		〃 30人超 40人以下	14,500円	
		〃 40 〃 50 〃	17,500円	
		〃 50 〃 60 〃	20,000円	
		〃 60 〃 70 〃	22,500円	
		〃 70 〃 80 〃	25,500円	
		〃 80人超	29,000円	

県 税

県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等		
自 動 車 税	(2) 戦傷病者		
	障がいの区分	障がいの程度	
		戦傷病者手帳の交付を受けている戦傷病者が自動車所有し、自ら当該自動車を運転する場合	戦傷病者が所有する自動車を当該戦傷病者と生計を一にする者又は当該戦傷病者（身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転する場合
	視覚障害	特別項症から第4項症までの各項目	特別項症から第4項症までの各項目
	聴覚障害		
	平衡機能障害		
	音声機能障害 （喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）	特別項症から第2項症までの各項目	特別項症から第2項症までの各項目
	上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項目	特別項症から第3項症までの各項目
	下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項目及び第1款症から第3款症までの各款症	特別項症から第4項症までの各項目
	体幹不自由		
	心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項目	特別項症から第3項症までの各項目
	じん臓機能障害		
	呼吸器機能障害		
	ぼうこう又は直腸の機能障害		
	小腸の機能障害		
	肝臓機能障害		
	(3) 知的障がい者 療育手帳の交付を受けている者のうち障がいの程度が「A1」又は「A2」である者		
	(4) 精神障がい者 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める1級の障がい有する者		

税 率 等	納 期 等
-------	-------

特種用途車（キャンピング車を除く）

区 分	営 業 用	自 家 用
霊柩車	12,000円	—
その他	13,500円	18,200円

キャンピング車

区 分		令和元年9月30日以前に 新規登録したもの
総排気量	10 以下	20,000 円 [23,600 円]
〃	10 超 1.50 以下	24,400 円 [27,600 円]
〃	1.50 〃 20 〃	28,800 円 [31,600 円]
〃	20 〃 2.50 〃	34,800 円 [36,000 円]
〃	2.50 〃 30 〃	40,000 円 [40,800 円]
〃	30 〃 3.50 〃	45,600 円 [46,400 円]
〃	3.50 〃 40 〃	52,400 円 [53,200 円]
〃	40 〃 4.50 〃	60,400 円 [61,200 円]
〃	4.50 〃 60 〃	69,600 円 [70,400 円]
〃	60 超	88,000 円 [88,800 円]

〈注1〉ロータリーエンジンをとう載したものは、単室容積×ローター数×1.5により算出した数値を総排気量として、57ページの表の乗用車の区分で対応する税額となる。

〈注2〉電気自動車は総排気量10以下の区分の税額となる。

〈注3〉貨物車のうち「貨客兼用車」とは、乗車定員（最大乗車定員）が4名以上のものをいう。

グリーン化税制（附則第12条の3、条例附則22条の7、附則12条の4、条例附則22条の7の2）

地球環境対策や地球温暖化防止を図るため、自動車の排出ガス等の環境に与える影響を考慮するもので、環境負荷の小さい自動車には軽減措置を、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車には重課措置を講ずる。

1 環境負荷の小さい自動車の軽減措置

- 令和7年度に新車新規登録された軽減対象自動車 … 令和8年度分を軽減
- 令和8年度に新車新規登録された軽減対象自動車 … 令和9年度分を軽減

対象車 及び 軽減内容	電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド車 天然ガス自動車（平成30年排出ガス基準適合又はポスト新長期規制から Nox1.0%以上低減）		概ね 75%軽減
	営業用 乗用車	ガソリン車 LPG車 ★★★★ かつ 令和12年度燃費基準90%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成	概ね 75%軽減
		ディーゼル車 平成30年排出ガス基準適合又はポスト新長期規制適合 かつ 令和12年度燃費基準90%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成	※令和7年度取得分 まで対象。 それ以降延長なし。

※「ポスト新長期規制」：ディーゼル車等において、平成21年以降（車両総重量等により、平成21年、22年と異なる）に適用される排出ガス規制。

※「★★★★」：平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成。

県 税

県
税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
自 動 車 税	身体障がい者等に対する減免限度額 減免限度額は年税額で 45,000 円（グリーン化税制による重課対象車は 51,700 円（バス、トラックは 49,500 円））。

税 率 等

納 期 等

2 環境負荷の大きい自動車の重課措置

対象自動車		措置内容
ガソリン、LPG車	ディーゼル車	
平成25年3月31日までに 新車新規登録をされた車	平成27年3月31日までに 新車新規登録をされた車	令和8年度以降概ね15%加算
平成26年3月31日までに 新車新規登録をされた車	平成28年3月31日までに 新車新規登録をされた車	令和9年度以降概ね15%加算

〈注1〉一般乗合用バス、電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ガソリンハイブリッド自動車、被けん引自動車を除く。

〈注2〉バス・トラックは概ね10%加算とする。

〈注3〉重課措置の対象となった自動車は、抹消登録されるまで継続して重課措置が適用される。

1、2ともに「新車新規登録年月」は、自動車検査証の「初度登録年月」による。

自動車税税額表（グリーン化税制対応分）

車 種 別			営 業 用				自 家 用				
			年税額	重課 (+10%)	重課 (+15%)	軽減 (△75%)	年税額	重課 (+10%)	重課 (+15%)	軽減 (△75%)	
乗 用 車	総排気量	1 ℓ以下	7,500		8,600	2,000	25,000 [29,500]		33,900	6,500	
	〃	1 ℓ超 1.5ℓ以下	8,500		9,700	2,500	30,500 [34,500]		39,600	8,000	
	〃	1.5ℓ超 2 ℓ以下	9,500		10,900	2,500	36,000 [39,500]		45,400	9,000	
	〃	2 ℓ超 2.5ℓ以下	13,800		15,800	3,500	43,500 [45,000]		51,700	11,000	
	〃	2.5ℓ超 3 ℓ以下	15,700		18,000	4,000	50,000 [51,000]		58,600	12,500	
	〃	3 ℓ超 3.5ℓ以下	17,900		20,500	4,500	57,000 [58,000]		66,700	14,500	
	〃	3.5ℓ超 4 ℓ以下	20,500		23,500	5,500	65,500 [66,500]		76,400	16,500	
	〃	4 ℓ超 4.5ℓ以下	23,600		27,100	6,000	75,500 [76,500]		87,900	19,000	
	〃	4.5ℓ超 6 ℓ以下	27,200		31,200	7,000	87,000 [88,000]		101,200	22,000	
	〃	6 ℓ超	40,700		46,800	10,500	110,000 [111,000]		127,600	27,500	
電 気 自 動 車		7,500			2,000	25,000 [29,500]			6,500		
貨 物 自 動 車	ト ラ ック	最大積載量	1 トン以下	6,500	7,100		2,000	8,000	8,800		2,000
		〃	1 トン超 2 トン以下	9,000	9,900		2,500	11,500	12,600		3,000
		〃	2 トン超 3 トン以下	12,000	13,200		3,000	16,000	17,600		4,000
		〃	3 トン超 4 トン以下	15,000	16,500		4,000	20,500	22,500		5,500
		〃	4 トン超 5 トン以下	18,500	20,300		5,000	25,500	28,000		6,500
		〃	5 トン超 6 トン以下	22,000	24,200		5,500	30,000	33,000		7,500
		〃	6 トン超 7 トン以下	25,500	28,000		6,500	35,000	38,500		9,000
		〃	7 トン超 8 トン以下	29,500	32,400		7,500	40,500	44,500		10,500
	最大積載量が8トンを超える場合の1トンまで毎に加算する額		4,700	5,100		1,200	6,300	6,900		1,600	

県 税

県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
自 動 車 税	月割課税等（157条、158条、条例60条の9） 普通徴収が原則。ただし、年度の途中で新規登録した場合は、現金による月割課税。 納税は、大分県税事務所（自動車税管理室）に自動車税申告書を提出すると同時に行う。 [税額計算式] $\text{年税額} \times \text{登録日の翌月から年度末迄の月数} \div 12 = \text{税額}$ （100円未満の端数切り捨て） ■県境を越える自動車の転出入 年の中途において県外へ主たる定置場の変更又は移転登録をした場合も、その年度分の月割計算による減額（還付）や転出先での新たな課税は行なわない。 ただし、自動車の所有者の変更があった場合で、これらの所有者のいずれかが条約、法律、命令又は条例の規定に基づき自動車税が課されないときは月割課税となる。

税 率 等					納 期 等					
自動車税税額表（グリーン化税制対応分）										
車 種 別			営 業 用				自 家 用			
			年税額	重課 （+10%）	重課 （+15%）	軽減 （△75%）	年税額	重課 （+10%）	重課 （+15%）	軽減 （△75%）
貨物自動車	準乗用車	総排気量 1 ℓ以下	3,700	4,100		1,000	5,200	5,700		1,300
		〃 1 ℓ超 1.5ℓ以下	4,700	5,200		1,200	6,300	6,900		1,600
		〃 1.5ℓ超 2 ℓ以下	6,300	6,900		1,600	8,000	8,800		2,000
		※トラックの最大積載量ごとの年税額に総排気量に応じた上記の額を加算した額になります。								
	トレーラー	けん引車 小 型 自 動 車	7,500	8,200		2,000	10,200	11,200		3,000
		普通自動車	15,100	16,600		4,000	20,600	22,600		5,500
		けん引車 小 型 自 動 車	3,900				5,300			
		普通自動車で最大積載量が8ℓ以下	7,500				10,200			
	〃 で最大積載量が8ℓを超える場合の1ℓまで毎に加算する額		3,800				5,100			
	三輪車	小 型 自 動 車	4,500		5,100	1,500	6,000		6,900	1,500
バス	一般乗合用	乗車定員 30 人以下	12,000	13,200		3,000	※学校法人が所有する児童生徒の通学用バスは、一般乗合用バス欄を参照してください。 ※一般乗合用バスは、重課対象から除かれます。			
		〃 30 人超 40 人以下	14,500	15,900		4,000				
		〃 40 人超 50 人以下	17,500	19,200		4,500				
		〃 50 人超 60 人以下	20,000	22,000		5,000				
		〃 60 人超 70 人以下	22,500	24,700		6,000				
		〃 70 人超 80 人以下	25,500	28,000		6,500				
		〃 80 人超	29,000	31,900		7,500				
		乗車定員 30 人以下	26,500	29,100		7,000	33,000	36,300		8,500
	一般乗合用以外	〃 30 人超 40 人以下	32,000	35,200		8,000	41,000	45,100		10,500
		〃 40 人超 50 人以下	38,000	41,800		9,500	49,000	53,900		12,500
		〃 50 人超 60 人以下	44,000	48,400		11,000	57,000	62,700		14,500
		〃 60 人超 70 人以下	50,500	55,500		13,000	65,500	72,000		16,500
		〃 70 人超 80 人以下	57,000	62,700		14,500	74,000	81,400		18,500
		〃 80 人超	64,000	70,400		16,000	83,000	91,300		21,000
		電 気 自 動 車	12,000		13,800	3,000				
特種用途車	キャンピング車	総排気量 1 ℓ以下					20,000		27,100	5,000
		〃 1 ℓ超 1.5ℓ以下					[23,600]			
		〃 1.5ℓ超 2 ℓ以下					24,400		31,700	6,500
		〃 2 ℓ超 2.5ℓ以下					[27,600]			
		〃 2.5ℓ超 3 ℓ以下					28,800		36,300	7,500
		〃 3 ℓ超 3.5ℓ以下					[31,600]			
		〃 3.5ℓ超 4 ℓ以下					34,800		41,400	9,000
		〃 4 ℓ超 4.5ℓ以下					[36,000]			
		〃 4.5ℓ超 5 ℓ以下					40,000		46,900	10,000
		〃 5 ℓ超 5.5ℓ以下					[40,800]			
		〃 5.5ℓ超 6 ℓ以下					45,600		53,300	11,500
		〃 6 ℓ超					[46,400]			
その他	電 気 自 動 車	〃 4.5ℓ超 6 ℓ以下					52,400		61,100	13,500
		〃 6 ℓ超					[53,200]			
そ の 他			13,500		15,500	3,500	18,200		20,900	5,000
※重課（+10%）欄は、年税額に概ね 10%加算した後の税額です。 重課（+15%）欄は、年税額に概ね 15%加算した後の税額です。 軽減（△75%）欄は、年税額を概ね 75%軽減した後の税額です。 税額欄のうち、□ 内の税額は、令和元年 9 月 30 日以前に初回新規登録したものです。										

※重課（+10％）欄は、年税額に概ね10％加算した後の税額です。
 重課（+15％）欄は、年税額に概ね15％加算した後の税額です。
 軽減（△75％）欄は、年税額を概ね75％軽減した後の税額です。
 税額欄のうち、〔 〕内の税額は、令和元年9月30日以前に初回新規登録したものです。

県 税

県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等												
鉾 区 税	納税義務者（178 条） 鉾区の鉾業権者 課税標準（178 条） 鉾区の面積												
県固定資産税	納税義務者（条例 79 条） 大規模償却資産の所有者 課税標準（740 条、349 条の 4） 1 月 1 日現在における大規模の償却資産の価格のうち市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額 市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額（349 条の 4） <table> <tr> <th>市町村の区分</th><th>金 額</th></tr> <tr> <td>人口 5 千人未満の町村</td><td>5 億円</td></tr> <tr> <td>人口 5 千人以上 1 万人未満の 市町村</td><td>人口 6 千人未満の場合は 5 億 4 千 400 万円、人口 6 千人以上の場合は 5 億 4 千 400 万円に人口 5 千人から計算して人口 1 千人を増すごとに 4 千 400 万円を加算した額</td></tr> <tr> <td>人口 1 万人以上 3 万人未満の 市町村</td><td>人口 1 万 2 千人未満の場合は 7 億 6 千 800 万円、人口 1 万 2 千人以上の場合は 7 億 6 千 800 万円に人口 1 万人から計算して人口 2 千人を増すごとに 4 千 800 万円を加算した額</td></tr> <tr> <td>人口 3 万人以上 20 万人未満の 市町村</td><td>人口 3 万 5 千人未満の場合は 12 億 8 千万円、人口 3 万 5 千人以上の場合は 12 億 8 千万円に人口 3 万人から計算して人口 5 千人を増すごとに 8 千万円を加算した額</td></tr> <tr> <td>人口 20 万人以上の市</td><td>40 億円</td></tr> </table> 基準財政需要額による補正（349 条の 4） 大規模の償却資産に対する固定資産税の課税権を制限した結果、逆に市町村の財政運営を困難なものとさせないように、当該市町村の基準財政収入見込額が、前年度の基準財政需要額の 100 分の 160 に満たないこととなるときは、前年度の基準財政需要額の 100 分の 160 に達するまでこれを増額し、その額を超える部分について県が課税する。	市町村の区分	金 額	人口 5 千人未満の町村	5 億円	人口 5 千人以上 1 万人未満の 市町村	人口 6 千人未満の場合は 5 億 4 千 400 万円、人口 6 千人以上の場合は 5 億 4 千 400 万円に人口 5 千人から計算して人口 1 千人を増すごとに 4 千 400 万円を加算した額	人口 1 万人以上 3 万人未満の 市町村	人口 1 万 2 千人未満の場合は 7 億 6 千 800 万円、人口 1 万 2 千人以上の場合は 7 億 6 千 800 万円に人口 1 万人から計算して人口 2 千人を増すごとに 4 千 800 万円を加算した額	人口 3 万人以上 20 万人未満の 市町村	人口 3 万 5 千人未満の場合は 12 億 8 千万円、人口 3 万 5 千人以上の場合は 12 億 8 千万円に人口 3 万人から計算して人口 5 千人を増すごとに 8 千万円を加算した額	人口 20 万人以上の市	40 億円
市町村の区分	金 額												
人口 5 千人未満の町村	5 億円												
人口 5 千人以上 1 万人未満の 市町村	人口 6 千人未満の場合は 5 億 4 千 400 万円、人口 6 千人以上の場合は 5 億 4 千 400 万円に人口 5 千人から計算して人口 1 千人を増すごとに 4 千 400 万円を加算した額												
人口 1 万人以上 3 万人未満の 市町村	人口 1 万 2 千人未満の場合は 7 億 6 千 800 万円、人口 1 万 2 千人以上の場合は 7 億 6 千 800 万円に人口 1 万人から計算して人口 2 千人を増すごとに 4 千 800 万円を加算した額												
人口 3 万人以上 20 万人未満の 市町村	人口 3 万 5 千人未満の場合は 12 億 8 千万円、人口 3 万 5 千人以上の場合は 12 億 8 千万円に人口 3 万人から計算して人口 5 千人を増すごとに 8 千万円を加算した額												
人口 20 万人以上の市	40 億円												

税 率 等	納 期 等
税率 (180 条) (1) 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 ① 試掘鉱区 面積 100 アールごとに…年額 200 円 ② 採掘鉱区 面積 100 アールごとに…年額 400 円 (2) 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 面積 100 アールごとに…年額 200 円など	賦課期日 (181 条) 4 月 1 日 納期 (182 条、条例 64 条) 5 月 1 日～5 月 31 日
税率 (741 条) 1. 4/100	納期 (745 条、条例 83 条) 第一期 4 月 1 日～ 4 月 30 日 第二期 7 月 1 日～ 7 月 31 日 第三期 12 月 1 日～12 月 25 日 第四期 2 月 1 日～ 2 月末日

県 税

県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
狩 猟 税	納税義務者（700 条の 51） 狩猟者の登録を受ける者 狩猟免許の種類 (1) 第一種銃猟免許…装薬銃等を使用して猟をする場合 (2) 網猟免許……………網を使用して猟をする場合 (3) わな猟免許……………わなを使用して猟をする場合 (4) 第二種銃猟免許…空気銃等を使用して猟をする場合 非課税（附則 32 条） (1) 対象鳥獣捕獲員に係る狩猟税の登録 (2) 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録 ※(1)、(2)とも令和 11 年 3 月 31 日までの登録に限る。

税 率 等	納 期 等
税率（700 条の 52、附則 32 条の 2） (1) 第一種銃猟免許の狩猟者の登録を受け る者で、(2)以外のもの ……16,500 円 (2) 第一種銃猟免許の狩猟者の登録を受け る者で、当該年度の県民税の所得割額を納 付することを要しないもの。ただし、一定 の同一生計配偶者又は扶養親族は除く。 ……………11,000 円 (3) 網猟免許又はわな猟免許の狩猟者の登 録を受ける者で、(4)以外のもの ……………8,200 円 (4) 網猟免許又はわな猟免許の狩猟者の登 録を受ける者で、当該年度の県民税の所得 割額を納付することを要しないもの。た だし、一定の同一生計配偶者又は扶養親族は 除く。 ……5,500 円 (5) 第二種銃猟免許の狩猟者の登録を受け る者 ……5,500 円 なお、次の場合は、上記に規定する税率に、 次の区分に定める割合を乗じた税率となる。 ア 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録 ……………1/4 イ 放鳥獣猟区の登録を受けている者が受 ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場 所の狩猟者の登録 ……3/4 ウ 狩猟者登録の申請前 1 年以内に許可捕 獲等を行った者に係る狩猟者の登録 …………… 1/2 エ 狩猟者登録の申請前 1 年以内に許可を 受けた者の従事者として鳥獣の捕獲等に 従事した者に係る狩猟者の登録 …… 1/2 ※ ウ及びエについては、令和 11 年 3 月 31 日までの登録に限る。	証紙徴収（700 条の 54、700 条の 69、条例 111 条等） 狩猟者の登録を受けるときに証紙によ り徴収。 ただし、証紙に相当する現金を納付した ときは、納税済印を押すことによって証紙 に代えることができる。 ※ 県民税の所得割額を納付することを 要しない者等は、市町村が発行するその 旨を証する証明書が必要。

県 税

県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等								
産 業 廃 棄 物 税 (法定外目的税) 平成 17 年 4 月 1 日 施行	納税義務者（産廃条例 3 条） 産業廃棄物を焼却施設及び最終処分場へ搬入する事業者及び 中間処理業者 特別徴収義務者（産廃条例 9 条） 焼却処理を行う中間処理業者 最終処分業者 課税標準（産廃条例 5 条、産廃規則 5 条） 焼却施設及び最終処分場へ搬入する産業廃棄物の重量 ※重量の測定が困難な場合は、体積を重量に換算する。 課税免除（産廃条例 4 条、産廃規則 3 条） (1) 産業廃棄物を再生利用、熱回収その他有効な利用に供する次の施設への搬入 ① 事業者が産業廃棄物を原料又は燃料として、焼却処理の過程を通じて製品を製造する焼却施設 ② 事業者が産業廃棄物に含まれる有用物を、自らの製品の製造の工程において利用するため、焼却処理を通じて回収する焼却施設 ③ 事業者がその排出する産業廃棄物を焼却する際に発生する熱を回収して得られるエネルギーを、製品の製造の工程に供給する焼却施設（事業者が自ら又は共同で設置したものに限る） ④ 事業者が産業廃棄物を焼却する際に発生する熱を回収することにより発電を行い、発生した余剰電力を売却する焼却施設 (2) 災害により発生した産業廃棄物の搬入 課税の特例（産廃条例附則 5 項） 一の納税義務者の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間における産業廃棄物で、焼却施設又は最終処分場への搬入に係る重量（中間処理廃棄物で他者から委託を受けて処分されたものを除く。）の合計が 1 万トンを超える場合は、次の区分に応じた割合を乗じて計算した重量の合計とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>重量の区分</th><th>割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 万トン以下</td><td>100/100</td></tr> <tr> <td>1 万トン超 2 万トン以下</td><td>50/100</td></tr> <tr> <td>2 万トン超</td><td>25/100</td></tr> </tbody> </table> 税収の使途（産廃条例 20 条） 産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図るための施策に要する費用に充てる。	重量の区分	割合	1 万トン以下	100/100	1 万トン超 2 万トン以下	50/100	2 万トン超	25/100
重量の区分	割合								
1 万トン以下	100/100								
1 万トン超 2 万トン以下	50/100								
2 万トン超	25/100								

税 率 等	納 期 等										
税率(産廃条例 6 条) 焼却施設への搬入 1 tにつき 800 円 最終処分場への搬入 1 tにつき 1,000 円 ■産業廃棄物とは(産廃条例 2 条) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 2 条 4 項に規定する産業廃棄物で、概ね次のとおりである。 (1) あらゆる事業活動に伴うもの 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん (2) 特定の事業活動に伴うもの 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体 (3) (1)(2)の産業廃棄物を処分するために処理したもので、(1)(2)の産業廃棄物に該当しないもの(例：コンクリート固形化物) ※一般家庭から生じる一般廃棄物は産業廃棄物ではないため、産業廃棄物税は課税されない。	特別徴収(産廃条例 8 条) 焼却処理を行う中間処理業者又は最終処分業者が特別徴収する (申告納付分を除く) 申告納入・納付(産廃条例 11 条、14 条) 特別徴収義務者及び申告納付すべき納税者は、次表の区分に応じて申告納入・納付する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>搬入の期間</th><th>申告納入(付)期限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 月 1 日から 3 月 31 日</td><td>4 月末日</td></tr> <tr> <td>4 月 1 日から 6 月 30 日</td><td>7 月末日</td></tr> <tr> <td>7 月 1 日から 9 月 30 日</td><td>10 月末日</td></tr> <tr> <td>10 月 1 日から 12 月 31 日</td><td>1 月末日</td></tr> </tbody> </table> 焼却施設及び最終処分場のすべてを休廃止等した場合には、休廃止等の日から 1 月以内に申告納入・納付する(休廃止等とは、休止、廃止、譲り渡し、貸し付けのことをいう)。	搬入の期間	申告納入(付)期限	1 月 1 日から 3 月 31 日	4 月末日	4 月 1 日から 6 月 30 日	7 月末日	7 月 1 日から 9 月 30 日	10 月末日	10 月 1 日から 12 月 31 日	1 月末日
搬入の期間	申告納入(付)期限										
1 月 1 日から 3 月 31 日	4 月末日										
4 月 1 日から 6 月 30 日	7 月末日										
7 月 1 日から 9 月 30 日	10 月末日										
10 月 1 日から 12 月 31 日	1 月末日										

市町村税

市町村税

税 目	納 税 義 務 者・課 税 標 準 等
市 町 村 民 税 (個人) <総合課税>	納税義務者 (294 条) (1) 市町村内に住所を有する個人…均等割額と所得割額の合計額 (2) 市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、当該市町村内に住所を有しない者…均等割額のみ 非課税 (295 条、附則 3 条の 3) (1) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者 (2) 障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が 135 万円以下の者 (3) 均等割のみを課すべき者で前年の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下の者 (4) 所得割の非課税…総所得金額等が、35 万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1) +10 万円+32 万円 (同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合に加算) 以下の者 所得割の課税標準 (313 条) 前年の所得について、原則として所得税法その他の所得税に関する法令の規定によって算定した所得金額と同じ金額 (4～11 ページ参照)
<分離課税>	(12～17 ページ参照)

税 率 等	納 期 等
均等割の税率（310 条） 3,000 円 〈注〉「東日本大震災からの復興に関し地方公共 団体が実施する防災のための施策に必要な財 源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法 律」の施行に伴い、平成 26 年度から令和 5 年 度までは 500 円を加算 所得割の税率（314 条の 3、328 条の 3） 6%（標準税率） 所得控除（314 条の 2）…（5 ページ参照） 税額控除（314 条の 6～9、附則 5 条、附則 5 条の 4 の 2）…（6～11 ページ参照）	納期 111 ページ参照 賦課期日（318 条） 1 月 1 日 賦課徴収（319 条） 市町村が個人の県民税とあわせて行う。 申告期限（317 条の 2） 3 月 15 日

市町村税

市町村税

税 目	納 税 義 務 者・課 税 標 準 等
市 町 村 民 税 (法人)	納税義務者（294 条） (1) ●市町村内に事務所又は事業所を有する法人 ●法人でない社団又は財団で代表者、管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む） ●法人税法第 2 条第 6 号の公益法人等で収益事業を行うもの ……………均等割額と法人税割額の合算額 (2) ●市町村内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で当該市町村内に事務所又は事業所を有しないもの ●法人税法第 2 条第 5 号の公共法人又は同条第 6 号の公益法人等で収益事業を行わないもの（296 条の規定によって非課税となるものを除く） ……………均等割額のみ (3) 法人課税信託（法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託をいう）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市町村内に事務所又は事業所を有するもの ……………法人税割額のみ 課税標準（292 条） 法人税割の課税標準は、法人税法その他の法人税に関する法令の規定によって計算した法人税額で「所得税額」、「外国税額」などの控除前のものをいい、法人税にかかる附帯税の額は含まない。 令和 4 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から、法人税における連結納税制度は、グループ通算制度へ移行。これに伴い、法人住民税においても所要の措置が講じられる。 課税標準の分割（321 条の 13） 二以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人は、法人税割額の課税標準を従業者数であん分する。 非課税（296 条） (1) 国、地方公共団体、合併特例区、地方独立行政法人等 (2) 日本赤十字社、社会福祉法人、宗教法人、学校法人、労働組合、漁船保険組合、信用保証協会、農業共済組合、中小企業団体中央会、国民健康保険組合、公務員共済組合、公益社団法人又は公益財団法人で博物館の設置又は学術の研究を目的とするもの、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第 7 条の 2 に規定する法人である政党又は政治団体等 〈注〉(2)に該当する法人等が収益事業を行う場合は、均等割及び法人税割が課される。

税 率 等			納 期 等	
均等割（312 条）（標準税率）			確定申告納付（321 条の 8）	
資本金等の額の区分	従業員数	均等割額	事業年度又は計算期間終了の日の翌日から 2 か月以内	
50 億円超	50 人超	300 万円	中間申告納付（321 条の 8） 事業年度又は通算親法人の事業年度が 6 か月を超える法人は当該事業年度又は当該通算親法人の事業年度開始の日から 6 か月経過後 2 か月以内。ただし、前事業年度の法人税の額の 6 か月相当分の額が 10 万円以下の場合及び寮等のみが所在する場合は中間申告を要しない。	
	50 人以下	41 万円		
10 億円超 50 億円以下	50 人超	175 万円		
	50 人以下	41 万円		
1 億円超 10 億円以下	50 人超	40 万円		
	50 人以下	16 万円		
1 千万円超 1 億円以下	50 人超	15 万円		
	50 人以下	13 万円		
1 千万円以下	50 人超	12 万円		
	50 人以下	5 万円		
上記以外の法人等		5 万円	清算中の法人（旧 321 条の 8） (1) 事業年度終了の日の翌日から 2 か月以内 (2) 残余財産の一部分配の日の前日まで (3) 残余財産確定の日の翌日から 1 か月以内 <注> 平成 22 年 10 月 1 日以後に解散する法人については、清算所得課税を廃止し、通常の所得課税に移行 公共法人、公益法人等で均等割のみが課されるもの（321 条の 8） 毎年 4 月 30 日までに申告納付 <注> 定款等の定めにより、各事業年度終了の日から 2 月以内に定時総会が招集されない常況にある場合等は、法人税（国税）の申告期限の延長の承認を受け、提出期限が 1 か月（通算法人の場合は 2 か月、会計監査人を置いている一定の場合は最大 4 か月）延長された場合は、法人市町村民税の申告についても同様に取り扱われる。 なお、この場合には、法人税の申告期限の延長がされた旨を届け出なければならない。	
法人税割（314 条の 4）				
	令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度			
大分市 別府市 中津市 日田市 佐伯市 臼杵市 津久見市 竹田市 豊後高田市 杵築市 宇佐市 豊後大野市 由布市 国東市 日出町	8.4%			
姫島村 九重町 玖珠町	6.0%			
(平成 26 年 10 月 1 日より前に開始する事業年度には、標準税率 12.3%、制限税率 14.7%が適用される。) (平成 26 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までに開始する事業年度には、標準税率 9.7%、制限税率 12.1%が適用される。)				

市町村税

市町村税

税 目	納 税 義 務 者・課 税 標 準 等		
固 定 資 産 税	納税義務者（343 条） 1 月 1 日現在の土地、家屋及び償却資産の所有者（固定資産課税台帳に所有者として登録された者） 課税標準（349 条、349 条の 2、349 条の 3、349 条の 3 の 2、349 条の 3 の 3、349 条の 3 の 4、349 条の 4、349 条の 5、附則 15 条等） 家屋及び償却資産は固定資産課税台帳の登録価格 土地は下記の額（附則 17 条～24 条）		
	種別	負担水準	算出方法
	住宅用地		令和 7 年度課税標準額＋令和 8 年度評価額×住宅用地特例率（※1）×5/100 ただし、上記により計算した額が、「令和 7 年度評価額×住宅用地特例率」を上回る場合は当該評価額、20％を下回る場合は当該評価額の 20％
	商業地等 （住宅用地 以外の宅地 及び宅地比 準土地）	0. 7 超（※2）	令和 8 年度評価額×7/10
		0. 6 以上 0. 7 以下	令和 7 年度課税標準額（据置き）
		0. 6 未満	令和 7 年度課税標準額＋令和 8 年度評価額×5/100 ただし、上記により計算した額が、令和 8 年度評価額の 60％を上回る場合は当該評価額の 60％、20％を下回る場合は当該評価額の 20％
	その他 （雑種地、 山林等）		令和 7 年度課税標準額＋令和 8 年度評価額×5/100 ただし、上記により計算した額が、令和 7 年度評価額を上回る場合は当該評価額、20％を下回る場合は当該評価額の 20％
	一般農地	0. 9 以上（※2）	令和 7 年度課税標準額×1. 025
		0. 8 以上 0. 9 未満	令和 7 年度課税標準額×1. 05
		0. 7 以上 0. 8 未満	令和 7 年度課税標準額×1. 075
		0. 7 未満	令和 7 年度課税標準額×1. 1
		〈注〉・負担水準が 1. 0 を超えるときは、負担水準を 1. 0 とした場合の課税標準額まで下がる。 ・一般市街地化区域農地については、課税標準額の上限は評価額の 3 分の 1 となる。	
※ 1 住宅用地特例率 ・小規模住宅用地……1/6（住宅 1 戸あたり 200 ㎡までの部分） ・一般住宅用地………1/3（200 ㎡を超える部分）			
※2 負担水準＝令和 7 年度課税標準額／令和 8 年度評価額			

税 率 等	納 期 等
税率（350条）…1.4%（標準税率） 免税点（351条） 同一市町村内の課税標準額の合計が 土地 ……………30万円未満 家屋 ……………20万円未満 償却資産 ……………150万円未満 非課税（348条、附則14条等） 国、地方団体等が所有する固定資産、公共の用に供する固定資産、社会福祉法人等が社会福祉事業等の用に供する固定資産、学校法人等が設置する学校において直接その用に供する固定資産等 減免（367条） 天災その他特別の事情がある場合、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者等に対して、条例に定めるところにより減免 申告 償却資産（383条）…1月31日まで 住宅用地（384条）…条例の定める日まで 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧（416条） 上記帳簿等に登録されている価格等の事項を、4月1日から4月20日又は最初の納期限の日のいずれか遅い日以後の日までの間、<u>納税者（※）</u>の縦覧に供する。 ※納税者とは、当該市町村に所在する土地及び家屋に対して課する固定資産税の納税者をいう。 宅地の標準的な価格の閲覧（410条） 地域ごとの宅地の標準的な価格（路線価及び標準宅地）を記載した書面を一般の閲覧に供する。	賦課期日（359条）…1月1日 納期（362条） 4月、7月、12月及び2月中において、市町村の条例で定める。（ただし、特別の事情がある場合には、これと異なる納期を定めることができる。） 111 ページ参照

市町村税

市町村税

税 目	納 税 義 務 者・課 税 標 準 等
固 定 資 産 税	新築住宅に対する減額措置（附則 15 条の 6） 令和 13 年 3 月 31 日までに新築された住宅 (1) 適用対象 ①及び②の要件を満たすもの ① 専用住宅又は併用住宅のうち居住部分の床面積の割合が1/2以上のもの ② 床面積要件…居住部分の床面積が 40 ㎡（独立的に区画された一部分が貸家の用に供される場合にあっては 30 ㎡）以上 240 ㎡以下であること。 ※令和 8 年 3 月 31 日までに新築された住宅の場合、50 ㎡以上 280 ㎡ 以下 ※災害レッドゾーンでの 3 戸以上の新築に対し、都市再生特別措置法に基づく市町村長の勧告に従わなかったときは対象外。 (2) 減額期間 ① 一般の住宅（②以外の住宅） 新築から 3 年度分 ② 3 階建以上の中高層耐火住宅 新築から 5 年度分 (3) 減額措置 新築された住宅の居住部分の固定資産税額を 2 分の 1 減額（居住部分が 120 ㎡までのものはその全部が、120 ㎡を超えるものは 120 ㎡分に相当する部分） 〈注 1〉併用住宅の床面積 その居住部分の床面積 〈注 2〉共同住宅の床面積 独立用に区画された一部分のうち居住部分の床面積に共用部分の床面積を、独立的に区画された各部分の床面積の割合で配分して加えた床面積 〈注 3〉区分所有の住宅の床面積 居住部分の床面積に共用部分の床面積を各専有部分の床面積の割合で配分して加えた床面積 新築された認定長期優良住宅に対する減額措置（附則 15 条の 7） 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定により行政庁の認定を受けて新築された住宅 (1) 適用対象 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の施行の日から令和 13 年 3 月 31 日までに新築されたもの ※納税者は、認定を受けて新築された住宅であることを証する書類を添付して、新たに固定資産税が課税されることとなる年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに市町村に申告 (2) 減額期間 ① 一般の住宅（②以外の住宅） 新築から 5 年度分 ② 3 階建以上の中高層耐火住宅 新築から 7 年度分 (3) 減額措置 新築住宅に対する減額措置と同じ ※床面積等の要件は現行の新築住宅に対する減額措置と同じ。 この減額措置は新築住宅に対する減額措置に代えて適用される。

税 率 等	納 期 等

市町村税

市町村税

税 目	納 税 義 務 者・課 税 標 準 等
固 定 資 産 税	住宅耐震改修に伴う減額措置（附則 15 条の 9） 昭和 57 年 1 月 1 日以前から存していた住宅で平成 18 年 1 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間に、建築基準法に基づく耐震基準(昭和 56 年 6 月 1 日施行) に適合させるよう一定の改修工事を施したものの。 (1) 適用対象 ①及び②の要件を満たすもの ① 耐震改修に要した費用が 50 万円超(平成 25 年 3 月 31 日までに改修が行われたものについては 30 万円以上)であること。 ② 耐震改修工事後 3 月以内に、地方公共団体、建築士、登録住宅性能評価機関、指定確認検査機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が発行した耐震基準適合証明書を添付して、市町村に申告したもの（3 月以内に申告することができなくなったことにやむを得ない事情があると市町村長が認める場合を除く。）。 (2) 減額期間 改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税から、工事完了時期に応じた以下の期間 平成 18 年～21 年までの改修 3 年度分 平成 22 年～24 年までの改修 2 年度分 平成 25 年～令和 13 年 3 月 31 日までの改修 1 年度分 （一定の通行障害既存耐震不適格建築物の場合は 2 年度分） (3) 減額措置 耐震改修を施した住宅の居住部分の固定資産税額を 2 分の 1 減額(居住部分が 120 ㎡までのものはその全部が、120 ㎡を超えるものは 120 ㎡に相当する部分) 住宅のバリアフリー改修に伴う減額措置（附則 15 条の 9） 新築された日から 10 年以上を経過した住宅のうち、高齢者、障がい者等が居住する住宅で平成 28 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間に、一定のバリアフリー改修工事が行われたもの (1) 適用対象 ・居住部分の割合が当該家屋の 1/2 以上であること ・改修後の住宅の床面積が 40 ㎡以上 240 ㎡以下であること ・次のいずれかの者が居住する既存の住宅（賃貸住宅を除く） ① 65 歳以上の者 ② 要介護認定又は要介護支援認定を受けている者 ③ 障がい者 ・次の工事で、補助金等を除く自己負担が 50 万円超のもの ①廊下の拡幅 ②階段の勾配の緩和 ③浴室の改良 ④便所の改良 ⑤手すりの取付け ⑥床の段差の解消 ⑦引き戸への取替え ⑧床表面の滑り止め化 ※納税者は、改修後 3 月以内に工事明細書や写真等の関係書類を添付して市町村に申告 (2) 減額期間 改修工事が完了した年の翌年度 (3) 減額措置 バリアフリー改修を行った住宅の居住の用に供する部分の固定資産税額を 3 分の 1 減額（100 ㎡分までを限度）

税 率 等	納 期 等

市町村税

市町村税

税 目	納 税 義 務 者・課 税 標 準 等
固 定 資 産 税	省エネ改修を行った既存住宅に係る減額措置（附則 15 条の 9） 平成 26 年 4 月 1 日以前から所在する住宅（賃貸住宅を除く）で、令和 4 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間に、一定の省エネ改修工事が行われたもの (1) 適用対象 ・居住部分の割合が当該家屋の 1/2 以上であること ・改修後の住宅の床面積が 40 m²以上 240 m²以下であること ※令和 8 年 3 月 31 日までの改修の場合、 50 m²以上 280 m² 以下 ・改修工事に要した費用が補助金を除いて 60 万円超のもの又は断熱改修工事に係る費用が 50 万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽光断熱利用システムの設置工事に係る費用と合わせて 60 万円超 ・次の①～④までの改修工事により、それぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合すること。 ① 窓の改修工事 ② ①と併せて行う床の断熱改修工事 ③ ①と併せて天井の断熱改修工事 ④ ①と併せて行う壁の断熱改修工事 ※納税者は、改修後 3 か月以内に建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人による証明書を添付して市町村に申告 (2) 減額期間 改修工事が終了した年の翌年度 (3) 減額措置 省エネ改修工事をを行った住宅の居住部分の固定資産税額を 3 分の 1 減額（120 m²分までを限度） 課税標準の特例（349 条の 3、附則 15 条、15 条の 2、15 条の 3 等） 経済政策的要請に基づき次のような固定資産については、価格に一定の軽減率を乗じて得た額を課税標準とする課税標準の特例が適用される。 ① 多額な設備投資による税負担の激増の緩和を考慮したもの 変送電施設、新たな営業路線の開業に係る鉄軌道用構築物、ガス事業用償却資産等 ② 中小企業対策を考慮したもの 中小企業等協同組合等の共同利用設備等 ③ 納税義務者の性格を考慮したもの 日本放送協会、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海洋研究開発機構等の事業用資産 ④ その他 船舶、航空機等

税 率 等	納 期 等

市町村税

税 目	納 税 義 務 者・課 税 標 準 等
市町村たばこ税	納税義務者（465 条） （1） 日本たばこ産業株式会社 （2） 特定販売業者…外国たばこの輸入業者 （3） 卸売販売業者…日本たばこ産業株式会社、特定販売業者からたばこを買って小売業者に販売する業者 課税標準（467 条） 卸売販売業者等が売り渡した製造たばこの本数（県たばこ税参照）
軽自動車税	納税義務者（443 条） （1） 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車の所有者 （2） 国・地方公共団体等の非課税団体から、軽自動車等を借り受け使用する場合は、その使用者 みなす規定（444 条） 割賦販売による場合のように、軽自動車等の売買に当たり、売主がその所有権を留保している場合は、買主がその軽自動車等の所有者とみなされる。 非課税（445 条） （1） 国・都道府県・市町村等が所有している軽自動車等 （2） 日本赤十字社が所有している軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供する救急用のものその他これに類するもの。

税 率 等	納 期 等
税率(468 条) 1,000 本につき 6, 552 円	申告納付 (473 条) 前月分を毎月末日まで
標準税率 (463 条の 15) (1) 原動機付自転車 ① 総排気量 50cc 以下のもの又は定格出力が 600W 以下のもの (③⑤に該当するものを除く) 年額 2,000 円 ② 二輪のもので総排気量が 50cc を超え 90cc 以下のもの又は 定格出力が 600W を超え 800W 以下のもの (③に該当するもの を除く) 年額 2,000 円 ③ 二輪のもので総排気量が 125cc 以下かつ最高出力が 4kw 以 下のもの 年額 2,000 円 ④ 二輪のもので総排気量が 90cc を超えるもの又は定格出力 が 800W を超えるもの (③に該当するものを除く) 年額 2,400 円 ⑤ 三輪以上のもので総排気量が 20cc を超えるもの又は定格 出力が 250W を超えるもの 年額 3,700 円 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 ① 二輪のもの (側車付のものを含む) 年額 3,600 円 ② 三輪のもの 年額 3,900 円 (3,100 円) ③ 四輪以上のもの 乗用のもの { 営業用...年額 6,900 円 (5,500 円) 自家用...年額 10,800 円 (7,200 円) 貨物用のもの { 営業用...年額 3,800 円 (3,000 円) 自家用...年額 5,000 円 (4,000 円) (3) 二輪の小型自動車 年額 6,000 円 <注> () 内の税率…平成 27 年 3 月 31 日以前に新規検査を受けた ものに適用	納期 (463 条の 17) 4 月中において市町村の 条例で定める。ただし、特別 の事情がある場合には 4 月 以外の月に納期を定めるこ とができる。 111 ページ参照 賦課期日 (463 条の 16) 4 月 1 日
軽自動車税の税率の特例 (附則 30 条) (1) 経年重課 概 要：初めて車両番号の指定を受けた月から起算して 13 年を経過した軽四輪等につ いて、標準税率の概ね 20%を重課する特例措置 適用年度：平成 28 年度分の軽自動車税から適用 ※ 電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車 及びハイブリット軽自動車並びに被けん引自動車は対象外	

市町村税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
軽 自 動 車 税	

市
町
村
税

税 率 等		納 期 等	
区 分	標準税率	重課税率	
三輪のもの	3,900 円	4,600 円	
四輪以上のもの			
乗用のもの 営業用	6,900 円	8,200 円	
乗用のもの 自家用	10,800 円	12,900 円	
貨物用のもの 営業用	3,800 円	4,500 円	
貨物用のもの 自家用	5,000 円	6,000 円	

(2) グリーン化特例（軽課）

概 要：軽四輪等で、一定の環境性能を有するものについて、その燃費性能に応じて、税率を軽減する特例措置（対象車及び軽減割合は下表のとおり）

新車新規検査を受けた年度の翌年度1年間の軽自動車税を軽減（軽課）

適用年度：令和8年度……令和7年度に新車新規検査を受けた軽減対象自動車

対 象 車		内 容
- 電気軽自動車 - 天然ガス軽自動車 （平成30年排出ガス基準適合又はポスト新長期規制からNOx(窒素酸化物)を10%以上低減）		税率を概ね75%軽減
ガソリン車・ハイブリッド車（営業用の乗用のものに限り）	- 令和12年度燃費基準90%達成 かつ - 令和2年度燃費基準達成	税率を概ね50%軽減

※ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成30年排出ガス基準50%低減達成車（★★★★）又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）に限る。

軽減後の軽自動車税額

区 分	標準税率	50%軽減後	75%軽減後
三輪のもの	3,900 円	※ 2,000 円	1,000 円
四輪以上のもの			
乗用のもの 営業用	6,900 円	3,500 円	1,800 円
乗用のもの 自家用	10,800 円	—	2,700 円
貨物用のもの 営業用	3,800 円	—	1,000 円
貨物用のもの 自家用	5,000 円	—	1,300 円

※営業用の乗用のものに限り

市町村税

市町村税

税 目	納 税 義 務 者・課 税 標 準 等
鉱 産 税	納税義務者 (519 条) …鉱業者 課税標準 (519 条) …鉱物の価格
特別土地保有税 ※課税の停止 (附則 31 条) 平成 15 年以後の各年の 1 月 1 日において所有する土地については、平成 15 年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税を課さない。 平成 15 年 1 月 1 日以後に取得された土地については、土地の取得に対して課する特別土地保有税を課さない。	納税義務者 (585 条) 土地の所有者 (ただし、取得後 10 年を経過したものを除く) 又は取得者 課税標準 (593 条、599 条、附則 31 条の 2 の 2) (1) 土地の保有に対して課するもの 同一市町村内において 1 月 1 日現在所有する土地の取得価額又は修正取得価額 ((取得時以降の) 地価変動割合を勘案して修正した額) のいずれか低い額 (2) 土地の取得に対して課するもの ① 同一市町村内において、1 月 1 日前 1 年以内に取得した土地 (②により申告し、又は申告すべきであったものを除く) の取得価額の合計額 ② 同一市町村内において、7 月 1 日前 1 年以内に取得した土地 (①により申告し、又は申告すべきであったものを除く) の取得価額の合計額 免税点 (595 条) (1) 土地の保有に対して課するもの 1 月 1 日現在所有する土地の同一市町村ごとの合計面積が ・都市計画区域を有する市町村の区域の場合 5,000 m²未満 ・その他の市町村の区域の場合 10,000 m²未満 (2) 土地の取得に対して課するもの 1 月 1 日前 1 年以内又は 7 月 1 日前 1 年以内に取得した土地の同一市町村ごとの合計面積が ・都市計画区域を有する市町村の区域の場合 5,000 m²未満 ・その他の市町村の区域の場合 10,000 m²未満 ※遊休土地にかかる特別土地保有税 納税義務者 (621 条) 都市計画法に規定する遊休土地転換利用促進地区内の土地について、1,000 m²以上の一団の土地を 1 月 1 日に所有する者 課税標準 (622 条) 時価又は取得価額のいずれか高い金額
入 湯 税	納税義務者 (701 条) 鉱泉浴場における入湯客

税 率 等	納 期 等
標準税率 (520 条) 1% ただし、1 か月に掘採された鉱物の価格が 200 万円以下の場合は 0.7% (別府市は 0.9%)	納期 (521 条) 毎月 10 日から末日までの間において市町村の条例で定める。
税率 (594 条) (1) 土地の保有に対して課するもの ……1.4% (2) 土地の取得に対して課するもの …… 3% 税額の計算方法 (596 条、附則 31 条の 2 の 2) (1) 土地の保有に対して課するもの 課税標準額×税率 (1.4%) － $\left[\begin{array}{l} \text{その土地の固定資産税の} \\ \text{課税標準となるべき価格} \end{array} \right] \times 1.4\%$ (2) 土地の取得に対して課するもの 課税標準額×税率 (3%) － $\left[\begin{array}{l} \text{その土地の不動産取得税の} \\ \text{課税標準となるべき価格} \end{array} \right] \times 4\%$ 非課税 (586 条～587 条の 2) (1) 国又は地方公共団体等が取得し、又は所有する土地 (2) 農林業の経営規模の拡大、工場の地方分散等国の施策等に適合する用途に供されている土地 (3) 相続又は法人の合併等の所有権の形式的な移転に係る土地 (取得分) 税率 (623 条) ……1.4% 税額の計算方法 (624 条) 課税標準額×税率 (1.4%) － [固定資産税相当額＋遊休土地に課される特別土地保有税 (保有分) の税額]	申告納付期限 (599 条) (1) 土地の保有に対して課するもの ……………5 月 31 日 (2) 土地の取得に対して課するもの ① 1 月 1 日前 1 年以内の取得分 ……………2 月末日 ② 7 月 1 日前 1 年以内の取得分 ……………8 月 31 日 納税義務の免除 (601 条～603 条の 2 の 2) (1) 非課税土地として使用し、又は使用させようとする場合において、市町村長が、当該事実を認定した土地 (2) 公共事業用に譲渡等される「被収用不動産等」の代替地として市町村長が認める土地 (3) 宅地供給等に資する一定の譲渡に係る土地 (4) 譲渡担保権者が取得した土地 (2 年以内に設定者に移転したものに限る) (5) 恒久的な建物その他の施設の用地で、計画的な土地利用に供されていると市町村長が認定した土地 申告納付期限 (625 条) 5 月 31 日 納税義務の免除 (629 条) 一定の事情があることについて、市町村長が認定した遊休土地
税率 (701 条の 2) 1 人 1 日について 150 円 (標準税率) ※別府市 (H31 年 4 月～)、由布市 (R6 年 10 月～) は超過課税 ※臼杵市は 1 人 1 日について 40 円 中津市、日田市、宇佐市、由布市、九重町、玖珠町は不均一課税	申告納入 (701 条の 4) 浴場の経営者等が特別徴収し、当該市町村の条例で定める納期限までに申告納入する。

市町村税

市町村税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
事 業 所 税 (大分市のみ課税)	納税義務者 (701 条の 32) 事業所等において事業を行う法人又は個人 課税標準 (701 条の 40) (1) 資 産 割…市内全域の合計事業所床面積 (2) 従業者割…市内全域の合計従業者給与総額 非課税 (701 条の 34) (1) 国及び地方公共団体など法人税法第 2 条第 5 号に規定する公共法人 (2) 社会福祉法人など法人税法第 2 条第 6 号に規定する公益法人等が行う収益事業以外の事業に係るもの (3) 公衆浴場、病院、勤労者の福利厚生施設、路外駐車場などで政令で定めるもの 課税標準の特例 (701 条の 41) 各種学校、営業用倉庫などは課税標準の一定割合(1/2 又は 3/4)を控除 免税点 (701 条の 43) 資 産 割…合計事業所床面積 1,000 ㎡以下 従事者割…合計従業者数 100 人以下
都 市 計 画 税	〈県内で課税している団体〉 大分市・別府市・中津市・日田市・佐伯市・臼杵市・津久見市・竹田市・宇佐市 納税義務者 (702 条) 土地又は家屋の所有者 課税標準 (702 条、702 条の 3) ※ 都市計画区域として指定された市町村の区域のうちの市街化区域内に所在する家屋については固定資産税台帳の登録価格、土地については下記のとおり(附則 25 条～附則 27 条の 4 の 2) ① 住宅用地に係る課税標準の特例措置 小規模住宅用地(住宅 1 戸当たり 200 ㎡までの部分) 評価額の 1/3 一般住宅用地(200 ㎡を超える部分) 評価額の 2/3 ② 負担水準に応じてなだらかな税負担の調整措置 固定資産税と同様 ※都市計画区域について、都市計画法第 7 条第 1 項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない場合にあっては当該都市計画区域の全部又は一部の区域で条例で定める区域

税 率 等	納 期 等																				
税率（701 条の 42） ① 資産割 床面積 1 m ² につき 600 円 ② 従業者割 支払給与総額の 0.25% 〈注〉資産割又は従業者割のいずれか一方でも 免税点を超えるときは、その分について申 告納付が必要	申告納付期限（701 条の 46、701 条の 47） ① 法人…事業年度終了の日から 2 か月以内 ② 個人…事業を行っていた年の分を翌年 3 月 15 日まで																				
税率（702 条の 4） 制限税率 0.3% <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村名</th><th>税率</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>大分市</td><td>0.25%</td></tr> <tr><td>別府市</td><td>0.25%</td></tr> <tr><td>中津市</td><td>0.24%</td></tr> <tr><td>日田市</td><td>0.24%</td></tr> <tr><td>佐伯市</td><td>0.20%</td></tr> <tr><td>臼杵市</td><td>0.15%</td></tr> <tr><td>津久見市</td><td>0.15%</td></tr> <tr><td>竹田市</td><td>0.10%</td></tr> <tr><td>宇佐市</td><td>0.30%</td></tr> </tbody> </table>	市町村名	税率	大分市	0.25%	別府市	0.25%	中津市	0.24%	日田市	0.24%	佐伯市	0.20%	臼杵市	0.15%	津久見市	0.15%	竹田市	0.10%	宇佐市	0.30%	賦課期日（702 条の 6） 1 月 1 日 納期（702 条の 7） 原則として固定資産税と同じ。 賦課徴収（702 条の 8） 固定資産税の賦課徴収とあわせて行う。
市町村名	税率																				
大分市	0.25%																				
別府市	0.25%																				
中津市	0.24%																				
日田市	0.24%																				
佐伯市	0.20%																				
臼杵市	0.15%																				
津久見市	0.15%																				
竹田市	0.10%																				
宇佐市	0.30%																				

国 税

国 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
所 得 税	○ 納税義務者（所5条、7条） 居住者は、原則として、1年間に生じたすべての所得 非居住者、内国法人、外国法人も納税義務のある場合がある。 ○ 所得税の仕組み 総合課税 申告分離課税 利益通算※1 ×1/2 ×1/2 損益通算※2 合計所得 純損失・雑損失・各種所得の繰越控除 総所得金額 総所得金額等 ※1 不動産、事業（営業・農業）、総合課税の譲渡所得、山林所得が赤字の場合、他の各種所得の黒字と通算できる。（雑所得の赤字部分は損益通算不可） ※2 その年の赤字の上場株式等に係る譲渡所得を申告する場合、同一口座で受け取る上場株式等に係る配当所得は申告（損益通算）しなければならない。 総所得金額 申告分離課税所得 - 所得控除※ = 課税される所得金額 × 税率 - 税金から差し引かれる主なもの ・源泉徴収税額 ・政党等寄附金等特別控除 ・住宅借入金等特別控除 ・配当控除 = 申告納税額 ※ 所得控除は総所得金額から優先的に控除する。

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等														
所 得 税	○ 所得の種類と所得計算のあらまし 1 総合課税される所得 (1) 利子所得（所23条） 公社債、預貯金の利子等 〈注〉公社債や預貯金の利子等は、源泉分離課税（所得を受け取るときに一定の税額が源泉徴収され、納税義務が完結する制度）となっている。 (2) 配当所得（所24条） 収入金額 — 株式等を取得するための負債の利子 株式配当等 〈注〉確定申告不要の特例、上場株式等に係る配当の申告分離課税の選択がある。（詳細は、「3 配当所得の課税の仕組み」参照） (3) 不動産所得（所26条） 総収入金額 — 必要経費 不動産・船舶などの貸付、地上権・永小作権の設定による収入 (4) 事業所得（所27条） 総収入金額 — 必要経費 農業、漁業、商業、サービス業などの事業から生ずる所得 (5) 給与所得（所28条） 収入金額 — 給与所得控除額 — 所得金額調整控除 俸給、給料、賃金、歳費、賞与等 《給与所得控除額》 <table border="1"> <tr> <th>給与等の収入金額の合計額</th><th>給与所得控除額</th></tr> <tr> <td>220万円以下</td><td>74万円</td></tr> <tr> <td>220万円超 360万円以下</td><td>給与収入×30%＋8万円</td></tr> <tr> <td>360万円超 660万円以下</td><td>給与収入×20%＋44万円</td></tr> <tr> <td>660万円超 850万円以下</td><td>給与収入×10%＋110万円</td></tr> <tr> <td>850万円超</td><td>195万円</td></tr> <tr> <td>1,000万円超※</td><td>210万円</td></tr> </table> ※《所得金額調整控除》（措41条の3の11） A 給与等の収入金額が850万円を超えている次のいずれかに該当する方。 ・納税者が特別障害者又は同一生計配偶者若しくは扶養親族が特別障害者 ・23歳未満の扶養親族を有する。 （控除額）・・給与等の収入金額（最高1,000万円）から850万円を控除した金額に10%を乗じた金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切上げ） B 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える方。 （控除額）・・・給与所得控除後の給与等の金額（最高10万円）及び公的年金等に係る雑所得の金額（最高10万円）の合計額から10万円を控除した金額	給与等の収入金額の合計額	給与所得控除額	220万円以下	74万円	220万円超 360万円以下	給与収入×30%＋8万円	360万円超 660万円以下	給与収入×20%＋44万円	660万円超 850万円以下	給与収入×10%＋110万円	850万円超	195万円	1,000万円超※	210万円
給与等の収入金額の合計額	給与所得控除額														
220万円以下	74万円														
220万円超 360万円以下	給与収入×30%＋8万円														
360万円超 660万円以下	給与収入×20%＋44万円														
660万円超 850万円以下	給与収入×10%＋110万円														
850万円超	195万円														
1,000万円超※	210万円														

国 税

国 税

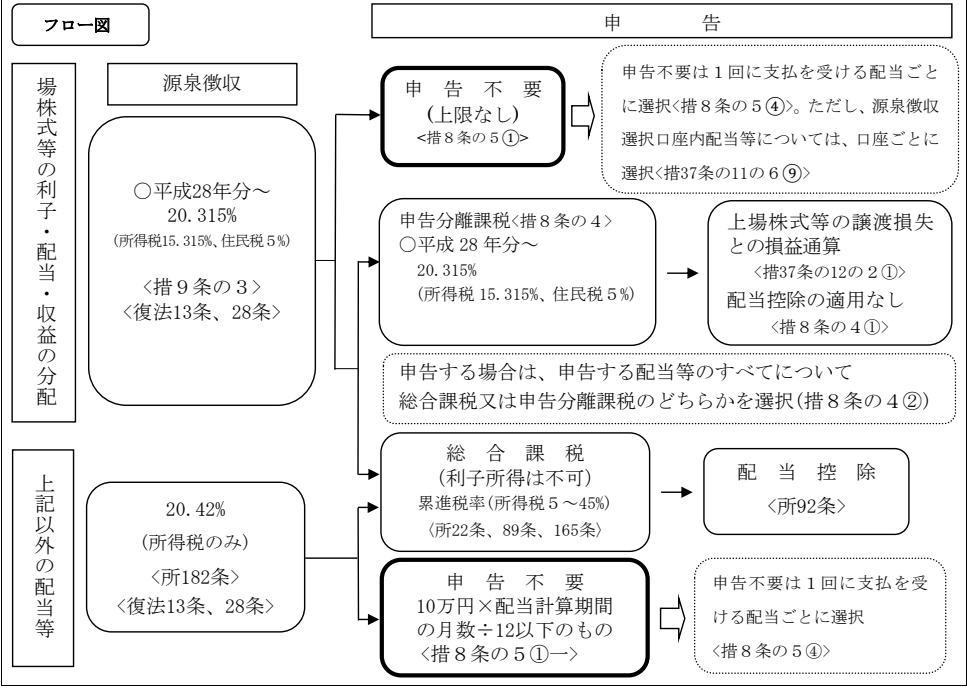
税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等																																																																														
所 得 税	(6) 譲渡所得（所33条） 総収入金額－（取得費＋譲渡費用）－ 特別控除額（最高50万円） 土地・建物及び株式等以外の資産の譲渡による所得 短期譲渡所得＝譲渡時における所有期間5年以内の資産の譲渡 長期譲渡所得＝上記以外の譲渡 (7) 一時所得（所34条） 総収入金額－その収入を得るために支出した金額－特別控除額（最高50万円） 営利を目的とする継続的行為から生ずる所得以外の一時の所得で、労務、役務又は資産の譲渡の対価でないもの (8) 雑所得（所35条） ① 公的年金等に係る所得 収入金額－公的年金等控除額 ② 公的年金等以外の所得 総収入金額－必要経費 《公的年金等控除額》 <table> <tr> <th rowspan="2"></th><th rowspan="2">公的年金等の 収入金額</th><th colspan="3">公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額</th></tr> <tr> <th>1,000万円以下</th><th>1,000万円超 2,000万円以下</th><th>2,000万円超</th></tr> <tr> <td rowspan="7">65 歳 未 満</td><td>130万円未満</td><td>60万円</td><td>50万円</td><td>40万円</td></tr> <tr> <td>130万円以上</td><td>収入金額</td><td>収入金額</td><td>収入金額</td></tr> <tr> <td>410万円未満</td><td>×25%+27.5万円</td><td>×25%+17.5万円</td><td>×25%+7.5万円</td></tr> <tr> <td>410万円以上</td><td>収入金額</td><td>収入金額</td><td>収入金額</td></tr> <tr> <td>770万円未満</td><td>×15%+68.5万円</td><td>×15%+58.5万円</td><td>×15%+48.5万円</td></tr> <tr> <td>770万円以上</td><td>収入金額</td><td>収入金額</td><td>収入金額</td></tr> <tr> <td>1,000万円未満</td><td>×5%+145.5万円</td><td>×5%+135.5万円</td><td>×5%+125.5万円</td></tr> <tr> <td rowspan="7">65 歳 以 上</td><td>1,000万円以上</td><td>195.5万円</td><td>185.5万円</td><td>175.5万円</td></tr> <tr> <td>330万円未満</td><td>110万円</td><td>100万円</td><td>90万円</td></tr> <tr> <td>330万円以上</td><td>収入金額</td><td>収入金額</td><td>収入金額</td></tr> <tr> <td>410万円未満</td><td>×25%+27.5万円</td><td>×25%+17.5万円</td><td>×25%+7.5万円</td></tr> <tr> <td>410万円以上</td><td>収入金額</td><td>収入金額</td><td>収入金額</td></tr> <tr> <td>770万円未満</td><td>×15%+68.5万</td><td>×15%+58.5万円</td><td>×15%+48.5万円</td></tr> <tr> <td>770万円以上</td><td>収入金額</td><td>収入金額</td><td>収入金額</td></tr> <tr> <td rowspan="2"></td><td>1,000万円未満</td><td>×5%+145.5万円</td><td>×5%+135.5万円</td><td>×5%+125.5万円</td></tr> <tr> <td>1,000万円以上</td><td>195.5万円</td><td>185.5万円</td><td>175.5万円</td></tr> </table> 《計算例》 年齢65歳未満の人(令和8年分は、昭和37年1月2日以後に生まれた人)で、 「公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円以下」かつ「公的年金等の収入金額の合計額」が300万円の場合 3,000,000円－（3,000,000円×0.25+275,000円）＝1,975,000円					公的年金等の 収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額			1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	65 歳 未 満	130万円未満	60万円	50万円	40万円	130万円以上	収入金額	収入金額	収入金額	410万円未満	×25%+27.5万円	×25%+17.5万円	×25%+7.5万円	410万円以上	収入金額	収入金額	収入金額	770万円未満	×15%+68.5万円	×15%+58.5万円	×15%+48.5万円	770万円以上	収入金額	収入金額	収入金額	1,000万円未満	×5%+145.5万円	×5%+135.5万円	×5%+125.5万円	65 歳 以 上	1,000万円以上	195.5万円	185.5万円	175.5万円	330万円未満	110万円	100万円	90万円	330万円以上	収入金額	収入金額	収入金額	410万円未満	×25%+27.5万円	×25%+17.5万円	×25%+7.5万円	410万円以上	収入金額	収入金額	収入金額	770万円未満	×15%+68.5万	×15%+58.5万円	×15%+48.5万円	770万円以上	収入金額	収入金額	収入金額		1,000万円未満	×5%+145.5万円	×5%+135.5万円	×5%+125.5万円	1,000万円以上	195.5万円	185.5万円	175.5万円
	公的年金等の 収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額																																																																													
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超																																																																											
65 歳 未 満	130万円未満	60万円	50万円	40万円																																																																											
	130万円以上	収入金額	収入金額	収入金額																																																																											
	410万円未満	×25%+27.5万円	×25%+17.5万円	×25%+7.5万円																																																																											
	410万円以上	収入金額	収入金額	収入金額																																																																											
	770万円未満	×15%+68.5万円	×15%+58.5万円	×15%+48.5万円																																																																											
	770万円以上	収入金額	収入金額	収入金額																																																																											
	1,000万円未満	×5%+145.5万円	×5%+135.5万円	×5%+125.5万円																																																																											
65 歳 以 上	1,000万円以上	195.5万円	185.5万円	175.5万円																																																																											
	330万円未満	110万円	100万円	90万円																																																																											
	330万円以上	収入金額	収入金額	収入金額																																																																											
	410万円未満	×25%+27.5万円	×25%+17.5万円	×25%+7.5万円																																																																											
	410万円以上	収入金額	収入金額	収入金額																																																																											
	770万円未満	×15%+68.5万	×15%+58.5万円	×15%+48.5万円																																																																											
	770万円以上	収入金額	収入金額	収入金額																																																																											
	1,000万円未満	×5%+145.5万円	×5%+135.5万円	×5%+125.5万円																																																																											
	1,000万円以上	195.5万円	185.5万円	175.5万円																																																																											

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等						
所 得 税	2 分離課税される所得 (1) 退職所得(所30条) (収入金額－退職所得控除額) × 1 / 2 退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与等 ※ ただし、勤続年数が5年以下である①法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法人の経営に従事している一定の者、②国会議員及び地方公共団体の議会の議員、③国家公務員及び地方公務員については、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額(2分の1の適用なし)となる(所30条②)。 《退職所得控除額》 <table> <tr> <th>勤 続 年 数</th><th>退 職 所 得 控 除 額</th></tr> <tr> <td>20年以下の場合</td><td>40万円×勤続年数(80万円より少ないときは80万円)</td></tr> <tr> <td>20年を超える場合</td><td>800万円＋70万円×(勤続年数－20年)</td></tr> </table> ※ 障害者になったことに直接基因して退職した場合は、上記により計算した額に100万円を加算する。 (2) 山林所得(所32条) 総収入金額－必要経費－特別控除額 (最高50万円) 5年を超える期間所有していた山林の伐採又は譲渡による所得 (3) 配当所得 (所24条、措8条の4) 収入金額 － 株式等を取得するための負債の利子 上場株式等に係る配当等のうち、申告分離課税を選択したもの (4) 土地・建物等の譲渡所得 (所33条、措31条、措32条等) 総収入金額 － (取得費＋譲渡費用) － 特別控除額 土地若しくは土地の上に存する権利又は建物等の譲渡による所得 (5) 株式等の譲渡所得 (所33条、措37条の10、11) 総収入金額 － (取得費＋譲渡費用等) 株式等の譲渡による所得 (6) 先物取引に係る雑所得等 (措41条の14) 総収入金額－必要経費 (先物取引による事業所得、譲渡所得及び雑所得の金額の合計額)	勤 続 年 数	退 職 所 得 控 除 額	20年以下の場合	40万円×勤続年数(80万円より少ないときは80万円)	20年を超える場合	800万円＋70万円×(勤続年数－20年)
勤 続 年 数	退 職 所 得 控 除 額						
20年以下の場合	40万円×勤続年数(80万円より少ないときは80万円)						
20年を超える場合	800万円＋70万円×(勤続年数－20年)						

国 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
3 配当所得の課税の仕組み	
一定の上場株式等の配当等	確定申告不要制度あり 確定申告する場合には総合課税又は申告分離課税を選択可
公募証券投資信託の収益の分配	確定申告不要制度あり 確定申告する場合には総合課税又は申告分離課税を選択可
特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当	申告分離課税 特定口座で取り扱った利子所得は申告不要を選択可 確定申告不要制度あり
上場株式等以外の配当等	確定申告不要制度あり 確定申告する場合には総合課税のみ

- 確定申告不要制度が適用される配当所得(措8条の5)
- ① 内国法人から支払を受ける配当等で、1回に支払を受ける金額が、10万円に配当計算期間の月数を乗じて12で除した金額以下のもの
 - ② 大口株主等※以外の者が、内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等
 - ③ 内国法人から支払を受ける公募投資信託(公社債投資信託及び特定株式投資信託を除く。)の収益の分配に係る配当等
 - ④ 特定投資法人から支払を受ける投資口の配当等
- ※ 「大口株主等」とは、その配当等の支払に係る基準日において、その内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の3%以上有する個人をいう。



税 目		納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等		
○ 所得控除の種類と計算のあらまし				
1 社会保険料控除・・・納税者又は生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている社会保険料（健康保険税、介護保険料、国民年金など）を支払った場合の控除 （計算方法）その年の支払額の合計額（国民年金、国民年金基金は添付又は提示が必要）				
2 小規模企業共済等掛金控除・・・納税者が掛金（小規模企業共済法に規定された共済契約に基づく掛金、iDeCo など）を支払った場合の控除 （計算方法）その年の支払額の合計額（掛金額等を記載した明細書又は書類の添付若しくは提示が必要）				
3 生命保険料控除・・・納税者が生命保険、個人年金保険、介護医療保険契約に基づき支払った保険料がある場合の控除（支払額等を記載した明細書又は書類の添付若しくは提示が必要） （計算方法）平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約の場合（A）				
支払った保険料		一般生命保険料	個人年金保険料	
～25,000 円		支払額	支払額	
25,001 円～50,000 円		支払額×0.5+12,500 円	支払額×0.5+12,500 円	
50,001 円～		支払額×0.25+25,000円 最高 5 万円	支払額×0.25+25,000円 最高 5 万円	
（計算方法）平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約の場合（B）				
支払った保険料		一般生命保険料	個人年金保険料	介護医療保険料
～20,000円		支払額	支払額	支払額
20,001円～40,000円		支払額×0.5+10,000円	支払額×0.5+10,000円	支払額×0.5+10,000円
40,001円～		支払額×0.25+20,000円 最高 4 万円	支払額×0.25+20,000円 最高 4 万円	支払額×0.25+20,000円 最高 4 万円
（計算方法）年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の新一般生命保険料控除の控除額（C）				
支払った新生命保険料		控除額		
～30,000 円		支払額全額		
30,000 円～ 60,000 円		支払額×0.5+15,000 円		
60,000 円～120,000 円		支払額×0.25+30,000 円		
120,000 円～		一律 60,000 円		
※ A、B、C の合計額の最高額は 12 万円				
4 地震保険料控除・・・納税者が損害保険における地震等損害部分の保険料の支払いがある場合の控除 （計算方法）支払った保険料の額（5 万円が限度） ※旧長期損害保険料に係る経過措置がある。				

国 税

税 目		納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等					
5 障害者控除・・・納税者又は生計を一にする配偶者、扶養親族が障害者である場合の控除							
特別障害者……………		40万円					
上記以外……………		27万円					
同居特別障害者……		75万円					
6 勤労学生控除・・・納税者が勤労学生の場合の控除							
控除額		27 万円					
7 寡婦・ひとり親控除・・・納税者が寡婦又はひとり親である場合の控除							
		寡婦控除		ひとり親控除			
要件	右記の「ひとり親」に該当せず、次の①～③のいずれにも該当する方		現に婚姻していない又は配偶者が生死不明で次の①～③にいずれも該当する方				
	① 合計所得金額が 500 万円以下		① 合計所得金額が 500 万円以下				
	② 以下のいずれかに該当		② 総所得金額等が 58 万円以下の生計を一にする子がいる				
	・ 夫と死別後に婚姻していない又は夫が生死不明		③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない				
	・ 夫と離別後に婚姻していない方で扶養親族がいる						
	③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない						
控除額	27 万円		35 万円				
8 配偶者（特別）控除・・・配偶者がいる場合に、納税者と配偶者のそれぞれの合計所得金額に応じて受けられる控除							
				納税者の合計所得			
				900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下	1,000 万円超
配偶者控除		62 万円以下	70 歳未満	38 万円	26 万円	13 万円	0 円
			70 歳以上	48 万円	32 万円	16 万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	62 万円～ 95 万円		38 万円	26 万円	13 万円	
		95 万円～100 万円		36 万円	24 万円	12 万円	
		100 万円～105 万円		31 万円	21 万円	11 万円	
		105 万円～110 万円		26 万円	18 万円	9 万円	
		110 万円～115 万円		21 万円	14 万円	7 万円	
		115 万円～120 万円		16 万円	11 万円	6 万円	
		120 万円～125 万円		11 万円	8 万円	4 万円	
		125 万円～130 万円		6 万円	4 万円	2 万円	
130 万円～133 万円		3 万円	2 万円	1 万円			
9 扶養控除・・・納税者に控除対象扶養親族がいる場合の控除							
要 件			控 除 額				
16 歳未満			控除なし				
16 歳以上 18 歳以下・23 歳以上 69 歳以下			38 万円				
19 歳以上 23 歳未満			63 万円				
70 歳以上			48 万円				
70 歳以上の同居老親			58 万円				

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等																						
10 特定親族特別控除・・・納税者に19歳以上23歳未満の控除対象扶養親族(配偶者)以外の親族がいる場合	<table> <tr> <th>特定親族の合計所得金額</th><th>控 除 額</th></tr> <tr> <td>62 万円超 85 万円以下</td><td>63 万円</td></tr> <tr> <td>85 万円超 90 万円以下</td><td>61 万円</td></tr> <tr> <td>90 万円超 95 万円以下</td><td>51 万円</td></tr> <tr> <td>95 万円超 100 万円以下</td><td>41 万円</td></tr> <tr> <td>100 万円超 105 万円以下</td><td>31 万円</td></tr> <tr> <td>105 万円超 110 万円以下</td><td>21 万円</td></tr> <tr> <td>110 万円超 115 万円以下</td><td>11 万円</td></tr> <tr> <td>115 万円超 120 万円以下</td><td>6 万円</td></tr> <tr> <td>120 万円超 123 万円以下</td><td>3 万円</td></tr> <tr> <td>123 万円超</td><td>控除なし</td></tr> </table>	特定親族の合計所得金額	控 除 額	62 万円超 85 万円以下	63 万円	85 万円超 90 万円以下	61 万円	90 万円超 95 万円以下	51 万円	95 万円超 100 万円以下	41 万円	100 万円超 105 万円以下	31 万円	105 万円超 110 万円以下	21 万円	110 万円超 115 万円以下	11 万円	115 万円超 120 万円以下	6 万円	120 万円超 123 万円以下	3 万円	123 万円超	控除なし
特定親族の合計所得金額	控 除 額																						
62 万円超 85 万円以下	63 万円																						
85 万円超 90 万円以下	61 万円																						
90 万円超 95 万円以下	51 万円																						
95 万円超 100 万円以下	41 万円																						
100 万円超 105 万円以下	31 万円																						
105 万円超 110 万円以下	21 万円																						
110 万円超 115 万円以下	11 万円																						
115 万円超 120 万円以下	6 万円																						
120 万円超 123 万円以下	3 万円																						
123 万円超	控除なし																						
11 基礎控除	<table> <tr> <th>納税者の合計所得金額</th><th>控 除 額</th></tr> <tr> <td>489万円以下</td><td>104万円</td></tr> <tr> <td>489万円超 655万円以下</td><td>67万円</td></tr> <tr> <td>655万円超 2,350万円以下</td><td>62万円</td></tr> <tr> <td>2,350万円超 2,400万円以下</td><td>48万円</td></tr> <tr> <td>2,400万円超 2,450万円以下</td><td>32万円</td></tr> <tr> <td>2,450万円超 2,500万円以下</td><td>16万円</td></tr> <tr> <td>2,500万円超</td><td>控除なし</td></tr> </table>	納税者の合計所得金額	控 除 額	489万円以下	104万円	489万円超 655万円以下	67万円	655万円超 2,350万円以下	62万円	2,350万円超 2,400万円以下	48万円	2,400万円超 2,450万円以下	32万円	2,450万円超 2,500万円以下	16万円	2,500万円超	控除なし						
納税者の合計所得金額	控 除 額																						
489万円以下	104万円																						
489万円超 655万円以下	67万円																						
655万円超 2,350万円以下	62万円																						
2,350万円超 2,400万円以下	48万円																						
2,400万円超 2,450万円以下	32万円																						
2,450万円超 2,500万円以下	16万円																						
2,500万円超	控除なし																						
12 雑損控除・・・納税者又は総所得金額等が58万円以下の配偶者その他の親族で生計を一にする方が、災害や盗難、横領により住宅等の財産に被害を受けた場合又は災害等に関連して災害関連支出をした場合の控除 (計算方法) ①と②のうち、いずれか多い金額 ① (損害金額＋災害等関連支出の金額－保険金等の額)－(総所得金額等×10%) ② (災害関連支出の金額－保険金等の額)－5万円																							
13 医療費控除・・・納税者又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費が、一定の金額以上ある場合の控除 (計算方法) ①と②のいずれかを選択 ① (医療費の支出額－保険金等で補填される金額)－(総所得金額等の5%又は10万円のいずれか少ない金額) ※200万円が限度 ② (特定一般用医薬品等購入費の合計額－保険金等の補填される金額)－12,000円 ※88,000円が限度																							
14 寄附金控除・・・納税者が寄附金(国、都道府県(ふるさと納税)、公益社団法人などに対して寄附)を支出した場合の控除 (計算方法)「寄附金の支出額」又は「総所得金額、退職所得及び山林所得の合計額の40%」のいずれか少ない金額－2,000円 ※ 政治献金のうち政党や政治資金団体、認定NPO法人等、一定の公益社団法人等に対するものは、政党等寄附金特別控除などを選択することが可能(ただし、修正申告等の後日の選択替えは不可)																							

国 税

国 税

税 率 等			納 期 等	
○ 総合課税に係る所得税の税額の計算 (A×B-C)			◇確定申告 (所120条) 翌年の2月16日～3月15日 ◇納付期限 (所128条) 翌年の3月15日 ◇予定納税 (所104条) (対象者) 復興特別所得税の全額を含めて計算した予定納税基準額が15万円以上の者 (納期) 第1期分…その年の7月1日～7月31日 第2期分…その年の11月1日～11月30日 (納税額) 第1期分…予定納税基準額の1/3相当額 第2期分…予定納税基準額の1/3相当額	
A 課税される所得金額	B 税率	C 控除額		
1,000円から 1,949,000円まで	5%	0円		
1,950,000円から 3,299,000円まで	10%	97,500円		
3,300,000円から 6,949,000円まで	20%	427,500円		
6,950,000円から 8,999,000円まで	23%	636,000円		
9,000,000円から 17,999,000円まで	33%	1,536,000円		
18,000,000円から39,999,000円まで	40%	2,796,000円		
40,000,000円以上	45%	4,796,000円		
○ 分離課税に係る所得税の税額の計算				
・ 退職所得・・・上記表に準ずる ・ 山林所得・・・課税所得金額×1/5×税率×5 (A×B-C (下表は5分5乗を加味したもの))				
A 課税される所得金額	B 税率	C 控除額		
1,000円から 9,749,000円まで	5%	0円		
9,750,000円から16,499,000円まで	10%	487,500円		
16,500,000円から34,749,000円まで	20%	2,137,500円		
34,750,000円から44,999,000円まで	23%	3,180,000円		
45,000,000円から89,999,000円まで	33%	7,680,000円		
90,000,000円から199,999,000円まで	40%	13,980,000円		
200,000,000円以上	45%	23,980,000円		
・ 土地建物等に係る譲渡所得 長期※・・・課税所得金額 × 15% (原則) 短期 ・・・課税所得金額 × 30% (原則) ※売却した年の1月1日において所有期間が5年超				
・ 上場株式等に係る配当所得 ・ 上場株式等に係る譲渡所得 ・ 一般株式等に係る譲渡所得 ・ 先物取引に係る雑所得等			課税所得金額 × 15%	

税 率 等	納 期 等
○ 税額控除（主なもの） 1 配当控除（所92条）・・・外国法人から支払いを受ける配当、確定申告不要制度を選択したもの、申告分離課税を選択したもの、その他一定の配当等を除く配当所得がある場合の控除 （計算方法） $\begin{aligned} \text{課税される所得金額} & - 1,000 \text{ 万円} = A \text{（赤字の場合は0円）} \\ \text{配当控除の対象となる配当所得} & - A = B \text{（赤字の場合は0円）} \\ B \times 0.1 + (\text{配当控除の対象となる配当所得} & - B) \times 0.05 = \text{配当控除} \end{aligned}$ 2 （特定増改築等）住宅借入金等特別税額控除（措41条）・・・住宅借入金を利用して家屋の新築、購入又は増改築をして居住の用に供した場合で一定の要件を満たすときの控除 （計算方法） $\text{住宅ローン等の年末残高} \times \text{控除率} = \text{控除額}$ ※ 適用要件等の詳細は、国税庁ホームページでご確認又は税務署にお問い合わせください。 3 政党等寄附金特別控除等（措41条の18、18の2、18の3）・・・納税者が①特定の政治献金のうち政党若しくは政治資金団体、②認定NPO法人等、③公益社団法人等に対する寄附金を支出した場合において、「寄附金控除」と選択して受ける控除 （計算方法） $(\text{寄附金の合計額} - 2,000 \text{ 円}) \times \text{控除率} = \text{控除額}$ 〈注1〉 控除率は、①は30%、②、③は40% 〈注2〉 寄附金の合計額は①～③は総所得金額等の40%相当額が限度となる。 〈注3〉 ①の控除額は、所得税額の25%、②③の控除額の合計は、所得税額の25%相当額が限度となる。 （必要書類） - 政治活動に関する寄附金については、選挙管理委員会等の確認印のある「寄附金（税額）控除のための書類」（電磁的記録印刷書面を含む。）及び政党等寄附金特別控除額の計算明細書 - 認定NPO法人等及び公益社団法人等に対する寄附金については、寄附金を受領した旨、寄附金が法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨、寄附金の額及び受領日を証する書類（電磁的記録印刷書面を含む。）及び認定NPO法人等（又は公益社団法人等）寄附金特別控除額の計算明細書	

国 税

国 税

税目	納税義務者・課税標準等											
復興特別所得税	納税義務者(復法8条) 所得税を納める義務がある個人											
	基準所得税額と課税標準(復法10条、12条) 復興特別所得税の課税標準は、その年分の基準所得税額											
	<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>基準所得税額</th></tr><tr><td rowspan="2">居住者</td><td>非永住者以外の居住者</td><td>全ての所得に対する所得税額</td></tr><tr><td>非永住者</td><td>国外源泉所得以外の所得及び国外源泉所得のうち国内払のもの又は国外から送金されたものに対する所得税額</td></tr><tr><td colspan="2">非居住者</td><td>国内源泉所得に対する所得税額</td></tr></table>	区 分		基準所得税額	居住者	非永住者以外の居住者	全ての所得に対する所得税額	非永住者	国外源泉所得以外の所得及び国外源泉所得のうち国内払のもの又は国外から送金されたものに対する所得税額	非居住者		国内源泉所得に対する所得税額
	区 分		基準所得税額									
	居住者	非永住者以外の居住者	全ての所得に対する所得税額									
非永住者		国外源泉所得以外の所得及び国外源泉所得のうち国内払のもの又は国外から送金されたものに対する所得税額										
非居住者		国内源泉所得に対する所得税額										
	〈注〉 分配時調整外国税相当額控除及び外国税額控除の適用がある居住者については、これらの控除額を控除する前の所得税額となる。											

税 率 等	納 期 等
税率(復法13条) 【算式】 復興特別所得税額＝基準所得税額×2.1％	申告・納付(復法17条) 所得税と復興特別所得税を併せて申告を行う。 納付期限(復法18条) 原則として翌年の3月15日 給与所得者については、平成25年1月1日以降に支払を受ける給与等から復興特別所得税が源泉徴収される。 (復法9条、29条)

国 税

国 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
法 人 税	納税義務者・課税所得（法 4 条～法 10 条） ① 内国法人… - 普通法人……すべての所得 - 協同組合等…すべての所得 - 公益法人等…収益事業から生じた所得<注 2> - 公共法人……非課税 - 人格のない社団等…収益事業から生じた所得 ② 外国法人… - 普通法人……………国内源泉所得 - 人格のない社団等…国内源泉所得のうち収益事業から生じた所得 <注 1> 法人税法上の法人の区分 <注 2> 一般社団法人・一般財団法人のうち非営利型法人に該当しないものは普通法人となる。 課税標準 内国法人の各事業年度の所得の金額（法 22 条） $\left[\begin{array}{c} \text{各事業年度の} \\ \text{所得の金額} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{c} \text{当該事業年度の} \\ \text{益金の額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{当該事業年度の} \\ \text{損金の額} \end{array} \right]$ <注> 連結納税制度は、令和 4 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度からグループ通算制度へ移行したため廃止。
地方法人税	納税義務者（地方法人税法 4 条） 法人（法人税の納税義務者と同じ） 課税標準（地方法人税法 9 条） 課税標準法人税額（内国法人については、当該内国法人の法人税の課税標準である各事業年度の所得金額につき、法人税法等の規定により計算した法人税の額）
防衛特別法人税 ※ 令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度から適用される。	納税義務者（防衛法 8 条） 法人（法人税の納税義務者と同じ） 課税標準（防衛法 13 条） 課税標準法人税額（内国法人については、当該内国法人の法人税の課税標準である各事業年度の所得金額につき、法人税法等の規定により計算した法人税の額から年 500 万円の基礎控除額を控除した金額） ※ 防衛法とは、「我が国の防衛力の抜本的な強化のために必要な財源の確保に関する特別措置法」をいう。

税 率 等				納 期 等		
所得に対する税率（法 66 条ほか）				確定申告・納付（法 74 条、法 77 条ほか） 事業年度終了の日の翌日から 2 ヶ月以内		
年所得 法人の区分		800 万円以 下の部分	800 万円超 の部分	中間申告・納付（法 71 条、法 76 条ほか） 事業年度が 6 ヶ月を超える普通法人で、前 事業年度の税額の 6 ヶ月相当の額が 10 万円 を超える場合に必要 当該事業年度開始の日以後 6 ヶ月を経過し た日から 2 ヶ月以内 確定申告の提出期限の延長の特例（法 75 条 の 2 ほか） 会計監査人の監査などのために決算不確定 の場合の申告は、申請により事業年度終了の 日の翌日から 3 ヶ月以内		
普 通 法 人	資 本 金 額	1 億円超	23.2%			
	1 億円以下	15%(注 2,3)	23.2%			
人格のない社団等		15%	23.2%			
協同組合等		15%	19%			
公益法人等		15%	23.2%(注 4)			
<注 1> 平成 31 年 4 月 1 以後開始する事業年度に適用される。 <注 2> 適用除外事業者（その事業年度開始の日前 3 年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が 15 億円を超える法人等をいいます。）に該当する法人の 800 万円以下の部分は 19%の税率が適用される。 <注 3> 各事業年度の所得金額が 10 億円を超える場合は 17%の税率が適用される。（令和 7 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用される。） <注 4> 公益社団法人及び公益財団法人・非営利型法人、一定の公益法人等(特定非営利活動法人、管理組合法人等) 以外の公益法人等の 800 万円超の部分は 19%の税率が適用される。						
課税標準法人税額に対する税率 （地方法人税法 10 条） 10.3%				確定申告・納付（地方法人税法 19 条・21 条ほか） 事業年度終了の日の翌日から 2 ヶ月以内 中間申告・納付（地方法人税法 16 条・17 条・18 条・20 条ほか） 法人税中間申告書にかかる課税事業年度開始の日以後 6 ヶ月を経過した日から 2 ヶ月以内		
課税標準法人税額に対する税率(防確法 14 条) 4%				確定申告・納付（防確法 25 条・30 条ほか） 事業年度終了の日の翌日から 2 ヶ月以内 中間申告・納付（防確法 21 条・29 条ほか） 法人税中間申告書にかかる課税事業年度開始の日以後 6 ヶ月を経過した日から 2 ヶ月以内		

国 税

国 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
相 続 税	納税義務者（相 1 条の 3） 相続や遺贈などによって財産を取得した個人 課税遺産総額（相 11 条～相 15 条） $\boxed{\text{課税遺産総額}} = \boxed{\text{遺産総額}} - \boxed{\text{債務・葬式費用}} + \boxed{\text{非課税財産}}$ $\left[\begin{array}{l} \text{基礎控除額} \\ 3,000 \text{ 万円} \\ + \\ 600 \times \text{法定} \\ \text{万円} \quad \text{相続人数} \end{array} \right]$ （注）相続開始前 7 年以内に贈与を受けた財産がある場合（その財産により取得した財産の価格（相続開始前 3 年以内に贈与により取得した財産以外の財産については、その財産の価格の合計額から 100 万円を控除した残額））、又は相続時精算課税の選択適用により贈与を受けた財産がある場合、その財産の贈与額の価格から、基礎控除額を控除した残高を遺産総額に加算される。（相 19 条、相 21 条の 15、相 21 条の 16） 配偶者に対する税額軽減（相 19 条の 2） $\boxed{\text{軽減額}} = \boxed{\text{相続税の総額}} \times \frac{\boxed{\text{次の①又は②のうちいずれか少ない金額}}}{\boxed{\text{課税価格の合計額}}}$ 次の①又は②のうちいずれか少ない金額 ①法定相続分相当額と 1 億 6 千万円のいずれか多い方 ②配偶者の課税価格（未分割を除く） （配偶者の取得した財産が法定相続分相当額か 1 億 6 千万円以下ならその配偶者は無税（要申告）） 配偶者…婚姻の届出をしている者。婚姻期間の制限なし。 未成年者控除（相 19 条の 3） 税額から控除される額＝10 万円×満 18 歳に達するまでの年数 障害者控除（相 19 条の 4） 税額から控除される額＝10 万円（特別障害者の場合は 20 万円） ×満 85 歳に達するまでの年数
贈 与 税	納税義務者（相 1 条の 4） 贈与により財産を取得した個人 課税価格（相 21 条の 2～相 21 条の 5、措 70 条の 2 の 4） $\boxed{\text{課税価格}} = \boxed{\text{その年中に贈与により取得した財産の価額の合計額}} - \boxed{\text{基礎控除額 110 万円}}$ 相続時精算課税に係る課税価格（相 21 条の 10～相 21 条の 12） $\boxed{\text{課税価格}} = \boxed{\text{特定贈与者からその年中に贈与により取得した財産の価額の合計額}} - \boxed{\text{基礎控除額 110 万円}} - \boxed{\text{特別控除額 2,500 万円}}$ （注）相続時精算課税制度を選択した場合（期限内申告に限る。）の特別控除額（限度額 2,500 万円）は、既適用控除額を控除した残高となる。 配偶者控除（相 21 条の 6） 夫婦間の贈与で、次の条件をすべて満たすとき…2,000 万円の控除 (1) 夫婦の婚姻期間が 20 年以上 (2) 国内にある居住の用に供する土地、家屋又はその購入資金の贈与 (3) 贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日までに実際に居住し、その後も引き続いて居住する見込み （注）同一の配偶者からは一生に一度

税 率 等			納 期 等	
税率・速算表（相 16 条）			申告と納税	
法定相続分に 応ずる 取 得 金 額	税率	控除額	(1) 申告書の提出期限 相続の開始があったことを知った日の 翌日から 10 か月以内（相 27 条）	
1,000 万円以下	10%	—	(2) 提出先 被相続人が死亡した時の住所地を所轄 する税務署（相附則 3 項）	
3,000 万円以下	15%	50 万円	(3) 納期限 申告書の提出期限まで（相 33 条）	
5,000 万円以下	20%	200 万円	(4) 延納 税額が 10 万円を超え、かつ、一時に金 銭で納付することが困難なとき、『延納申 請書』を提出の上、担保を提供すること により年賦延納（不動産等の割合により最 高 20 年以内）が可能。（利子税がかかる。） （相 38 条、相 52 条、措 70 条の 10、措 70 条の 11）	
1 億円以下	30%	700 万円	〈注〉物納の制度もある。	
2 億円以下	40%	1,700 万円	(5) 農地について納税猶予制度 （措 70 条の 6）	
3 億円以下	45%	2,700 万円	(6) 非上場株式に係る納税猶予制度 （措 70 条の 7 の 2 及び措 70 条の 7 の 6）	
6 億円以下	50%	4,200 万円	※ 農地や非上場株式を相続し、納税猶予 制度の適用を受ける場合、相続税の申告 期限までに納税猶予の適用を受ける旨 を記載した相続税の申告書、必要書類の 提出が必要。	
6 億円超	55%	7,200 万円		
税額の計算方法（相 16 条～相 18 条）				
(1) 課税遺産総額に法定相続分を乗じ、法 定相続分に応じた取得金額を算定する。				
(2) (1) で算出された金額に応じ、上記の 税率・速算表から税額を算出する。				
(3) 算出された税額を合計し、相続税額の 総額を算出する。				
(4) (3) の税額に実際に相続した課税遺 産額の取得割合を乗じ、各人の相続税 額を算出する。				
(5) 各人に適用される相続税の加算や、 税額控除を行った残りが各人の納付税 額。				
税率・速算表（相 21 条の 7、措 70 条の 2 の 5）				
基礎控除後の 課税価格	一般税率		特例税率	
	税率	控除額	税率	控除額
200 万円以下	10%	—	10%	—
300 万円以下	15%	10 万円	15%	10 万円
400 万円以下	20%	25 万円	〃	〃
600 万円以下	30%	65 万円	20%	30 万円
1,000 万円以下	40%	125 万円	30%	90 万円
1,500 万円以下	45%	175 万円	40%	190 万円
3,000 万円以下	50%	250 万円	45%	265 万円
4,500 万円以下	55%	400 万円	50%	415 万円
4,500 万円超	〃	〃	55%	640 万円
※ 直系尊属（父母や祖父母など）から贈与により財産を取得した受贈者のうち、財産の贈与を受けた年の 1 月 1 日現在において 18 歳以上の者については、「特例税率」を適用して税額を計算する。				
なお、特例税率の適用を受ける場合で基礎控除後の課税価格が 300 万円を超える場合には、受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他書類でその者の氏名、生年月日及びその者が贈与者の直系卑属に該当することを証するものを申告書に添付する必要がある。				

国 税

国 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等			
贈 与 税	特定障害者に対する非課税（相 21 条の 4） 重度の心身障害者を受益者とする特定障害者扶養信託契約に基づき財産が信託された時、その信託受益権の価額のうち 6,000 万円までの金額が非課税（特別障害者以外は 3,000 万円）			
	直系尊属からの住宅取得等資金の贈与を受けた場合（期限内申告に限る）の非課税の特例（措 70 条の 2） 令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までの間に父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等の対価に充てるための金銭を取得した場合において、一定の要件を満たす時は、下表の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となる（新非課税制度）。 なお、平成 21 年分から令和 5 年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税（旧非課税制度）」を受けた場合は適用できない。 適用要件等の詳細については、税務署にお問い合わせください。			
	受贈者ごとの非課税限度額（注 1）			
	住宅用の家屋の種類			
	贈与の時期	省エネ等住宅 （注 2）	左記以外の住宅	
	令和 6 年 1 月 1 日から 令和 8 年 12 月 31 日まで	1,000 万円	500 万円	
	〈注 1〉非課税限度額 受贈者ごとの非課税限度額は、受贈者が新非課税制度の適用を受けようとする住宅用の家屋の種類に応じた金額となる。 なお、既に新非課税制度の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合には、その金額を控除した残額が非課税限度額となる。			
	〈注 2〉省エネ等住宅 「省エネ等住宅」とは、家屋の区分に応じ、次の表の省エネルギー性能、耐震性能又はバリアフリー性能のいずれかの基準（省エネ等基準）に適合する住宅用家屋であることにつき、一定の証明書類などを贈与税の申告書に添付が必要となる。			
	家屋の区分		省エネ等基準	
			省エネルギー性能	耐震性能
① 新築をした住宅用の家屋	耐震等性能等級 5 以上かつ一次エネルギー消費量等級 6 以上	耐震等級（構造躯体の倒壊等防止） 2 以上又は免震建築物	高齢者等配慮対策等級（専用部分） 3 以上	
② 建築後使用されたことのない住宅用の家屋				
③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋	断熱等性能等級 4 以上又は一次エネルギー消費量等級 4 以上			
④ 増改築等をした住宅用の家屋				

税 率 等	納 期 等
税額の計算方法（相 21 条の 7） 基礎控除後の課税価格 × 税率－速算表控除額＝税額 相続時精算課税に係る贈与税の税率 （相 21 条の 13）一律 20% 贈与税に関する規定は、相続税法の中に定められている。	申告と納税 (1) 申告書の提出期限 翌年 2 月 1 日～3 月 15 日（相 28 条） (2) 提出先 住所地の所轄税務署（相 62 条） (3) 納期限 翌年 3 月 15 日（相 33 条） (4) 延納 納税が 10 万円を超え、かつ、一時に金銭で納付することが困難なとき、『延納申請書』を提出の上、担保を提供することにより年賦延納（最高 5 年以内）が可能（利子税がかかる。）。（相 38 条、相 52 条） (5) 農地等についての納税猶予制度 （措 70 条の 4） (6) 非上場株式に係る納税猶予制度 （措 70 条の 7 及び措 70 条の 7 の 5） ※ 農地や非上場株式の贈与を受け、納税猶予制度の適用を受ける場合、贈与税の申告期限までに納税猶予の適用を受ける旨を記載した贈与税の申告書、必要書類の提出が必要

国 税

国 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
消 費 税	納税義務者（消 2 条～消 5 条） (1) 国内取引 資産の譲渡・貸付け及び役務の提供を事業として対価を得て行う事業者（個人事業者及び法人） (2) 輸入取引 課税貨物を保税地域から引き取る者 小規模事業者の納税義務の免除（消 9 条、消 9 条の 2） 基準期間（前々年又は前々事業年度）の課税売上高が 1,000 万円以下の事業者は納税義務が免除される。ただし、基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下であっても、特定期間（注）の課税売上高が 1,000 万円を超えた場合は免除されない。（特定期間の課税売上高に代えて給与等支払額で判定することもできる） 〈注 1〉特定期間とは、個人事業者の場合は、その年の前年の 1 月 1 日から 6 月 30 日までの期間をいい、法人の場合は、前事業年度開始の日以後 6 ヶ月の期間をいう。 〈注 2〉令和 5 年 10 月 1 日からインボイス制度が導入され、適格請求書発行事業者は小規模事業者の納税義務の免除の規定は適用されず、納税義務は免除されない。 総額表示の義務付け（消 63 条） 事業者は、消費者向けの価格表示について、税込価格を表示（総額表示）することが義務付けられている。 平成 25 年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間は、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」を講じている場合に限り、総額表示しなくてもよいとする特例が設けられていたが、令和 3 年 4 月 1 日以降は、税込価格の表示が必要となった。 新設法人の特例（消 12 条の 2） その事業年度の基準期間がない法人（社会福祉法人を除く。）のうち、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が 1,000 万円以上である法人については、その基準期間がない事業年度（課税期間）の納税義務は免除されない。 課税標準（消 28 条） (1) 国内取引…課税資産の譲渡等の対価の額 (2) 輸入取引…関税課税価格（CIF 価格）に個別消費税額及び関税額を加算した金額 非課税（消 6 条） 土地の譲渡・貸付け、社債・株式等の譲渡など（消法別表第 1 及び別表第 2 に掲げるもの）

税 率 等			納 期 等	
税率(消 29 条)			確定申告納付 (消 45 条、消 49 条、措 86 条の 4)	
区 分	標準税率	軽減税率	(1) 個人事業者…翌年 3 月 31 日まで	
消費税率	7.8%	6.24%	(2) 法人…課税期間の末日の翌日から 2 ヶ月以内	
地方消費税率	2.2% (消費税額の 22/78)	1.76% (消費税額の 22/78)	中間申告納付 (消 42 条～消 44 条、消 48 条)	
※ 令和元年 10 月 1 日から適用 なお、「酒類・外食を除く飲食料品」と「定期購読契約が締結された週 2 回以上発行される新聞」は、軽減税率制度の対象となる。			直前の課税期間の消費税額	
			中間申告・納付回数	
			48 万円超 400 万円以下	年 1 回
			400 万円超 4,800 万円以下	年 3 回
			4,800 万円超	年 11 回
税額控除等 (消 30 条～消 41 条)			※ 直前の課税期間の消費税額が 48 万円以下の事業者であっても、届出書を提出することで任意の中間申告 (年 1 回) が可能	
(1) 仕入税額控除 課税仕入にかかる税額控除 (なお、課税売上割合が 95%未満の場合は、税額控除に特例計算の必要あり。)			輸入取引の申告納付 (消 47 条、消 50 条)	
(2) 簡易課税制度 (消 37 条) 基準期間の課税売上高が 5 千万円以下の場合、消費税簡易課税制度選択届出書を提出することで税額計算を簡略化			課税貨物を保税地域から引き取る時までに申告納付	

国 税

国 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
印 紙 税	課税となる文書（印 2 条） 印紙税法別表第 1 に掲げる文書 納税義務者と納税方法（印 3 条、印 8 条～印 12 条） 課税される文書の作成者が、税額に相当する金額の印紙を課税文書に貼り、印鑑などで消印して納税する。ただし、作成量が多い場合などには、特別の納付方法がある。 非課税文書（印 5 条） 印紙税法別表第 1 の非課税物件の欄に掲げる文書、国・地方公共団体又は同法別表第 2 に掲げる者が作成した文書、同法別表第 3 の上欄に掲げる文書で、同表の下欄に掲げる者が作成したもの なお、平成 29 年 4 月に租税特別措置法の一部が改正され、「自然災害の被災者が作成する不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税措置」及び「指定災害の被災者等に対する災害特別貸付に係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置」が設けられた。 当該措置は、平成 28 年 4 月 1 日以後に発生した自然災害又は指定災害に係る契約書等について適用される。 また、新型コロナウイルス感染症等によりその経営に影響を受けた事業者の方に対して行う金銭の貸付けに際して作成される「消費貸借に関する契約書」で一定の要件に該当する文書については、印紙税を非課税とする措置が設けられた。
登 録 免 許 税	課税の範囲（登 2 条） 登録免許税法別表第 1 に掲げる登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明に課税。 課税標準（登 9 条） 別表第 1 のとおり。ただし、不動産の価格は、固定資産課税台帳の価格によることができる。（登附則 4、7 条） 納税方法（登 21 条～登 24 条の 2） 原則として現金で納付し、その領収書を登記後の申請書に貼付。
た ば こ 税	納税義務者（たばこ税法 4 条） 製造たばこの製造者、保税地域から製造たばこを引き取る者 課税標準（たばこ税法 10 条） 本数による
たばこ特 別 税	納税義務者（たばこ特別税法（通称）5 条） 製造たばこの製造者、保税地域から製造たばこを引き取る者 課税標準（たばこ特別税法（通称）7 条） 本数による

税 率 等		納 期 等		
税率一覧表〈抜すい〉（印紙税法別表第1）				
課税される文書		非 課 税	印紙税額（一通又は一冊につき）	
○不動産の譲渡に関する契約書、土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書、消費貸借に関する契約書、運送に関する契約書（第1号文書）		記載された契約金額が1万円未満のもの	200 円～60 万円	
○請負に関する契約書（第2号文書）		〃	200 円～60 万円	
○約束手形、為替手形（第3号文書）		記載された契約金額が10 万円未満のもの	200 円～20 万円	
○継続的取引の基本となる契約書（第7号文書）		-	4 千円	
○①売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書 ②①以外の金銭又は有価証券の受取書（第17号文書）		受取金額が5 万円未満のもの 営業に関しないもの	①200 円～20 万円 ②200 円	
上記中、不動産の譲渡に関する契約書に記載された契約金額が10 万円を超えるもの及び請負に関する契約書（建設業法第2 条第1 項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものに限る。）に記載された契約金額が100 万円を超えるもので、平成26 年4 月1 日から令和9 年3 月31 日までの間に作成されるものは、印紙税額が軽減される。				
登記の種類・原因		土 地	建 物	住宅用家屋の特例
所有権の 移転登記	売 買	1.5%（注1）	2.0%	0.3%（注2）
	贈 与	2.0%		
	相 続	0.4%		
所有権の保存登記		0.4%		0.15%（注3）
〈注1〉 令和8 年3 月31 日までの間に行われる登記について適用される。（措法72） 〈注2〉 令和6 年3 月31 日までの間に行われる登記について適用される。（措法73） 〈注3〉 令和6 年3 月31 日までの間に行われる登記について適用される。（措法72 の2）				
税率（たばこ税法11 条） 原則として1,000 本につき 6,802 円		申告納付（たばこ税法17 条～たばこ税法20 条） 当月分を翌月末日まで		
税率（たばこ特別税法（通称）8 条） 原則として1,000 本につき 820 円		申告納付（たばこ特別税法（通称）12 条） たばこ税の申告にあわせて申告・納付		

官公庁案内

■県税事務所（112 ページを参照）

別府 府 = 別府市大字鶴見字下田井 14-1
大分 分 = 大分市府内町 3-10-1
日田 田 = 日田市城町 1-1-10
中津 津 = 中津市中央町 1-5-16

〒874-0840 □(0977)67-8211
〒870-0021 □(097)506-5771
〒877-0004 □(0973)22-4175
〒871-0024 □(0979)22-2920

■市役所

大分市 = 大分市荷揚町 2-31
別府市 = 別府市上野口町 1-15
中津市 = 中津市豊田町 14-3
日田市 = 日田市田島 2-6-1
佐伯市 = 佐伯市中村南町 1-1
臼杵市 = 臼杵市大字臼杵 72-1
津久見市 = 津久見市宮本町 20-15
竹田市 = 竹田市大字会々 1650
豊後高田市 = 豊後高田市市永 39-3
杵築市 = 杵築市大字杵築 377-1
宇佐市 = 宇佐市大字上田 1030-1
豊後大野市 = 豊後大野市三重町市場 1200
由布市 = 由布市庄内町柿原 302
国東市 = 国東市国東町鶴川 149

〒870-8504 □(097)534-6111
〒874-8511 □(0977)21-1111
〒871-8501 □(0979)22-1111
〒877-8601 □(0973)23-3111
〒876-8585 □(0972)22-3111
〒875-8501 □(0972)63-1111
〒879-2435 □(0972)82-4111
〒878-8555 □(0974)63-1111
〒879-0692 □(0978)22-3100
〒873-0001 □(0978)62-3131
〒879-0492 □(0978)32-1111
〒879-7198 □(0974)22-1001
〒879-5498 □(097)582-1111
〒873-0503 □(0978)72-1111

■町村役場

姫島村 = 東国東郡姫島村 1630-1
日出町 = 速見郡日出町 2974-1
九重町 = 玖珠郡九重町大字後野上 8-1
玖珠町 = 玖珠郡玖珠町大字帆足 268-5

〒872-1501 □(0978)87-2111
〒879-1592 □(0977)73-3111
〒879-4895 □(0973)76-2111
〒879-4492 □(0973)72-1111

■税務署（国税）

大分 分 = 大分市中島西 1-1-32
別府 府 = 別府市光町 22-25
中津 津 = 中津市大字中殿 550-20（中津合同庁舎）
日田 田 = 日田市田島 2-7-1
佐伯 伯 = 佐伯市中村西町 3-15
臼杵 杵 = 臼杵市大字臼杵 2-107-637
竹田 田 = 竹田市大字会々 1650-17
宇佐 佐 = 宇佐市大字上田 1055-1（宇佐合同庁舎）
三重 重 = 豊後大野市三重町市場 1225-9
（三重合同庁舎）

〒870-8616 □(097)532-4171
〒874-8686 □(0977)23-2111
〒871-8642 □(0979)22-3111
〒877-8691 □(0973)23-2136
〒876-0855 □(0972)22-0910
〒875-8686 □(0972)63-8522
〒878-8791 □(0974)63-3141
〒879-0498 □(0978)32-0360
〒879-7192 □(0974)22-1015

■大分地方法務局・支局

大分(本局)	＝大分市荷揚町 7-5 (大分法務総合庁舎内)	〒870-8513	☎(097)532-3161
杵築支局	＝杵築市大字杵築 665-137	〒873-0001	☎(0978)62-2271
佐伯支局	＝佐伯市野岡町 2-13-25	〒876-0815	☎(0972)24-0772
竹田支局	＝竹田市大字会々 1525-8	〒878-0011	☎(0974)62-2315
中津支局	＝中津市大字中殿 550-20	〒871-0031	☎(0979)22-0584
宇佐支局	＝宇佐市大字上田 1055-1	〒879-0453	☎(0978)32-0508
日田支局	＝日田市田島 2-11-46	〒877-0025	☎(0973)22-2719

■大分地方裁判所・支部

大分地方裁判所	＝大分市荷揚町 7-15	〒870-8564	☎(097)532-7161
杵築支部	＝杵築市大字杵築 1180	〒873-0001	☎(0978)62-2052
佐伯支部	＝佐伯市野岡町 2-13-2	〒876-0815	☎(0972)22-0168
竹田支部	＝竹田市大字竹田 2065-1	〒878-0013	☎(0974)63-2040
中津支部	＝中津市二ノ丁 1260	〒871-0050	☎(0979)22-2115
日田支部	＝日田市淡窓 1-1-53	〒877-0012	☎(0973)23-3145

■大分家庭裁判所・支部

大分家庭裁判所	＝大分市荷揚町 7-15	〒870-8564	☎(097)532-7161
杵築支部	＝杵築市大字杵築 1180	〒873-0001	☎(0978)62-2052
佐伯支部	＝佐伯市野岡町 2-13-2	〒876-0815	☎(0972)22-0168
竹田支部	＝竹田市大字竹田 2065-1	〒878-0013	☎(0974)63-2040
中津支部	＝中津市二ノ丁 1260	〒871-0050	☎(0979)22-2115
豊後高田出張所	＝豊後高田市玉津 894	〒879-0606	☎(0978)22-2061
日田支部	＝日田市淡窓 1-1-53	〒877-0012	☎(0973)23-3145

■簡易裁判所

大分	＝大分市荷揚町 7-15	〒870-8564	☎(097)532-7161
別府	＝別府市上田の湯町 4-8	〒874-0908	☎(0977)22-0519
臼杵	＝臼杵市大字臼杵 101-2	〒875-0041	☎(0972)62-2874
杵築	＝杵築市大字杵築 1180	〒873-0001	☎(0978)62-2052
佐伯	＝佐伯市野岡町 2-13-2	〒876-0815	☎(0972)22-0168
竹田	＝竹田市大字竹田 2065-1	〒878-0013	☎(0974)63-2040
中津	＝中津市二ノ丁 1260	〒871-0050	☎(0979)22-2115
豊後高田	＝豊後高田市玉津 894	〒879-0606	☎(0978)22-2061
日田	＝日田市淡窓 1-1-53	〒877-0012	☎(0973)23-3145

県税の申告と納税の期限一覧

税 目		申 告 期 限	納 期 限	方 法
個 人 県 民 税		給与所得者については、給与支払者が給与支払報告書を1月末日	給与支払者が6月から翌年5月まで毎月徴収して翌月10日までに市町村へ納入	給与支払者が徴収する
		65歳以上の公的年金受給者については、年金保険者が公的年金等支払報告書を1月末日	年金保険者が年6回の年金支給月に徴収して翌月10日までに市町村へ納入	年金保険者が徴収する
		給与以外の所得者は、3月15日（所得税の確定申告をした者は不要）	一般的には6月、8月、10月及び1月	普 通 徴 収
法 人 県 民 税		確定申告は、事業年度又は連結事業年度の終了した日の翌日から2か月以内	申告と同じ	申 告 納 付
県 民 税 利 子 割		毎月分を翌月10日	申告と同じ	申 告 納 入
県 民 税 配 当 割		毎月分を翌月10日	申告と同じ	申 告 納 入
県民税株式等譲渡所得割		年間分を翌年1月10日	申告と同じ	申 告 納 入
個 人 事 業 税		3月15日 (所得税の確定申告をした者又は個人県民税の申告をした者は不要)	8月及び11月	普 通 徴 収
法 人 事 業 税		確定申告は、事業年度の終了した日から2か月以内	申告と同じ	申 告 納 付
地方消費税	譲 渡 割	法人の確定申告は事業年度の終了した日から2か月以内 個人事業者は翌年の3月31日	申告と同じ	申 告 納 付 (消費税とあわせて)
	貨 物 割	課税貨物を引き取る時まで	原則として申告と同じ	申 告 納 付 (消費税とあわせて)
不 動 産 取 得 税		取得した日から60日以内	納税通知書で定められた日	普 通 徴 収
県 た ば こ 税		毎月分を翌月末日	申告と同じ	申 告 納 付
ゴ ル フ 場 利 用 税		毎月分を翌月15日	申告と同じ	申 告 納 入
軽 油 引 取 税		毎月分を翌月末日	申告と同じ	申 告 納 入 〔自己処理分〕 は申告納付
自 動 車 税		取得、変更のつど	5月 新規登録のとき	普 通 徴 収 証 紙 徴 収
鉦 区 税		発生、消滅又は変更の日から7日以内	5月	普 通 徴 収
県 固 定 資 産 税		1月31日	4月、7月、12月及び2月	普 通 徴 収
狩 猟 税		登録を受けるとき	登録を受けるとき	証 紙 徴 収
産 業 廃 棄 物 税		1～3月分を4月末日 4～6月分を7月末日 7～9月分を10月末日 10～12月分を1月末日	申告と同じ	申 告 納 入 〔自己処理分〕 は申告納付

普通徴収…県から納税者に送付した納税通知書により納税する。

申告納入…県にかわって特別徴収義務者が税金を受け取り、申告し、納税する。

申告納付…納税者が納める税金を申告し、納税する。

証紙徴収…県が発行する証紙などにより税金を納税する。

市町村税の市町村別納期一覧

市町村名	軽自動車税 (種別割)	市町村民税				固定資産税			
		第1期	第2期	第3期	第4期	第1期	第2期	第3期	第4期
大 分 市	5月	6月	8月	10月	1月	4月	7月	9月	12月
別 府 市	5月	6月	8月	10月	1月	5月	7月	12月	2月
中 津 市	5月	6月	8月	10月	1月	4月	7月	12月	2月
日 田 市	5月	6月	9月	11月	1月	5月	8月	10月	12月
佐 伯 市	5月	6月	8月	10月	1月	5月	7月	12月	2月
臼 杵 市	5月	6月	8月	10月	1月	4月	7月	12月	2月
津 久 見 市	5月	6月	8月	10月	1月	4月	7月	12月	2月
竹 田 市	5月	6月	8月	10月	12月	4月	7月	9月	11月
豊後高田市	5月	6月	8月	10月	1月	5月	7月	12月	2月
杵 築 市	5月	6月	8月	10月	1月	5月	7月	12月	2月
宇 佐 市	5月	6月	8月	10月	11月	5月	7月	9月	12月
豊後大野市	5月	6月	8月	10月	1月	4月	7月	12月	2月
由 布 市	5月	6月	8月	10月	12月	4月	7月	9月	11月
国 東 市	5月	6月	8月	10月	1月	5月	9月	12月	2月
姫 島 村	4月	6月	8月	10月	1月	4月	7月	9月	12月
日 出 町	5月	6月	8月	10月	1月	5月	7月	12月	2月
九 重 町	5月	6月	9月	11月	1月	5月	8月	10月	12月
玖 珠 町	5月	6月	8月	10月	1月	5月	7月	12月	2月

※1 納期限が土曜日、日曜日、祝日等の場合は、その翌日が期限となる。

※2 特別の事情がある場合において、上記の納期により難しいと認められるときは別に納期を定めることがある。

県税事務所の所在地及び管轄区域

事務所	所 在 地	市 町 村 名	管轄市町村計			
			市	町	村	計
別 府	別府市大字鶴見字下田井 14-1 (〒874-0840) (代) (0977) 67-8211	別府市、杵築市、国東市 東国東郡（姫島村） 速見郡（日出町）	3	1	1	5
大 分	大分市府内町 3-10-1 (〒870-0021) (代) (097) 506-5771 ○自動車税管理室 大分市大津町 3-4-13 (〒870-0907) (代) (097) 552-1121 ○佐伯納税事務所 佐伯市長島町 1-2-1 (〒876-0813) (代) (0972) 22-3021 ○豊後大野納税事務所 豊後大野市三重町市場 1123 (〒879-7131) (代) (0974) 22-7501	大分市、臼杵市、津久見市 由布市、佐伯市、竹田市 豊後大野市	7	0	0	7
日 田	日田市城町 1-1-10 (〒877-0004) (代) (0973) 22-4175	日田市 玖珠郡（九重町・玖珠町）	1	2	0	3
中 津	中津市中央町 1-5-16 (〒871-0024) (代) (0979) 22-2920	中津市、豊後高田市、宇佐市	3	0	0	3
税 務 課	大分市大手町 3-1-1 (〒870-8501) (代) (097) 506-2382					

◎e L T A Xを通じた電子申告、共通納税（※）、電子申請・届出について

大分県では、e L T A X（エルタックス）を通じインターネットを利用した申告・納税等受付サービスを提供しています。

（※）共通納税とは、地方税の納付手続を電子的に行うこと（全国共通）をいいます。

電子申告について

1 電子申告対象税目

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税（地方法人特別税）、県民税（利子割・配当割・株式等譲渡所得割）、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税（※令和6年11月～）、産業廃棄物税（※令和7年4月～）

2 電子申告を初めて行う場合に必要の手続き

e L T A Xのホームページに掲載されているP C d e s k（WEB版）から利用届出の手続きを行い、利用者IDを取得する必要があります。

事前に（1）メールアドレス、（2）電子証明書（関与税理士の署名でも可）、（3）P C d e s k（WEB版）が利用可能なパソコン環境の準備が必要です。

詳しくは、e L T A Xのホームページ（<https://www.lta.go.jp/>）をご覧ください。

共通納税について

1 共通納税対象税目

すべての県税において共通納税が可能です。

ただし、申告を伴う納税については、電子申告を行った場合に限り共通納税が可能です。

また、納付書等による納税については、㊤マークの記載があるものに限り共通納税が可能です。

2 共通納税における納税手段

口座振替（ダイレクト方式）、インターネットバンキング、クレジットカード、ペイジー番号発行によるATM等支払、スマートフォン決済アプリを利用した電子納税及び共通納税対応金融機関窓口での納税が可能です。

3 共通納税を初めて行う場合に必要の手続き

口座振替（ダイレクト方式）を利用する場合のみ、e L T A Xの利用届出（[電子申告について](#)）の2に記載を行い、口座情報を事前に登録する必要があります。

それ以外の納付手段の場合は、事前手続は不要です。

※具体的な納付方法については下記Webページをご覧ください。

・申告を伴う納税等：e L T A Xのホームページ（<https://www.lta.go.jp/>）

・納付書等による納税：e L お支払サイト（<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser?id=top>）

電子申請・届出について

利用可能な手続はe L T A Xのホームページ（<https://www.lta.go.jp/eltax/tetsuzuki/>）をご覧ください。

◎申告書・納付書等のダウンロードについて

大分県庁のホームページにて、各種様式等のダウンロードサービスを行っています。

大分県庁ホームページ（<https://www.pref.oita.jp/site/zei/sinsei.html>）

MEMO

令和８年度 税務ハンドブック

令和８年９月発行

編集・発行者 大分県総務部税務課

〒870-8501 大分市大手町３－１－１

TEL ０９７－５０６－２３８２

印刷所 株式会社 援ジョイワーク大分



ホームページ「くらしと県税」

<https://www.pref.oita.jp/site/zei>

